

あいさつ

「犯罪被害者」と聞いても、自分には関係ない、自分の周囲では見聞きしたこともない、という方もおられるかもしれません。しかし、犯罪等に巻き込まれることは決して他人事ではなく、誰もがその立場になるリスクを抱えています。

特に、弱い立場にある子ども・若者が様々な犯罪被害にあう事案は後を絶たず、潜在化しやすい子ども・若者の被害に対する支援体制の整備が課題となっています。

神奈川県では、平成21年に都道府県では全国で2番目となる「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、県、県警察、民間支援団体が一体的に運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を開設するなど、全国に先駆けた取組を進めてきました。さらに、平成29年には、警察に届出を^{ちゅうちよ}躊躇する性暴力被害者のために、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を開設し、犯罪被害者等支援の充実を図ってきました。

一方、国の令和6年犯罪統計によれば、殺人・強盗などの重要犯罪に巻き込まれた被害者のうち、20歳未満の被害者の割合は40.1%を占めており、総人口に占める20歳未満の割合15.6%（令和6年10月1日現在総務省人口推計）を大幅に上回っています。さらに、性犯罪に限れば被害者の46.4%が20歳未満となっており、子ども・若者がこうした被害にあうリスクの高さを如実に示しています。

犯罪被害にあうと、身体的被害はもとより、事件にあったことによる精神的ダメージなど、様々な問題に直面し、苦しめられます。特に、弱い立場に置かれた子ども・若者は、被害を言い出せないことや、そのことが被害なのか分からぬことから、被害が潜在化しやすい傾向があります。そのため、こうした犯罪被害者等への支援が十分に届くような体制整備が急務となっています。

国では、「第4次犯罪被害者等基本計画」において、「自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。」とし、子ども・若者への支援強化の必要性を重視しています。さらに、令和4年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、令和6年には「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法、日本版D B S法）」が公布され、施行に向けて議論されています。

神奈川県ではこの機運の高まりを捉え、学校等の教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に関する規定を新設する等、令和7年10月に県条例の改正を行うとともに、教育活動現場における犯罪被害者等支援の取組を充実するため、本ハンドブックを作成しました。

被害からの回復には、子ども・若者が多くの時間を過ごす学校等が、安全で安心な場所と感じられることが重要です。

そこで、本ハンドブックでは、いじめ・非行や、被害が特に潜在化しやすい性被害等、様々な犯罪被害にあった児童生徒に必要な心のケア、被害からの回復過程、被害児童生徒への対応手順や留意点について記載しています。学校等においては、警察や児童相談所などの専門機関と連携しながら、被害児童生徒の気持ちを尊重し、本人の意思を十分に考慮し、被害児童生徒を第一にご対応いただきたいと思います。

犯罪はあらゆるところで起こり得ます。それは、子ども・若者が多くの時間を過ごす学校等でも当然起こり得るということです。

こういった想定のもと、本ハンドブックの活用により、被害児童生徒に寄り添った対応について教職員等に周知されることで、被害児童生徒のみならず、その関係者全員が、安全・安心な日常生活を送ることができるよう祈念してやみません。

2026（令和8）年1月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部犯罪被害者支援担当課長

目 次

第1章 総論	1
1 児童生徒が被害者となり得る犯罪行為～様々な犯罪被害～	3
2 児童生徒が犯罪被害にあう場所及び加害者との関係	6
3 被害児童生徒対応に当たっての基本的な考え方	8
(1) 被害児童生徒に起こり得る困難な状況や心身の反応の理解	8
(2) 被害認知後の対応の認識	10
4 早期発見の重要性～被害後の反応を知る～	12
(1) 児童生徒の日常の観察・言葉かけ	12
(2) 児童生徒が被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み	14
5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育	19
(1) 児童生徒への教育	19
(2) 保護者への情報提供	24
(3) 教職員等への研修	25
コラム1 神奈川県警察本部警務課被害者支援室から伝えたいこと～警察と連携した被害児童生徒支援を～（神奈川県警察本部警務課被害者支援室）	27
6 事件の流れ	28
(1) 犯人が20歳以上の場合	28
(2) 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合	30
(3) 犯人が14歳未満の少年である場合	30
(4) 刑事手続と民事手続	32
コラム2 少年相談・保護センターから伝えたいこと～児童・生徒の訴えを見逃さない～（神奈川県警察本部少年育成課）	33
コラム3 児童相談所にできること（県中央児童相談所）	34
コラム4 弁護士にできること	
（神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会 中里 勇輝）	36
7 二次被害を防ぐために	38
(1) 二次被害とは	38
(2) 被害児童生徒や保護者の心理状況	40

8	関係機関にできること～神奈川県における犯罪被害者等支援～	44
(1)	神奈川県における犯罪被害者等支援の体制	44
(2)	かながわ犯罪被害者サポートステーション	47
(3)	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	51
(4)	県独自の経済的支援	54
(5)	県内市町村による支援	55
(6)	県内の関係機関による支援	56

第2章 被害認知後の対応 69

1	被害児童生徒の対応に伴う教職員等の心の反応とケア	69
(1)	教職員等に現れる心の反応	69
(2)	教職員等の心のケア	70
2	初期対応	71
(1)	被害の疑いを認知したときの対応（教職員等が初めに把握する場合）	71
(2)	管理職へ報告	79
(3)	組織対応	79
3	中長期対応	89
(1)	被害児童生徒やきょうだい児への対応	89
(2)	被害児童生徒の保護者への対応	92
(3)	被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応	92
(4)	関係機関との連携	92

第3章 被害別特性と対応の留意点 93

1	誰かが亡くなったとき	94
(1)	被害の特性	94
(2)	対応の留意点	96
2	怪我を負ったとき	100
(1)	被害の特性	100
(2)	対応の留意点	100

3 性被害（性犯罪・性暴力）	102
(1) こども性暴力防止法	102
(2) 性被害（性犯罪・性暴力）とは	103
(3) 刑法における規定	105
(4) 被害の特徴	108
(5) 性的グルーミングによる性被害	109
(6) 性被害を受けた後の児童生徒の反応	111
(7) 性被害を受けた児童生徒への対応の留意点	113
(8) 性被害を受けた児童生徒の保護者への対応の留意点	116
(9) 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応の留意点	116
コラム5 性被害にあったこどもが必要とする支援	
(追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓)	117
 特集 SNSを介した被害	119
(1) 警察庁の統計から	120
(2) SNSを介した性被害の特徴	126
(3) 教育の重要性	127
(4) SNSを介した被害の認知経路	127
(5) 性的画像等（児童ポルノ）に関する被害の対応の留意点	128
(6) 性的画像等に関する学校等の対応への訴訟事例	129
コラム6 SNSによる性被害（追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓）	130
 4 人身安全関連事案（児童虐待、ストーカー被害、デートDV）	132
【児童虐待】	132
(1) 児童虐待とは	132
(2) 児童虐待のサイン	134
(3) 児童虐待が心身に与える影響	135
(4) 疑いを含めた通告義務	136
(5) 通告先等	137
(6) 児童虐待通告の判断に当たっての留意点	137
(7) 対応の留意点	138
(8) 障害者虐待	141
【ストーカー被害】	142
(1) 「ストーカー」とは	142
(2) ストーカー被害の概況	143
(3) ストーカー被害の特徴	143
(4) 対応の留意点	143
(5) 警察にできること	144

【デートDV】	145
(1) デートDVとは	145
(2) デートDV被害の特徴	145
(3) 対応の留意点	146

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在） …… 147

1 総合的な相談（被害児童生徒・加害児童生徒ともに対応）	147
2 被害児童生徒に関する相談	148
3 加害児童生徒に関する相談	149
4 虐待に関する相談	150
5 性被害に関する相談	152
6 ストーカー被害、恋人からの暴力（デートDV）に関する相談	154
7 消費者トラブル、特殊詐欺等に関する相談	157
8 司法関連・法律相談	159
9 インターネット上の情報等に関する相談・通報等	165
10 経済的支援に関する相談	167
11 心身の悩みに関する相談	173
12 女性相談窓口	176
13 子ども向け相談窓口	177
14 人権相談（法務省）	182
15 外国人向け相談窓口	183
16 高次脳機能障害に関する相談	185
17 暴力団等に関する相談	186
■ 神奈川県警察 警察署一覧	187
■ 神奈川県内 児童相談所一覧	195
■ 市町村犯罪被害者等相談窓口一覧	196

※本ハンドブックにおいては、原則令和7年11月末現在の内容で記載しています。
(別途、時点の記載があるものを除く)

用語集

原則、下記文言に統一しているが、法律や統計の調査項目等の引用や施設名（例：児童相談所、児童虐待、こども性暴力防止法等）、コラム内の表現についてはこの限りでない。

犯罪

犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」という。）第2条第1項及び神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下、「県条例」という。）第2条第1項に定める「犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）」をいう。

犯罪被害者等

基本法第2条第2項及び県条例第2条第2項に定める「犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）」をいう。

学校等、教育活動現場

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）第2条第3項第1号に定める「学校等」及び同条第5項に定める「民間教育保育等事業」を行う場をいう。

なお、**本ハンドブックにおいては、学校教育法第一条に規定する学校（同法第八十三条に規定する大学を除く）における対応を中心として記載する**ため、本文中ではこども性暴力防止法に定める学校等、民間教育保育等事業を総称して「学校等」と記載することとする。

児童生徒

こども性暴力防止法第2条第1項に定める「児童等」をいう。なお、保護者との継柄を表す必要性がある場合等は「子ども」と記載する。

教職員等

こども性暴力防止法第2条第4項に定める「教員等」及び同条第6項に定める「教育保育等従事者」をいう。

管理職

学校教育法に規定する学校においては、校長、園長、副校長、副園長及び教頭をいう。また、それ以外においては、責任者や上司をいう。

第1章 総論

殺人や傷害、性犯罪などの犯罪被害にあうと、犯罪被害者やその家族は様々な困難に直面します。例を挙げると、家族の命を奪われる、傷害を負わされる、財産を奪われるといった被害により、犯罪被害者やその家族は心身の不調、捜査や裁判に伴う負担、経済的な負担など、様々な困難に直面し、苦しめられます。

犯罪によって奪われたものは戻りませんが、犯罪被害者等が平穏な生活を早期に取り戻すために、関係機関が連携し、きめ細かな支援を途切れることなく提供すること、すなわち「犯罪被害者等支援」が必要です。

犯罪被害者等基本法

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

これにより、県や市町村においては、犯罪被害者等の相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等に特化した支援を行うための条例を制定するなど、犯罪被害者等施策の充実を図っています。

特に、自ら被害を訴えることが難しく、被害が潜在化しやすい児童生徒や、直接の犯罪被害者ではないものの、保護者や兄弟姉妹等が被害にあったことで心身に影響を受けるおそれがある児童生徒に対しては、そのニーズを正確に把握し、適切な支援を行う必要があります。

本ハンドブックは、「第1章 総論」で被害児童生徒対応にあたっての基本的な考え方について、「第2章 被害認知後の対応」では、在籍する児童生徒が犯罪被害者等となった場合や被害の疑いが生じた場合に、学校等においてどのように対応したらよいのかといった具体的な対応方法について、「第3章 被害別特性と対応の留意点」では、児童生徒が犯罪被害者等となり得る犯罪のうち、教職員等による対応が必要となり得るものについて、被害別に記載しています。

本ハンドブックの構成は次ページのとおりです。

早期発見(P12)

未然防止及び被害者への配慮に関する教育 (P19)

初期対応

被害認知

組織対応(P79)

教職員等の心の反応とケア(P69)

被害の疑いを認知したときの対応(P71)

- ・認知経路別の対応方法
- ・聞き取りにおける留意点等

管理職へ報告(P79)

保護者への連絡
(P80)

警察又は児童相談所への相談・通報・
通告(P84)

児童生徒への聞き取り(P84)

児童生徒間で生じた被害対応(P86)

被害児童生徒の兄弟姉妹の対応(P87)

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応(P87)

中長期対応

被害児童生徒やきょうだい児への対応(P89)

被害児童生徒の保護者への対応(P92)

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応(P92)

関係機関との連携(P92) 連携は被害直後から!

被害別対応

誰かが亡くなったとき(P94)

怪我を負ったとき(P100)

性被害(性犯罪・性暴力)(P102)

人身安全関連事案(P132)
(児童虐待、ストーカー被害、デートDV)

SNSを
介した被害
(P119)

1 児童生徒が被害者となり得る犯罪行為～様々な犯罪被害～

令和6年の神奈川県内の刑法犯認知件数（神奈川県警察本部調べ）を被害者の年齢別にみたときに、児童生徒が大きな割合を占める19歳以下に着目すると、100件を超えているのは、多い順に乗り物盗、非侵入盗、性的姿態撮影等処罰法、暴行、傷害、不同意わいせつ、不同意性交等です。学校においてもこれらの犯罪とは無関係ではなく、在籍する児童生徒が犯罪被害者等となり得るという認識を持つ必要があります。

令和6年神奈川県内の刑法犯認知件数（被害者の年齢別）

罪名	総数	年齢別内訳			
		0～19歳 の計	0～5歳	6～12歳	13～19歳
刑法犯総数	45,716	6,340	50	908	5,382
殺人	59	4	2	1	1
自殺関与・同意殺人	4	1			1
強盗傷人	57	6			6
強盗・不同意性交等	3	2			2
強盗・準強盗	47	3		1	2
不同意性交等	215	109		16	93
暴行	1,519	220	16	53	151
傷害	1,310	205	10	41	154
脅迫	125	20		1	19
恐喝	87	45		2	43
侵入盗	2,518	18		1	17
乗り物盗	14,192	4,450		624	3,826
非侵入盗	15,933	541		82	459
詐欺	3,655	29			29
横領	126	2			2
偽造	89	1			1
不同意わいせつ	397	191	7	45	139
公然わいせつ	149	1			1
面会要求等	13	13		3	10
性的姿態撮影等処罰法	594	372	2	20	350
住居侵入	731	2			2
逮捕監禁	19	7	1	3	3
略取誘拐・人身売買	31	28	8	8	12
器物損壊等	2,431	60		6	54
その他の刑法犯	1,412	10	4	1	5

(神奈川県警察本部調べ)

児童生徒が被害者となり得る犯罪は多岐にわたりますが、「いじめ」や「非行」といった形で犯罪に該当し得る行為が発生する可能性があり、ほんの小さなことから思わぬ方向に発展し、命に関わる重大な事件になることもあります。

学校等の外でも、SNS等のインターネットに起因する被害や、通学途中での交通事故、自宅や公園等で遊んでいる中で犯罪や性暴力の被害にあうこともあります。さらには、決してあってはならないことですが、児童生徒が教職員等から犯罪や性暴力等の被害にあう事案もあります。

また、保護者や兄弟姉妹が被害にあったことにより、児童生徒がある日突然「犯罪被害者の家族」となることもあります。



警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得るいじめの例	該当し得る犯罪
・ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行、傷害
・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする	暴行
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し殴られる、蹴られる	
・無理やりズボンを脱がされる	
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる	強要、不同意わいせつ
・現金を巻き上げられる、オンラインゲームのアイテムを購入させられる、金品をたかられる	恐喝
・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	窃盗、器物損壊等
・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	脅迫、名誉毀損、侮辱、児童ポルノ提供等
・ハサミやカッターなどの刃物で切りつけられる	傷害
・断れば危害を加えると脅され、性器や胸、お尻を触られる	不同意わいせつ
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗まれる	窃盗
・財布から現金を盗まれる	
・自転車を壊される	器物損壊等
・制服をカッターで切り裂かれる	
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせられる	強要
・本人の裸等が写った写真・動画をインターネット上で拡散する と脅される	脅迫
・インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘される、 気持ち悪い、不細工等と悪口を書かれる、誹謗中傷される	名誉毀損、侮辱
・「死ね」と唆された児童生徒が自殺した	自殺関与
・スマートフォンで児童生徒の性器や下着姿等の写真・動画（以下、「児童ポルノの写真・動画」という。）を撮影して送るよう 指示され、児童ポルノの写真・動画を送らされる	児童ポルノ提供等
・児童ポルノの写真・動画を転送される、インターネットやS NS上にアップロードされる、他者のスマートフォンなどに保存 される	
・元交際相手から性的な写真・動画をインターネット上に公表さ れる	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)

※令和5年2月7日付け文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」を参考に作成

2 児童生徒が犯罪被害にあう場所及び加害者との関係

児童生徒が犯罪被害にあう場所は、通学路や電車の中、公園や道端、買い物に出かけた店舗、アルバイト先など、様々な場所が想定されます。さらに、児童生徒が多くの時間を過ごす家庭内や学校等でも起こり得ます。



加害者との関係も様々ですが、大人と比べ行動範囲が限られる児童生徒の被害は、知っている人からの被害の割合が高いといわれています。家庭内の被害では、保護者や兄弟姉妹、親戚など身近な人によるもの（児童虐待を含む）が大多数です。また、学校等で起こる被害は、外部からの侵入者によるものよりも、同級生、先輩、後輩といったほかの児童生徒や、教職員など指導的立場の者によるものが多い傾向にあります。



在籍する児童生徒が犯罪被害者等となった場合や被害の疑いが生じた場合、教職員等の中に「まさかそんなことが起こるはずがない」「信頼の厚いあの人人が罪を犯すはずがない」といった先入観があると、被害児童生徒が「話しても信用してもらえない」と感じてしまい、結果として被害リスクや被害児童生徒の発見が遅れてしまうことにつながります。

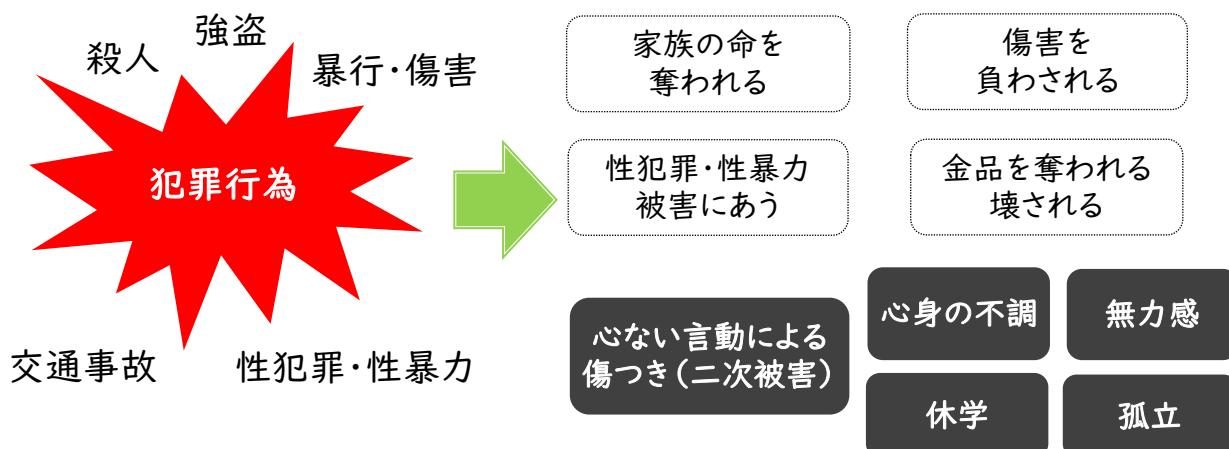
そのため、教職員等や児童生徒、保護者など、学校等関係者の誰もが犯罪被害者等となり得ること、また、学校等の中で犯罪が発生した場合、被害者と加害者の両方が学校等の中に存在し得ることを、すべての教職員等が自分自身の問題として捉えることが、被害リスクの早期発見や、その後の適切な対応を行う上で重要です。なお、これは教職員等が学校等関係者へ疑いを持つことを求めるものではなく、被害リスクを把握するための前提となる意識付けを意味しています。

3 被害児童生徒対応に当たっての基本的な考え方

学校等における被害児童生徒対応では、被害後に起こり得る困難や心身の反応の理解とともに、被害認知後の対応の認識を共有することが重要です。

(1) 被害児童生徒に起こり得る困難な状況や心身の反応の理解

被害にあった児童生徒は、生命を奪われる（家族を失う）、傷害を負わされる、金銭などの財産を奪われるといった生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、被害後には、様々な領域で困難な状況に直面することがあります。また、その困難は、被害児童生徒本人だけでなく、家族やほかの児童生徒、さらに教職員等を含めた周囲の人々にも影響を及ぼし、被害直後から長期に渡る場合もあります。なお、同じ罪名の被害であっても、被害の内容や被害後の反応は一人ひとり異なります。



<困難な状況や心身の反応の具体例（児童生徒の場合）>

心身の不調

- あまりに突然で予期できることについては、上手く対処できず、そのため、体も心も一時的に麻痺したような状態になる。
- 現実感が持てず、「夢の中にいるよう」と話す被害児童生徒もいる。被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがある。
- 精神的な不調は、急性ストレス症（A S D : Acute Stress Disorder）¹、心的外傷後ストレス症（P T S D : Post Traumatic Stress Disorder）²、適応障害、うつ病などの精神疾患として現れる場合もある。

周囲の人の言動による傷つき

- 周囲の人たちからの誹謗中傷や興味本位の質問、事実とは異なるうわさ、支援者の配慮に欠けた言動など。
- 被害児童生徒やその保護者の落ち度を指摘される。

加害者からの更なる被害

- 加害者からの謝罪が全くない。
- 刑事裁判で、加害者にとって都合の良い主張を聞かされる。
- 加害者やその関係者からの再被害又はそのおそれ。

捜査や裁判に伴う負担

- 事件について何度も説明せざるを得ない。
- 捜査や裁判への参加に伴う時間的、身体的負担が重くのしかかる。

生活上の問題

- 学校等での困難
 - ・心身の不調から学習上のミスが増えたり、友人等とうまくいかなくなったりする。
 - ・警察や検察庁での事情聴取や裁判、被害後の様々な手続等で時間を取られるため、学校等を休まざるを得ないこともある。
- 経済的な問題
 - ・生計維持者を失ったり、治療のための医療費、警察や病院などに出向く交通費、弁護士費用の負担などによる経済的負担が大きい。
 - ・加害者に支払能力がない場合には、損害賠償金を受け取れないこともある。
- 不本意な転居等や住居の問題
 - ・自宅又はその近辺での被害の場合、フラッシュバック（41 ページ参照）や近隣のうわさによる精神的な苦痛により住み続けることが辛い、自宅が加害者に知られており再被害のおそれがある、犯罪により家が滅失・著しく破損した、障害等により自宅における従来の生活を維持するのが困難になった等の理由により、住み慣れた自宅を離れ、転居を余儀なくされることもある。転居に伴う経済的負担も生じる。
- 家族関係の変化
 - ・被害にあった児童生徒だけでなく、家族もショックを受ける。
 - ・家族といえども、ストレスの感じ方や被害の受け止め方は異なり、感情の表し方や対処方法も違うため、家族関係がぎくしゃくすることがある。

¹ 「急性ストレス症（A S D : Acute Stress Disorder）」

被害の直後から始まり、1か月未満で消失する日常生活に支障をきたす強く不快な症状である。具体的な症状としては、被害に関することが頭の中によみがえってくる、気持ちがひどく動搖し、混乱していると感じる、気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる、神経が興奮して落ち着かないなどがある。

² 「心的外傷後ストレス症（P T S D : Post Traumatic Stress Disorder）」

41 ページ参照

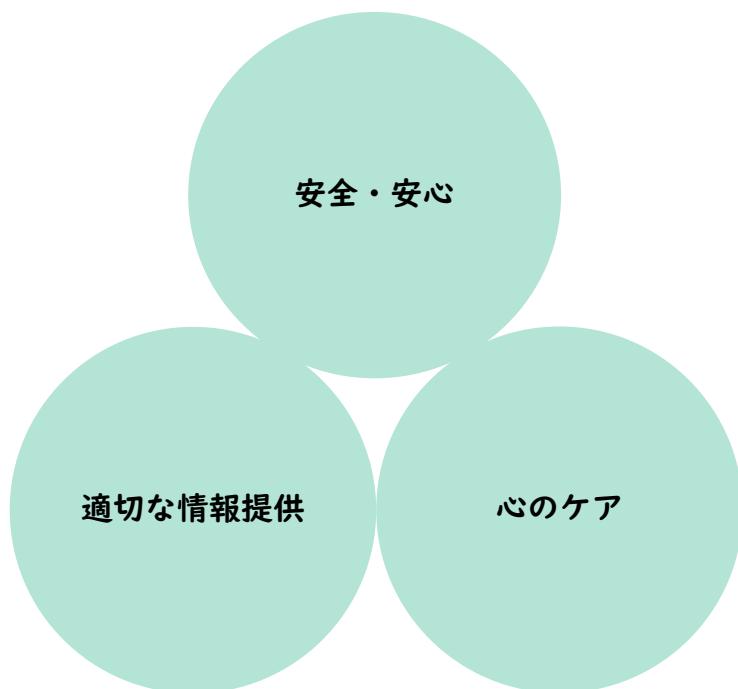
（2）被害認知後の対応の認識

犯罪被害者等支援には、三つの柱があります。

第一に、「安全・安心」です。衣・食・住や医療など、体の安全を守るための支援と、再被害や二次被害を受けることがないという安心感を与えることが最優先される支援となります。

第二に、「適切な情報提供」です。被害児童生徒やその保護者は突然の出来事に直面し、何をどうしたらよいか分からず、今後どうなるのかという不安でいっぱいです。そのため、学校等の内外での相談先を紹介し、弁護士やカウンセラーなど専門家からの支援につなげる等の情報提供が重要です。

第三に、これらと並行して行われる「心のケア」です。一般に心のケアは専門家にしかできないと思われがちですが、児童生徒が一日の大半を過ごす学校等で、信頼できる立場にいる教職員等による配慮が被害からの回復に大きく寄与します。



これらを前提に、被害認知後の対応は、次の認識を持って行うことが求められます。

ア 疑いの段階から重く受け止めた対応

児童生徒や保護者などから相談があり、被害が発生した疑いが生じた場合には、その段階から事態を重く受け止め、速やかに管理職へ報告し、被害児童生徒の安全確保などの対応を開始することが重要です。

イ 組織対応

被害を打ち明けられた場合は、一人で抱え込まず、迅速かつ慎重に管理職に報告・連絡・相談することを徹底し、複数の教職員等による組織的な対応を行うことが重要です。

また、被害を知った教職員等も大きな衝撃を受けることがあります。教職員等の負担を軽減し、児童生徒や保護者に適切な対応を行うためにも、外部の機関や専門家等のサポートを受けることが有効です。

ウ 関係機関との連携

被害児童生徒やその家族に生じる問題は多様であり、学校等だけですべてに対応することは困難な場合も多くあります。そのため、学校等は被害認知直後から、様々な専門性を持つ関係機関と連携して対応することが大切です。

関係機関と円滑な連携を図るためにには、どのような関係機関があり、どのような支援を行っているかを事前に把握しておくことや、日頃から情報交換や相談ができる体制・ネットワークを構築しておくことが重要です。

エ 被害児童生徒を第一に対応

被害を認知した後の対応にあたっては、被害児童生徒の気持ちを尊重し、意思を十分に考慮しながら進めます。

また、被害児童生徒が安心して日常生活を送るためにには、直面している困難な状況について理解した上で対応することに加え、教職員等やほかの児童生徒からの言動による傷つき（二次被害（38 ページ参照））を防ぐことも重要です。

このような「被害児童生徒を第一にした対応方針」を保護者や組織で共有し、被害児童生徒の安全・安心な生活に向けて連携して支援していくことが大切です。

4 早期発見の重要性～被害後の反応を知る～

児童生徒の被害を防止し、万が一発生してしまった場合でも速やかに対応するためには、未然防止・早期発見に向けた日頃からの取組が重要です。ここでは早期発見を扱い、未然防止については、「5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育」(19ページ)で扱います。

児童生徒から教職員等に被害を訴えるには非常に勇氣が必要です。そのため、打ち明けられることを待つのではなく、児童生徒の異変から被害を早期に発見しようと心がけることが重要です。

被害の早期発見には、児童生徒の発するサインを理解するとともに、普段から児童生徒の様子を観察し、会話を通じて変化を察知することが求められます。また、いじめ、性暴力、不適切な行為の情報を察知した場合は、学校等の内外に速やかに報告するルールを設け、教職員等に分かりやすく周知することも有効です。さらに、児童生徒には、相談体制の整備・周知や定期的な面談・アンケート調査等により、被害を訴えやすい仕組みを整えることや、児童生徒が被害を認識できる教育を行うことが重要です。

(1) 児童生徒の日常の観察・言葉かけ

児童生徒の普段と異なる挙動に教職員等が気づくことにより、被害が判明することがあります。そのため、教職員等は、日頃から児童生徒を見守り、小さな変化やSOSに気づく努力が求められます。

管理職は、教職員等に児童生徒の変化を観察するよう促すとともに、さきい些細なことでも気になる点があれば報告できる環境を整備すること、また、管理職としても児童生徒や保護者に言葉かけをするなどにより、信頼関係を築くことが大切です。

児童生徒に見られる被害後の反応を次ページにまとめています。多様な視点・観点から児童生徒の行動を見るとともに、担当の教職員等の主観だけで判断せず、複数人で兆候の有無を観察することが重要です。

児童生徒に見られる被害後の反応

身体的反応	発熱・食欲不振・腹痛・吐き気・頭痛・ ^{きつおん} 吃音・排せつの失敗・夜泣き・不眠・悪夢・かゆみなどの皮膚異常 等
心理的反応	一人でいることを怖がる・不安・怒りっぽい・イライラ・急に興奮する・自分を責める・無力感・疎外感・報復感情 等
生活・行動面の反応	多動・多弁・集中力の低下・沈黙・無表情・泣くことができない・甘えが強くなる・赤ちゃんがえり・反抗・乱暴・大人の気を引く行動・逸脱行為・被害に関連した遊びをする・ 些細な音や聞きなれない音に異様に驚く・不登校 等

- 教職員等がこのような変化に気づいた場合は、背景に何らかの被害の可能性があることを念頭に置き、変化が見られる児童生徒に言葉掛けをして対話につなげるとともに、同僚や管理職へ報告・相談し、記録に残すことが有効です。
- 「最近どう?」「元気がないみたいだけど」等の言葉掛けをしても、児童生徒はすぐに被害を打ち明けることは少ないので、一度言葉掛けをして問題がなかったからといって放置せず、「何かあったら話してね」と定期的に言葉掛けする等、継続的な対応につなげるための種まきを日頃から行うことが有効です。
- 児童生徒から被害を打ち明けられた際には、69ページからの「第2章 被害認知後の対応」に沿って対応します。

（2）児童生徒が被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み

ア 相談体制の整備・周知

（ア）学校等内の相談体制の整備・周知

被害にあった児童生徒やその保護者の中には、相談窓口の見知らぬ人よりも、まず信頼できる身近な教職員等に相談したいと考えるケースが少なくありません。そのため、教職員等が被害に関する相談を受けた際に適切な対応ができるよう研修等を行うことが有効です（相談を受けた際の注意点等は、69 ページからの「第2章 被害認知後の対応」を参照）。

また、相談員や相談窓口を選定し、被害児童生徒やその保護者などができるだけ早く相談できる体制を整備し、それを周知することで、身近な教職員等には相談しにくい場合や教職員等の不適切な行為についても、組織として早期に把握し対応することが可能となります。

被害児童生徒が相談しやすい環境としては、「匿名で相談できる」「手紙やメール、相談フォームなど、好きなときに記入、かつ、文字で相談できる」「希望する性別の教職員等に相談できる」などが挙げられます。また、相談内容がすぐに友人や教職員等、警察に知られてしまうのかなど、児童生徒が気にする事項を分りやすく周知することも有効です。

相談先があること、被害はどこでも誰にでも起こり得ること、被害にあったあなたは悪くないこと、一人で悩まず何でも相談してよいこと、相談することで責められることはなく秘密は守られることなどを伝えることで、児童生徒やその保護者は被害を打ち明けやすくなります。さらに、相談できる体制があることを周知し、組織として児童生徒の心身の安全を第一に考えていることを児童生徒や保護者、ひいては地域に対して示すことは、社会的信用の向上にもつながります。

相談体制の整備に係る指針等

◆学校の場合◆

文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」引用

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる（法第17条第2項）*
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など必要な措置に迅速につなげることが重要である。
- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援するとともに、電話やSNS等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。

* 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年6月4日公布）

◆保育所等の場合◆

こども家庭庁「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」引用

- 都道府県は、保育士による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる。
- 相談体制の整備等に当たっては、任命権者等や被害児童の保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童に対する保護・支援や事案への対処など必要な措置に迅速につなげることが重要である。
- 都道府県においては、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが被害児童の保護者から活用されるよう周知を行う。
- その際、あらかじめ都道府県教育委員会等との間で必要な調整を行った上で、教育職員性暴力等防止法に基づき設けられた相談窓口を活用することなども考えられる。

(イ) 外部の相談窓口を含めた複数の相談窓口の分かりやすい周知

児童生徒の被害の相談窓口については、147 ページ以降の「第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）」のとおり、様々な公的機関等が設置しています。目的・手法が異なる相談ルートがあることで、児童生徒や保護者が被害を訴えやすく、早期に支援につながりやすくなります。このため、学校等内部の相談体制に加え、外部の各相談窓口についても児童生徒や保護者に分かりやすく周知することが有効です。

この際、ポスター等の掲示だけでは、第三者の目を気にしてじっくり内容を見ることができない、連絡先のメモを取らないなど相談につながりにくい場合もあるため、個別にお知らせや周知カードを配るなど、被害児童生徒が相談しやすくなる工夫も必要です。

イ 面談・アンケートの実施

相談体制を整備・周知して相談されるのを待つだけでなく、児童生徒に面談・アンケートを行い、能動的に被害やその予兆の早期発見に努めることも重要です。定期的な面談・アンケートにより、児童生徒が悩みを打ち明ける機会が常にあることを認識でき、いじめ・非行を含めた潜在的に加害リスクのある者への抑制効果も期待できます。

面談・アンケートの方法や設問の言葉づかいは、児童生徒の発達段階や学校等の状況に応じて検討することが有効です。例えば、小学生には、面談・アンケートに先立って質問項目の説明を行うことや、後述の「5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育」（19 ページ）の機会にあわせて、アンケートを実施することも有効です。また、保護者にも、被害の早期発見や犯罪行為の防止に向けた定期的な取組であるなど、面談・アンケートの趣旨や内容を予め連絡し、理解を求めることも有効です。

ウ 児童生徒が被害を認識できるような教育

「5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育」（19ページ）で詳述します。

◆ 例：性暴力被害の早期発見に向けたアンケート

実施方法	アンケートが複数あることの児童生徒への負担、回答のしやすさ等に配慮し、定期的に実施されている既存のアンケート（例▶いじめの未然防止や早期発見・早期解決につなげることを目的としたアンケート等）に性暴力関連の設問を追加して実施する。			
設問例	<p>Q 周りの人から次のようなことをされたことがありますか。回答したくないと感じた時には、回答しなくともかまいません。</p> <p>ア プライベートゾーン（水着で隠れる部分と口。自分だけの大好きな体の一部）を触られた・触らせられた・見られた・見せられた・写真を撮られた、下着姿や裸の写真・動画を送るようお願いされた</p> <p>イ 性的なことを言われた、からだの特徴についてイヤなことを言われた・からかわれた</p> <p>ウ あなたの周りの人に、ア・イのようなことで困っていたり、悩んでいたりする友人はいますか。</p>			
<p>Q 以上の悩み、あるいはそれ以外の悩みを誰かに相談したことがありますか。</p>		該当するものに○	はい	いいえ
		該当するものに○	はい	いいえ

○児童生徒が被害を訴えやすいアンケートとするための工夫

- 被害を訴えることの心理的負担を可能な限り少なくするために、回答をするかどうかや記名・無記名の選択を児童生徒自身ができるようにすること望ましいと考えます。また、アンケートの後日提出を可能とすることで、アンケート実施時には被害にあっていなくても、伝えたいことができたタイミングで教職員等に申し出ることができます。
- 記名・無記名にかかわらず、児童生徒が被害を訴えたことで不利益を受けることがないように、回答者を守り、心理的安全を確保することが重要です。例えば、教職員等や同級生が加害者である可能性を想定し、後日、管理職や担当以外の教職員等に直接提出できるようにしたり、封筒に厳封して提出させる、回答データのアクセス権限を限定するなど、回答内容を見ることができる者を制限するなどの工夫が考えられます。
- アンケートに多く書き込むことで、周囲から何かあったと推測されることを防ぐため、回答はチェックのみで済む様式にする等の工夫も有効です。また、記述式の設問にする場合は、後日提出を可能とすることで、ほかの人に見られることなく自由に書き込むことができます。

○本事例に係る実施上の留意点

- ・ アンケート対象者の中には、既に性暴力被害を受けた児童生徒が含まれている可能性があることを念頭に置き、アンケート項目については事前に周知し、心身に負担を感じる場合には回答しなくともよいことを伝える、悩みを相談できる窓口の情報を記載する等、トラウマ反応への配慮を行うことが重要です。

また、既に性暴力被害を受けた児童生徒がいる場合には、事前にアンケートの実施を知らせ、「保健室にいて大丈夫だよ」等と回避する方策を提案することも考えられます。

- ・ 過呼吸などの症状やフラッシュバック等による体調不良が生じる場合を想定し、アンケートは複数の教職員等で対応できる時間帯に実施するなど、実施のタイミングを十分に検討する必要があります。

◆未就学児への対応◆

- 未就学児の場合は、本人にアンケート等を実施することは困難であるため、前述の「(1) 児童生徒の日常の観察・言葉かけ」(12ページ)による早期発見が中心となります。
- 可能な限り、担当の教職員等が日常的に観察を行うとともに、園長や担当以外の者が定期的に未就学児と日常会話をを行い、異変がないか確認することが有効です。

◆障害のある児童生徒への対応◆

- 障害のある児童生徒に対してもアンケートの実施は有効ですが、視覚障害がある場合は点字を、知的障害がある場合はイラストを活用するなど、児童生徒が理解しやすく、回答しやすい表現や方法を用い、できる限り本人がアンケートに回答できるように配慮することが必要です。
- 担当の教職員等が加害を行っている可能性も考慮し、場合によっては担当以外の教職員等が面談やアンケートを実施することも有効です。
- 知的障害のある児童生徒については、定期的に面談を行うことが有効です。面談の中で被害の可能性がある話が出た場合は、速やかに警察等の専門機関につなげることが重要です。例えば、児童生徒が「口におしっこされた」と話したことから、結果的に口腔性交させられる被害にあっていたことが判明した事例もあります。
- 保護者や関係者には、児童生徒の様子に違和感があった際には必ず連絡してほしい旨と伝えることも重要です。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

5 被害の未然防止及び被害者への配慮に関する教育

ある日、突然、犯罪に巻き込まれることは誰にでも起こり得ることです。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動や配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等による二次被害（38 ページ参照）にも苦しんでいます。

児童生徒が被害者、加害者、傍観者にならないためには、未然防止や被害にあった場合の早期発見に関する教育を、児童生徒の発達段階等に応じて行うことが重要です。また、児童生徒だけでなく、保護者や教職員等も同じように理解することが求められます。

（1）児童生徒への教育

ア 犯罪や犯罪被害について知る

犯罪によっては児童生徒が犯罪と認識しにくいものもあるため、まずは、児童生徒が犯罪や犯罪被害について知ることが重要です。例えば、いじめの延長で金品を要求されたり、痴漢行為を受けたりすることも犯罪被害であると児童生徒に気づかせる必要があります。児童生徒が犯罪や犯罪被害について知ることで、被害について相談したり、自身を守るために必要な注意や予防策を取ることができます。教職員等が常に児童生徒の様子を見守ることは困難であることから、日頃から、「犯罪とは何か」「犯罪被害にあったときにはどうするか」など、児童生徒への教育を心がけておく必要があります。

例えば、通学路の選択時には、犯罪発生の可能性が高い区域や危険な場所を避け、安全な道を通るようにすることが重要です。また、通学時間を人通りが多い時間帯に設定することで、犯罪被害のリスクを軽減することができます。さらに、複数人で通学することで、互いに目を配り支え合うことができ、犯罪被害のリスクを減らすことができます。

近年ではSNSを介した被害が増えています（詳細は 119 ページ「特集 SNSを介した被害」参照）。「サイバー犯罪防止教室」や民間事業者が実施するインターネットやスマートフォンに関する安全教室等を通じて、児童生徒に被害事例を交えて危険性をイメージさせ、日頃からSNSの適切な利用方法について考えさせることが必要です。

性暴力被害については、「生命（いのち）の安全教育」などを通じて、水着で隠れる場所や口は大切なプライベートゾーンであり、あなただけの大切なものであること、抱きつかれた、触られた、キスされた、相手の体を触られた、見せられた、下着や裸を見せるように言われた、写真や動画をとられたなど自分が嫌だと感じたら、それは性暴力であること、そのような行為をされることを「被害にあう」ということなどを、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明することが重要です。なお、これらを教える際に、「ダメ」「イヤ」を言えなくてもあなたは悪くないこと、「知らない人から」「児童生徒同士で」「知っている人から」「性別・年齢を問わず」「誰でも」被害にあうことがあり、被害にあったあなたは悪くないということを伝えていく必要があります。

また、児童生徒が被害を受けた場合、教職員等や保護者に打ち明ける前に、最初に親しい友人へ被害を打ち明けたり、相談していたりするケースが多くみられます。「友人が被害

にあったことを知ったときは、信頼できる大人に相談してほしい」というメッセージを日頃から伝えておくことも重要です。

これらの前提として、「自分という存在は大切で安全に扱われるべき存在であり、また、相手も自分と同じように大切で安全に扱われるべき存在であること」「個人を尊重し、自分の命もほかの人の命も大切であること」を、教育を通して児童生徒に学んでもらうことが重要です。

- 一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、一個人として尊重されるべきであること
- 児童生徒自身が自分の身体や性を大切にすること
- 嫌なことは嫌だと伝えてよいこと
- 自分自身を理解・自己肯定すること
- 自分と他者の境界線を大切にするとともに、人の気持ちを思いやり、人の心の痛みを理解すること

イ 犯罪被害者等への共感

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後、周囲の無理解や心ない言動などによって二次被害（38 ページ参照）を受けることがあります。同じ言葉であっても、相手や状況によって受け止め方が異なるため、励ましたつもりでも被害児童生徒にとっては負担になり、結果として不登校になるなど、これまでどおりの生活を送ることが難しくなる場合もあります。そのため、身近にいる児童生徒が、実際に自分が被害にあったらどう感じるか想像力を働かせ、犯罪被害者等の気持ちに共感し、二次被害の加害者にならないようにすることが大切です。

犯罪被害者等にとって、被害による身体的・精神的な影響は大きく、強い悲しみと加害者に対する怒りを感じるのは当然ですが、さらに被害後には、他人への信頼感が低下したり、将来への展望を失ったり、ストレスの影響で病気になるなど元の生活に戻ることが難しい場合もあります。また、インターネットへの無責任な書き込みなどの二次被害に対して、怒り、不安、悲しみ、孤独感など、様々な負の感情に揺れ続けることもあります。興味本位のうわさや心無い誹謗中傷^{ひぼう}によって相手を傷つけることのないように留意し、一方的な思いやりや励ましではなく、まず傾聴し、気持ちを受け止める姿勢や、お互いの信頼関係を築くことが大切です。そのため、児童生徒が犯罪被害者等の心情を理解し、寄り添う態度を身に付ける教育が求められます。

警察庁、文部科学省や各教育委員会の示す「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材」、「人権教育」や「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用しながら、各学校などで児童生徒への教育を行うことが望ましいです。

学校等で実施される児童生徒への教育には、次のような取組があります。

◆神奈川県の取組◆

詳しくは各ホームページをご覧ください。

「ケータイ・インターネット等安全教室」

携帯電話等の健全な利用促進と、子どもや高齢者など県民が犯罪に巻き込まれない環境づくりのために、IT関連3団体と地域安全協定を締結し、学校等への出張講座等を実施しています。

（所管：くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課）



「青少年の健全育成に係る出前講座」

青少年保護育成条例や青少年喫煙飲酒防止条例、青少年のインターネット利用等、社会環境の現状や青少年施策について、学校の授業や保護者会等を対象として「出前講座」を実施しています。

（所管：福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課）



「子どものケータイ 安全・安心な利用のために」

子どもたちの携帯電話やスマートフォンの安全・安心な利用に向け、スマートフォン等の適切な利用に関する周知、企業協力による「携帯電話教室」の実施など、様々な取組みを実施しています。

（所管：教育局支援部学校支援課）



◆神奈川県警察の取組◆

※ 神奈川県警察による支援については56～58ページ参照

「非行防止教室」、「サイバー犯罪防止教室」、「薬物乱用防止教室」

出前講座方式で児童生徒を対象に実施

<問合せ先>

各管轄警察署の生活安全課まで

◆公益社団法人神奈川被害者支援センターの取組◆

※ 公益社団法人神奈川被害者支援センターの支援については59ページ参照

「いのちの大切さを学ぶ教室」

対象：県内の中学校、高等学校の児童生徒（神奈川県警察委託事業）

神奈川被害者支援センターのスクールアドバイザーが講師を務め、各学校に赴き、実際の事件を題材にしたアニメーションDVDを上映し、被害者やご遺族の心情を通じて、「犯罪」や「いじめ」について考えます。児童生徒が「被害者」「加害者」「傍観者」とならないために、他者を思いやり、自分の命はもとより他人の命も大切にするという心を育むことを目的とした学びの場です。

<問合せ先>

事業内容の問合せ

公益社団法人神奈川被害者支援センター

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14F

電話：045-328-3720

授業の申込み

各管轄警察署の住民相談係又はスクールサポーターまで

◆未就学児や小学校低学年の児童への教育◆

- 低年齢の児童にも伝わるように、絵本、紙芝居等の教材を用いて、プライベートゾーン等について、分かりやすく伝えている事例があります。
- フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、教職員等からの接触の仕方について「心地よいか／よくないか」「嫌ではないか／嫌か」等を確認しながら、児童自身の理解を促す事例があります。

◆障害のある児童生徒への教育◆

- 障害のない児童生徒と教育・啓発の内容を変える必要はありませんが、障害の内容に応じて、丁寧に伝えることや、伝え方を工夫することが必要です。例えば、短い文で説明する、言葉だけでなくイラストや写真を用いて視覚的に説明する、心地よく安心な状態を学んでから嫌で不安な状態を学ぶ、否定的な話よりも肯定的な話を優先して説明する等が有効です。
- 未就学児同様に、フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、教職員等からの接触の仕方について「心地よいか／よくないか」「嫌ではないか／嫌か」等を確認しながら、児童生徒自身の理解を促す事例があります。
- 障害のある児童生徒は、自己肯定感を持ちにくいこと、嫌なことを拒否しにくい状況にあることを念頭に置き、対応することが必要です。

- 知的障害や発達障害がある児童生徒については、自己と他者との価値観の違いや自他の境界への理解があいまいな場合が想定されるため、他者との関わり方を伝える際には「〇〇してはダメ」ではなく、「〇〇すると、かっこよい」など、内発的動機付けを意識した伝え方を工夫している事例があります。
- 学んだことを記憶しておくことが難しい児童生徒もいるため、短い時間で、同じイラスト教材等を用いて、繰り返し伝えることが有効です。
- いざという時に性暴力を受けたことを表現できるよう、定期的にロールプレイング等の形態で、プライベートゾーンに性被害を受けたと開示する練習（紙で作成した人形が性暴力を受けたという設定で、その被害を表現し、教職員等に伝える練習）を行っている事例があります。

◆児童福祉施設での対応◆

- 子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、子どもの発達に応じて、児童等が自らの権利と守るべきルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です（年齢に応じた理解・周知の反復）。

（出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より一部抜粋）
- 教職員等と児童生徒が生活をともにする施設の場合、死角をなくす、巡回を実施・強化する、監視システム等を活用するといった施設環境整備には限界があり、児童生徒への教育・啓発及び教職員等への研修が一層重要となります。
- 虐待等を受けた児童生徒の場合には、大切にされたと実感できる養育が少なかった、自分の誕生・存在をマイナスに捉えがち、自他の境界が曖昧になりやすい等の背景から、自己肯定感を高める教育（あなたは大切な存在である）、自己の誕生を肯定する教育（生まれてきてよかった）、境界線やプライベートゾーンの教育等が重要となります。

（出典：小木曾宏編「児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック」より抜粋・要約・一部編集）
- 性暴力を受けた経験のある児童生徒においては、性暴力に関する教育・啓発を受けた際に、フラッシュバックが生じるなど心身が不安定になることもあるため、児童生徒への教育・啓発を行う際には、事前に配慮・注意することが求められます。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

(2) 保護者への情報提供

児童生徒が犯罪被害にあうことを未然に防ぎ、早期発見するためには、家庭における保護者の役割が非常に重要です。

まず、児童生徒が犯罪被害にあう事例が多く、自分の子どもも被害にあう可能性があることについて、保護者への通知文や保護者会などを通じて、犯罪白書や報道等を題材に、犯罪被害の実態を理解してもらうことが大切です。また、子ども一人ひとりの人権や意思が尊重される存在であることも、保護者に理解してもらう必要があります。

その上で、保護者が自分の子どもに対して、法令順守や防犯意識の保持、犯罪被害者となった場合の相談窓口等について教えることが求められます。

また、被害を受けた児童生徒の保護者は、被害の開示を受けるとともに、被害児童生徒の回復を支える最も身近な存在として、適切な対応を取ることが期待されます。

そのため、保護者に対しても、「スマホ・ケータイ安全教室」など児童生徒が学習した内容を知ってもらうとともに、児童生徒が被害にあった場合に保護者が取るべき対応や子どもの権利等について、次のようなリーフレット等の配付などを通じて、あらかじめ情報提供することが重要です。

【配付リーフレットの例】

- 警察庁 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用資料
「友達が被害者になったら」



<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/kyouzai-student/index.html>

- 神奈川県 性暴力被害に関する子ども向け普及啓発リーフレット
「大切なあなたに伝えたいこと」



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f520370/p1163001.html#kodomomuke>

- 内閣府・こども家庭庁
「こどもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf



- こども家庭庁 こども基本法パンフレット
「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？」
(子どもの権利条約の概要を含む)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



一方、自分の子どもが被害にあった場合、保護者も大きな精神的ダメージを受け、混乱した状態で、とっさに不適切な対応をしてしまうことがあります。

例えば、

- 「なぜ逃げなかったの」「なぜ早く言わなかったの」といった言葉をかけると、児童生徒は責められているように感じ、保護者に被害を打ち明けにくくなる。
- 捜査機関による司法面接（73 ページ参照）の前に、保護者が何度も話を聞いてしまうことで、児童生徒の記憶が汚染され（「記憶の汚染」については 72 ページ参照）、その証言が司法手続において証拠として採用されにくくなる場合がある。
- 「ちょっと触られたくらいで大袈裟だ」と受け止めたり、「かまってほしくて嘘をついている」と思い込むなど、被害に対する保護者の理解が十分でないために、被害が潜在化したり、再被害を防ぐ手段が取れなくなることもある。

このような事態を避けるためにも、保護者が取るべき対応をあらかじめ知っておくことが重要です。

（3）教職員等への研修

児童生徒が犯罪被害者の心情を理解し、寄り添う態度を身に付けるためには、人権教育に関する授業の実践はもちろん、日常的に児童生徒を指導する教職員等がそのような人権感覚を身につけていることが、当然のこととして求められます。

また、被害の未然防止においては、すべての教職員等（非常勤職員、ボランティア等を含む）が、児童生徒を「絶対に守る」という意識をもつとともに、犯罪行為は絶対に許さないという姿勢を学校等の内外に示すことが重要です。

そのためには、児童生徒が被害にあう犯罪の実態や子どもの権利について理解するとともに、いじめや性暴力による被害防止等に関する理解を深める必要があります。また、子どもの権利や被害防止等に関する正しい知識を得ることは、教職員等自身が加害者になることや、被害児童生徒やその保護者に二次被害（38 ページ参照）を生じさせることを防ぐことにもつながります。

また、学校等の管理職は、犯罪被害者の人権や、子どもの権利、いじめ、性暴力による被害防止等に関する知識や認識の共有に向けて、自らが率先して研修を受講するとともに、教職員等への研修機会を確保することが求められます。

◆神奈川県の取組◆

学校における犯罪被害者等対応研修



- 対象：県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員等
- 神奈川県、神奈川県警察における犯罪被害者等支援制度の紹介や、被害後の反応を知ることで潜在化しやすい子どもの被害の早期発見に結び付けるとともに、学校における被害児童・生徒に寄り添った対応について学ぶ講座
- 年に1回、対面及びZoomによるリアルタイム配信、後日オンデマンド配信（YouTube限定配信）により実施

犯罪被害者等理解促進出前講座



- 対象：学校、市町村、県内に事業所のある企業等（制限なし、応相談）
- 犯罪にあわれた方やその家族の方々の置かれている状況、支援の必要性などについての理解を深めていただくため、各種研修や会議、講演会等に犯罪被害者等の方やカウンセラー等の支援員、県職員等を講師として派遣する出前講座

＜問合せ先＞

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課横浜駐在事務所 まで

電話 045-312-1121（内線3433）

コラムⅠ

**神奈川県警察本部警務課被害者支援室から伝えたいこと
～警察と連携した被害児童生徒支援を～**

神奈川県警察本部警務課被害者支援室

神奈川県警察の被害者支援室では、事件や事故の被害に遭われた方々に対し、神奈川県や民間支援団体と連携し、法律相談や直接支援（付添い）、カウンセリング等、様々な支援を行っています。県内では日々たくさんの事件や事故が発生しており、子どもが被害者になることや、保護者等子どもにとって身近な人が被害者になることは決して少なくありません。具体的には、児童生徒が性犯罪の被害に遭う、児童生徒が交通事故に遭い重傷を負ったり亡くなったりする、保護者が事件や事故の被害に遭う等があります。また、被害者だけでなく加害者もまた学校関係者であるという場合もあるでしょう。児童生徒同士の被害・加害や、被害者が児童生徒で加害者が児童生徒の家族というケース、さらに児童生徒と教職員との間の被害・加害というケースもあります。子どもの生活圏はさほど広くはないため、子どもが巻き込まれる事件事故の関係者が同じ学区内や学校内に存在することは、さほど珍しいことではないと考えられます。

子どもが何らかの犯罪被害に遭った際、特に性犯罪の被害では、教職員が最初に事実を知ることも多いでしょう。その際、その事実が事件として警察で対応できるものなのか否かの判断に迷うこともあると思います。しかし、事件化できるかどうかを学校で正確に判断するのは困難です。警察への連絡はハードルが高いと感じられるかもしれません、被害者の安心・安全の確保や適切な被害者支援の実施、再被害防止の観点からも、警察への連絡は必要です。中には被害児童やその保護者が警察署への連絡や届出に躊躇するケースもあると思いますが、警察に連絡したら即座に事件化され捜査が始まるわけではありません。「事件化するか否かも含め、今後の対応についてまずは警察に相談してみましょう。」と促して、管轄の警察署に繋いでください。

児童生徒が犯罪等の被害に遭った際、その被害児童や周囲の児童生徒に二次的被害を与えることなく、安心して学校生活を送れるように配慮すべきことは様々ありますが、大切なのは周囲の大人がその事実や被害に遭った児童生徒と誠実に真正面から向き合うことではないでしょうか。事案を楽観的に捉えたり、過小評価して、内々での対応で収めたりすることは、場合によっては子ども（児童生徒）と大人（教職員等）の信頼関係を損なうことに繋がりかねません。事件事故の被害と向き合うことは支援者にとっても苦しく、時にその事実から目をそむけたくなることもありますが、そういう時こそ警察と学校が機関の垣根を越えて協力し合い、支え合って事案に対応し、被害児童等を支援していくたらよいのではないかと思います。

6 事件の流れ

被害児童生徒の学校等生活における配慮において、被害児童生徒やその保護者には事件捜査や裁判等に伴う時間的、身体的負担が重くのしかかること、そのために学校等を欠席・早退・遅刻等する必要性があることを理解することが不可欠です。また、被害児童生徒対応における今後の見通しをもつために、被害に伴う司法手続の流れを知っておくことも重要です。

犯人や犯罪事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といいます。これは大きく、「捜査」⇒「起訴」⇒「公判」の3つの段階に分かれ、犯人が20歳以上の場合と20歳未満の場合とでは、手続が異なります。

(1) 犯人が20歳以上の場合

ア 捜査

証拠を収集して、犯人を捕まえ犯罪事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります。(これを「身柄付送致」といいます。)

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行います。(この身柄拘束を「勾留」といいます。)裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間も、警察は様々な捜査活動を行います。

ほかに、被疑者が逃走するおそれがない場合などは、被疑者を逮捕せずに取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果の書類を検察官に送致します。(これを「書類送致」といいます。)

イ 起訴

身柄付送致を受けた検察官は、勾留期限内に、警察から送致された書類等を精査し、自らも被害者や目撃者から事情を聴いたり、被疑者の取調べなどの捜査を行い、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかを決めます。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます。(起訴された被疑者を「被告人」といいます。)

起訴には、法廷で裁判が開かれる「公判請求」と、裁判が開かれず書類審査で罰金又は科料が科される「略式命令請求」があります。

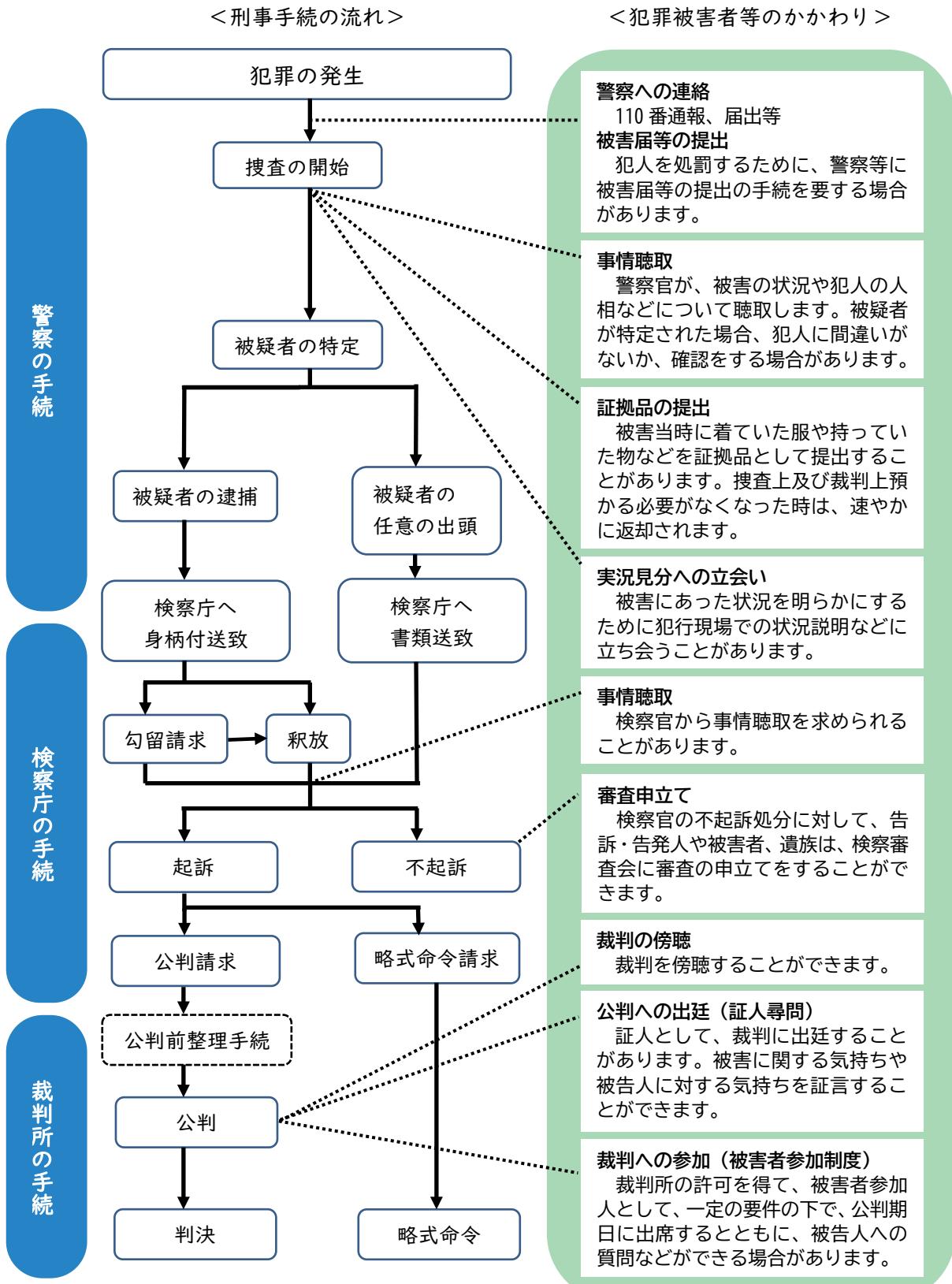
なお、書類送致をされた事件の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。

ウ 公判

被疑者が起訴された後、裁判所で公判が行われ、判決が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所(高等裁判所)に訴えることになります。

一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

刑事手続の流れ（20歳以上の者）と犯罪被害者等のかかわり



(2) 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

ア 捜査

犯人が14歳以上20歳未満の少年である事件については、20歳以上の者の刑事手続と同様に捜査を行います。事件のうち、拘禁刑以上の罪に当たる事件については「検察庁」へ、14歳以上18歳未満の少年の事件で罰金刑以下の罪に当たる事件については、「家庭裁判所」へ送致します。

警察から送致を受けた検察官は、取調べをした後、少年をどのような処分にすべきかの意見を付けて、事件を「家庭裁判所」へ送致します。

イ 審判

家庭裁判所では、送致された事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分に改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せずに終了します。（これを「審判不開始」といいます。）

他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し、矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には、裁判官からの訓戒を与えた後、不処分の決定を行います。

また、家庭裁判所は、14歳以上の少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、20歳以上の者と同様の刑事処分とすべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。（これを「逆送」といいます。）この場合、検察官が少年を起訴した場合には、20歳以上の者の刑事事件と同様の裁判が開かれ刑罰を科すかどうかの決定を行います。

(3) 犯人が14歳未満の少年である場合

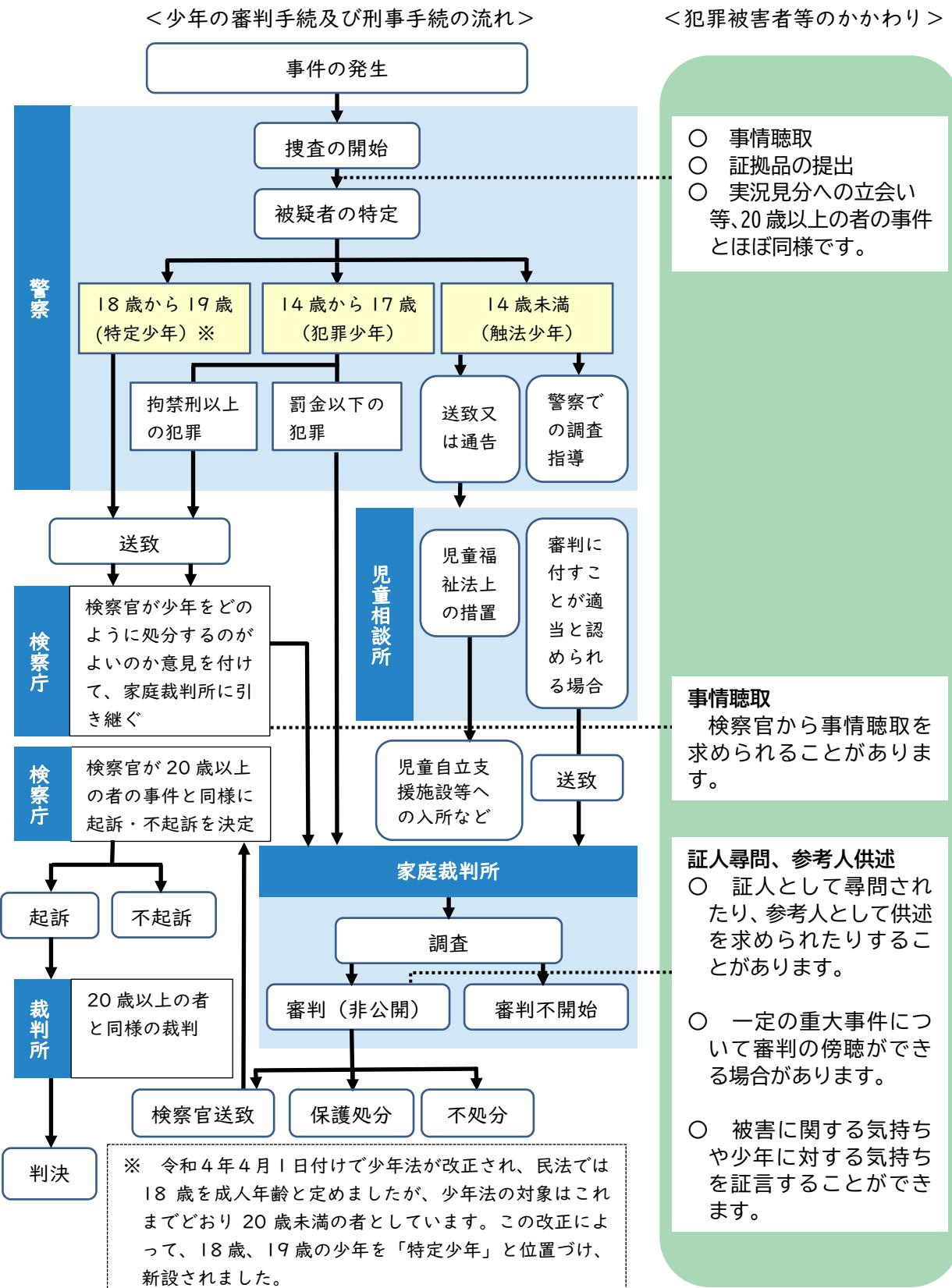
ア 調査等

犯人が14歳未満の少年事件については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、少年を児童相談所に通告することができるほか、家庭裁判所の審判に付すべきと認めたときは、少年を「児童相談所」に送致します。

イ 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を「家庭裁判所」に送致します。児童相談所から送致を受けた家庭裁判所は、14歳以上20歳未満の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定をし、少年に対する処遇を決めます。

少年（20歳未満の者）の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり

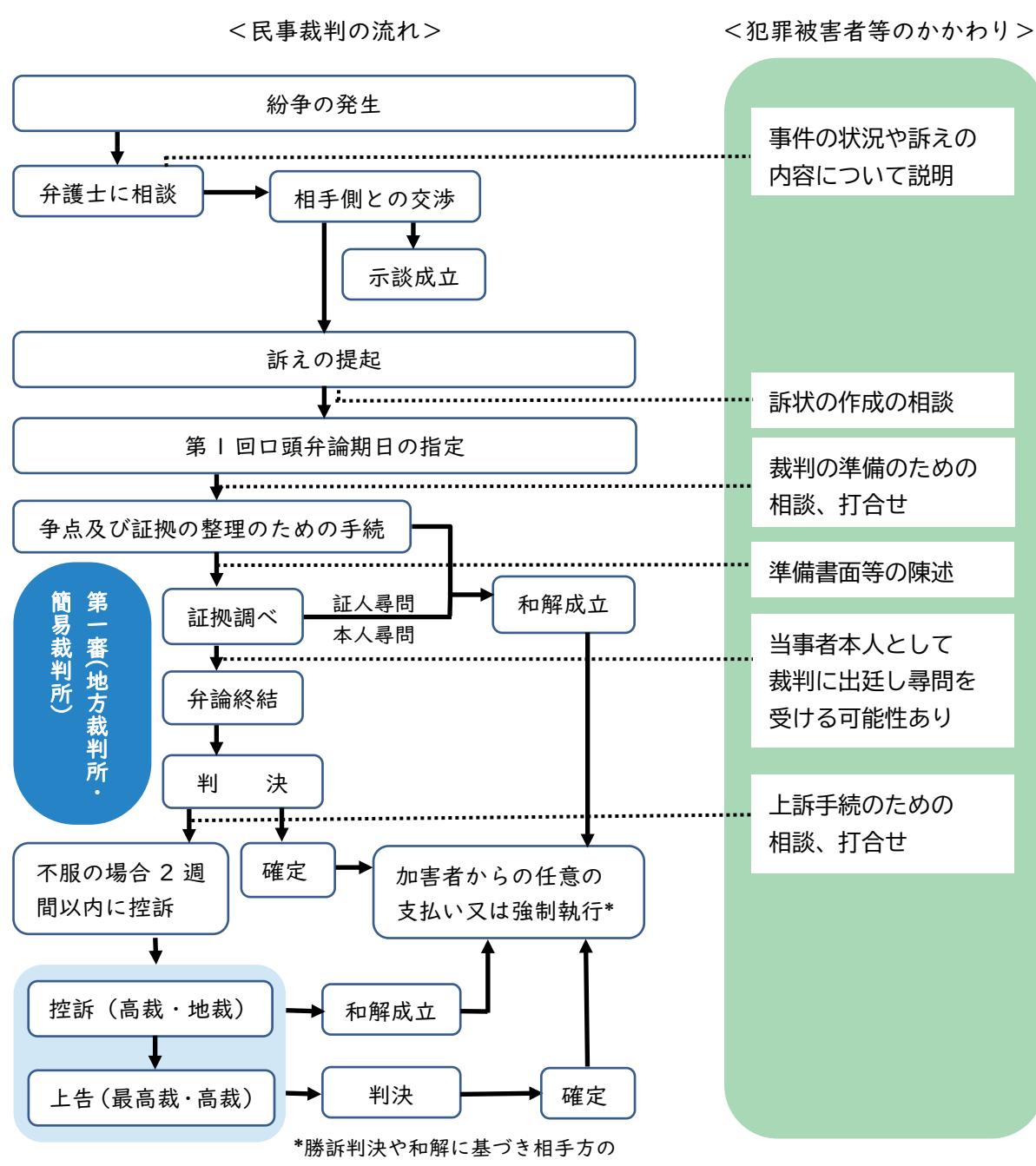


(4) 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害や身体的・精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、殺人等の一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言い渡しをした後、これに付随して、損害賠償請求に係る民事訴訟の手続の特例として、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができ、通常の民事訴訟手続と異なる手続をとります。

民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



コラム2

少年相談・保護センターから伝えたいこと ～児童・生徒の訴えを見逃さない～

神奈川県警察本部少年育成課

神奈川県警察少年相談・保護センターは、県内8か所に事務所を設置し、公認心理師等の資格を有する少年相談員が、少年や保護者、学校などからの20歳未満の少年の非行や被害防止、犯罪被害からの立ち直り支援などに関する相談を受けています。また、相談の内容に応じ、必要と認めた場合には、保護者の了解を得て、学校や警察署、児童相談所を始めとした関係機関と連携した対応も行っています。

当センターでは、原則として相談者の思いや希望に基づいた相談対応をしていますが、相談内容から生命や身体の安全に関わること、犯罪行為や犯罪被害を認めた場合には、相談者の思いと異なる対応をする場合があります。以前、学校から「保健室に来た女子生徒の首にあざがありました。彼氏との性行為中にできたもの」のようですが、女子生徒は事を大きくしたくないとの意向を示していますが、学校としては心配なのでセンターにつなぎたい。」旨の相談を受理したことがあります。この相談に対しては、「女子生徒の生命に関わる事案のおそれがあるため、相談対応ではなく女子生徒の生命、安全の確保を最優先として対応すること」「保護者に事実を伝え、警察署に対応を求めることが了解を得ること」を助言しました。「事を大きくしたくない。」という女子生徒の言葉のみに基づく対応に止まらず、学校が当センターに相談したことが端緒となり、その後の捜査により首のあざは交際男性からの暴力によるものであることが判明し、傷害事件として交際男性を検挙するとともに更なる被害を食い止め、女子生徒の生命、身体の安全を確保することができました。

当センターの相談において、少年から「親から暴力を受けているが、ここだけの話にしてほしい。」と言われことがあります。こうした場合には、少年の保護や事件捜査を優先します。これは学校での対応と同様であり、「このくらいなら問題ないだろう。」「少し様子を見よう。」「生徒が誰にも言わないでと言っているから口外しないことにしよう。」などと個人的かつ安易に判断しないことが肝要です。その少年のためにできることは何であるかという視点で対応することが最も大切になります。

当センターでは、学校で起きている様々な事案に関する相談も受けており、相談の中には学校だけで対応すべきではないと認められる相談もあります。学校だけで判断することに迷いを感じたときは、当センターや最寄りの警察署に相談してください。

コラム3

児童相談所にできること

県中央児童相談所

児童相談所は、18歳未満の子どものあらゆる問題について相談を受ける行政機関です。様々な職種がチームで、子どもや家庭が抱えている課題やニーズ、環境等を把握し、「子どもの最善の利益」を優先しながら最も効果的と考えられる援助を検討し、働きかけを行っています。

児童相談所が犯罪被害に遭った子どもに出会う場面は、①家庭内で起きた児童虐待の通告②何らかの犯罪被害を受けた子どものケアに関する相談、の2つに分けられます。ここでは、性的虐待の被害に遭った子どもへの対応についてお伝えします。

① 通告～初期被害調査面接、三機関協同面接

児童相談所が性的虐待の通告を受けると、まず緊急受理会議を行います。事案の把握やリスクアセスメントを行い、初動の調査事項を決定します。そして、職員が子どもに会い、「初期被害調査面接」を行います。この面接では、子どもが最初に開示した相手（例えば担任の先生）に話した内容を確認し、一時保護の判断をします。被害の詳細な確認は、別途「三機関協同面接」と呼ばれる面接で行うため、この時は詳しく訊くことはしません。「三機関協同面接」は、子どもへの負担を最小限にするために検察・警察・児童相談所の3者が協同で行う面接で、誘導や暗示等が無い方法で子どもから聞き取りを行います。

② 身体的ケア・精神的ケア

性的虐待は、子どもの心と体に長期に渡って深刻な影響を及ぼします。例えば、身体に対するマイナスのイメージ、他者との距離の取り方の課題、性化行動（年齢に不相応な性的な言動）、自暴自棄な言動、精神的な症状等です。児童相談所では、児童心理司や保健師、医師等がアセスメントを行い、子どもに対して自身に起きていることを分かりやすく伝え、治療的なかかわりを提供します。子どもの心理的な負担に配慮した「系統的全身診察」は、専門的な研修を受けた医師による診察であり、ボディイメージの回復や合併する他の被害の発見を目的に行われます。

③ 法的対応支援や保護者支援

また、弁護士と協力し、子どもや非加害親に法的な手続きについて分かりやすく説明します。子どもが気持ちや意見をしっかりと伝えられるよう周囲がサポートすることは大変重要です。さらに、非加害親への対応も大切です。子どもにとって非加害親の存在が何よりも支えとなるからです。非加害親も傷つき混乱します。非加害親が子どもの安全について考え、子どもの立場に立ち続けられるよう支援することもまた児童相談所の役割です。

傷や^{あざ}痣などが残る身体的虐待とは異なり、性的虐待では子どもが最初に語った内容と聞き取りの方法がその後の法的なプロセスで大変重要になります。「誰が、何をしたのか」が分かったらその時点ですぐにご連絡下さい。

子どもが「被害を打ち明けた相手」として最も多いのは先生方です。子どもが話せるのは、先生方との信頼関係があるからこそです。ぜひ、小さなサインを見逃さず、ご連絡下さい。



コラム4

弁護士にできること

神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会 中里勇輝

弁護士というと、罪を犯したと疑われる側を弁護する・守るというイメージをもつていらっしゃる方も少なくないかと思います。

実は、犯罪被害に遭われた方の支援に携わる弁護士はたくさんいて、特に神奈川県は、全国的に見ても、弁護士による支援が充実している自治体です。

私は、被害に遭った子どもたちや保護者の負担を少しでも軽減するために、積極的に弁護士に相談していただきたいと考えております。

弁護士による被害者への支援として具体的にどのようなことが行われているのでしょうか。

弁護士による支援の多くは相談から始まります。相談の主な目的の1つとして、お話を聴かせていただき、今がどういった状況なのかを整理し、どういった支援が可能なのかを説明することが挙げられます。

刑事案件について一般的な流れを説明すると、被害届の提出から始まり、警察や検察官による捜査、起訴、裁判といった過程を経ますが、これらの一連の過程で、被害者が、捜査や裁判への協力を求められることは少なくありません。事案によっては、被疑者・被告人の弁護人から示談を求められることもあります。

しかし、当の本人である被害者が、今がどういった段階で何が行われているのか、これから何が行われるのか、これらの目的が何なのか、十分に理解できていないことも少なくありません。示談金として提示された金額が十分なのか、示談が事件にどのような影響を与えるのかを心配される方多くいます。

弁護士に相談していただくことで、この一連の過程について説明を受けて理解してもらうことができますし、事案によってはそれぞれの過程において代理人となった弁護士によるサポートを受けることも可能です。

また、刑事裁判では、被害者が裁判に参加したり、事件に対する自分の気持ちを裁判官に伝えたりするなど、被害者が積極的に裁判に関わっていくことが認められる場合もあります。裁判への参加となると法律的な知識も踏まえた対応が必要となるので、弁護士が代理人としてサポートすることが多いかと思います。

ここまででは一般的な犯罪被害の場合を想定して説明しましたが、刑事事件が終わった後に、被害弁償のお手伝いをさせていただくこともあります。

また、場合によっては、同級生など加害者が学校関係者であるケース、保護者が加害者となる虐待のケースも想定されます。こういったケースでは、学校や、加害者である同級生・保護者との関係の調整が必要となります。それらの過程においても、代理人となった弁護士によるサポートを受けることができます。

犯罪被害者が子どもの場合、保護者からご相談を受けることが多くなりますが、大人であっても「何が分かっていないのかすら分からない」という方が少なくありません。今がどういう状況で、何のために協力を求められているのか、それを理解するだけでも、子どもや保護者の負担は軽くなるはずです。わからないことばかりな中で、「困ったときは、とりあえず弁護士に連絡すればいい」と思えるだけでも、気持ちが楽になる部分があるかもしれません。

弁護士への相談費用、代理人として依頼する場合の費用についても援助の制度が充実しており、実際に、費用負担なく相談・依頼できているケースがほとんどかと思います。

弁護士への相談となると、敷居が高く感じる方も多いと思いますが、教職員の皆様には、ぜひ、積極的な弁護士への相談を保護者等に勧めていただけますと幸いです。



7 二次被害を防ぐために

被害児童生徒やその保護者は、生命を奪われる（家族を失う）、傷害を負わされる、金銭など財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、様々な困難な状況に直面します。その中で特に、精神的な健康を悪化させ、安全・安心な日常生活を妨げる要因となるのが、周囲の人々による何気ない言動などから受ける精神的苦痛、いわゆる「二次被害」です。

二次被害を防ぐためには、被害による強い精神的なダメージ、すなわちトラウマ（40ページ参照）が被害児童生徒や保護者に与える影響を理解し、適切に対応することが重要です。

（1）二次被害とは

◆二次被害◆

二次被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受けている精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穀の侵害その他の被害をいいます。

被害児童生徒や保護者は、被害にあったことで様々な心情を体験します。例えば、

- 「あのときこうすればよかった」「なぜ〇〇してしまったのだろう」といった後悔
- 「被害を避けることができなかつた」「自分が〇〇していれば防げたかもしれない」といった自責の念
- 「こんな被害にあうなんて恥ずかしい」「自分はだめな人間だ」といった羞恥や劣等感などです。

このような心情を理解せずに、「もし、あなたが〇〇していたら被害にあわなかつたかもしれないね」といった言葉をかけると、自責感を助長し、二次被害を生じさせることになります。また、「なぜ〇〇してしまったの？」と問いかけることも、責任を問うように聞こえ、既に後悔や自責の念で苦しんでいる被害児童生徒を更に傷つけることになります。

さらに、被害児童生徒の精神的不調は時間の経過とともに落ち着いていくことが多いですが、善意からの励ましや慰めの言葉であっても、「時間が解決してくれるよ」「もう大丈夫そうだね」などは、被害児童生徒を傷つける場合があるため注意が必要です。同様に、「もっと大変な人がいます」「これくらいの被害でよかったね」といった比較も避けるべきです。

これらの言葉の言い換えは次ページのとおりです。

学校等では、教職員等やほかの児童生徒による何気ない言動によって二次被害が生じないよう配慮が求められますが、完全に防ぐことは困難です。そのため、被害児童生徒や保護者がどのような心理的問題を抱えているのかを理解し、定期的に連絡・確認を行い、気持ちを確認できる関係を築くことが大切です。

◆二次被害を生じさせる言葉と言い換え◆

自責感を助長する言葉

※「もし、あなたが～していたら被害にあわなかつたかもしれないね」

- 「あなたは悪くありませんよ」
- 「話してくれてありがとう」等
悪いのは加害者であるということを明確に伝える、不安を軽減させる

責任を問うような言葉

※「なぜ～してしまったの？」

- 「どういうこと（気持ち）があって、～することになったのですか？」等
「なぜ」ではなく「どういうことで」に言い換える（経緯や被害当時の気持ちを聞く）

安易な励ましや頑張りを促す言葉

※「時間が解決してくれるよ」
※「もう大丈夫そうだね」

- 「大変な状況で頑張っていますね」等
労いの言葉をかける
- 「体調はどうですか？」等
児童生徒やその家族が自ら状態を伝えられるように聞く

人と比較するような言葉

※「もっと大変な人がいます」
※「これぐらいの被害でよかったです」

- 「大変でしたね」等
人と比較せず、被害児童生徒やその家族の大変さを労う

(2) 被害児童生徒や保護者の心理状況

被害にあうと、身体的な外傷がなくても、トラウマを負う場合があり、心身や行動に影響が現れます。こうしたトラウマ反応は、保護者にも現れることがあります。トラウマの影響を正しく理解していないと、「手がかかる」「問題行動」と受け止めて厳しく指導したり、逆に関わらないようにしたりして、精神的苦痛を深めてしまう可能性があります。

ア トラウマが心身や行動に与える影響

◆トラウマとは◆

個人で対処できないほどの圧倒されるような体験によってもたらされる心の傷を「トラウマ」といいます。

日本では、阪神淡路大震災や東日本大震災など大きな災害が思い浮かびやすいかと思いますが、大切な人の予期せぬ死、脅かしや何らかの身体的暴力、命に関わる自動車事故など命や体に危機を感じる体験がトラウマとなります。さらに、出来事を体験した本人だけでなく、それを目撃した人や、家族など身近な人が被害にあうこともトラウマとなる可能性があります。

犯罪被害は、児童生徒にとって突然起きる理不尽な体験であり、受け入れ難い出来事です。そのため、一種の麻痺状態になり、怒りや悲しみなどの感情を感じられない場合や、「他人事のようだ」「現実感がない」と感じる場合もあります。このような場合、一見落ち込んでいるように見えて、実は強いトラウマを負っていることがあります。

また、被害にあった場所や関係する人・物・出来事を避けようしたり、逆に思い出したくないのに頭に浮かんで辛くなったりすることがあります。不眠や食欲不振、頭痛や腹痛、集中力の低下などの問題が起こることも少なくありません。自責の念や後悔などから、自己肯定感が下がり、抑うつ症状や気分の落ち込みが続くだけでなく、強い怒りや情緒不安定な状態になる場合もあります。

このような状態は、早期に自然と改善することがありますが、長く続く場合は医学的には、PTSD（心的外傷後ストレス症）などの診断に該当し、専門医療機関での治療が必要になることもあります。

児童期（小学生）までの場合は、腹痛等の身体症状が出やすく、落ち着きのなさや大人へのまとわりつきなどの行動面に現れることが一般的です。幼児期（未就学児）の場合は、いわゆる赤ちゃん返り（退行）がみられることがよくあります。発達には個人差があるため、小学校低学年の児童生徒が被害にあった場合でも、幼児期の反応を示すこともあります。

こうした心身の不調は、保護者にも起こることがあります。保護者のショックが大きいほど、自分の感情をコントロールできず、我が子や教職員等に対し、非難や怒りなど否定的・拒絶的反応が出やすいといわれています。

◆PTSDの主な症状◆
(心的外傷後ストレス症：Post Traumatic Stress Disorder)

○侵入症状（フラッシュバック）

トラウマとなった出来事に関する不快で苦痛な記憶が突然よみがえってきたり、悪夢として反復される。思い出したときに気持ちが動搖したり、その時と同じような身体反応が出現する。

○回避症状

トラウマとなった出来事に関して思い出したり考えたりすることを極力避けようとしたり、思い出させる人、物、状況や会話を回避する。

○認知と気分の陰性の変化

否定的な認知、興味や関心の喪失、周囲との疎遠や孤立を感じ、陽性の感情（幸福、愛情）が持てなくなる。

○覚醒度と反応性の著しい変化

イライラ感、無謀な自己破壊的行動、過剰な警戒心、ちょっとした刺激にもひどくびくっとするような驚愕反応、集中困難、睡眠障害がみられる。

トラウマを体験した後に生じる精神的な後遺症をPTSD（心的外傷後ストレス症）といいます。このPTSDは4つの主症状から成り、一般的に症状が1か月以上続く時にはPTSD、1か月以下の時にはASD（急性ストレス症：9ページ脚注参照）と診断されます。

「**侵入症状**」は、勉強をしていたり、外を歩いていたりするときに突然、出来事の光景が頭の中によみがえって再生され、強制的にそれを見続けさせられるような症状であるといわれます。また、夜寝ているときに悪夢として現れたり、自分では思い出したくないのに頭に浮かんできたりします。自分の意思で止められるものではなく、コントロール不能な想起であり、いわゆる「フラッシュバック」といわれるものです。

「**回避症状**」は、とてもショックな出来事があったとき、それを思い出させるようなものは避けたいと感じるのが当然のことですが、その出来事によって大きな危険を感じたということを脳が覚えているため、関連するものは全部危険なものだと反応して、ことごとく避けてしまうという症状です。例えば、被害にあった場所に近づけなくなったり、加害者と似た背格好の人を見かけるだけでも恐怖や緊張、苦痛を感じるので避けたりしてしまう、というようなことが起こり得ます。

「**認知と気分の陰性の変化**」は、社会は危険だ、他人は信用できない、私が悪い、といったように世界や他人、自分に対するものの見方が変化したり、肯定的な感情が長く続かない状態になったりする症状です。感情のコントロールが難しくなり、他者と人間関係を築くことが難しくなってしまう場合もあります。また、こうした症状以外にも、何事にも興味関心を抱けなくなったり喜怒哀楽といった自然な感情が麻痺したように感じられたりすることもあります。被害直後に感情が麻痺したような状態になると、他人からはかえって落ち着いているように見えることもあります。

「覚醒度と反応性の著しい変化」は、一度トラウマになる出来事を体験すると、センサーが敏感になり、普通では危険でないことでも危険だと強く反応してしまう症状です。どこにいても、何をしても頭が安全だと判断できず、いつも強く緊張し、ピリピリしていて、ふだんは気にならないようなこともとても気になり、イライラして落ち着きがない。そんな状態が続くと疲弊してしまい、集中力も落ちてしまうということが起こります。

イ 被害児童生徒やその保護者に現れるトラウマ反応

思いもよらない被害体験によって、それまでの生活が破壊され、安全感が損なわれ、周囲の世界や人が信じられなくなり、心身や行動にトラウマ反応が現れます。

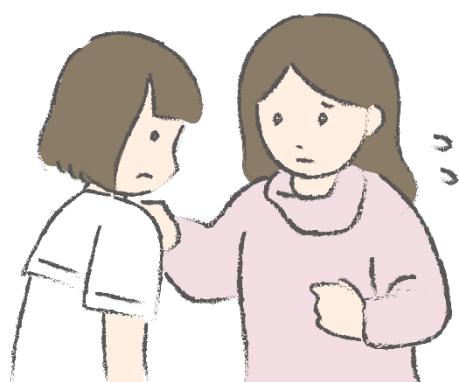
心の面では、安心感や安全感、信頼感の喪失、恐怖や不安、フラッシュバックなどの症状が現れ、身体面では、緊張や体調不良、ストレス反応が引き起こされます。

行動面では、常に危機的状況であるかのように思い込み、「闘争」「逃走」「すぐみ反応」などの反応を示すことがあります。周囲からは、安全な環境にあるにも関わらずこれらの反応が現れることで、誤って「攻撃的」「問題行動」「やる気がない」「問題のない子」などと捉えられてしまうことがあります。

トラウマの現れ方は人それぞれであり、性格や直面している困難な状況、周囲の環境などによって異なります。また、被害直後に精神的負担が生じる場合や、時間が経ってから苦しくなる場合もあります。

◆被害児童生徒に現れるトラウマ反応◆

- **闘争**：普通の会話なのにけんか腰。すぐに大声で怒鳴る。反抗的になる。／こちらからの関わりに拒絶的である。
- **逃走**：やる気がなさそう。／何に対しても意欲を示さない。やる気にもらがれる。／普段は何も問題がなさそう。でも突然キレて激怒する。
- **すぐみ反応**：いつも問題なく一見適応が良い。／誰にでも愛想よく従う。／急にふさぎ込んだり寝込んだりする。



児童生徒が被害にあったことを認識したとき、「二次被害を起こさないようになるべく被害について聽かないようにしよう」と考える人もいれば、「誠心誠意関わろう」と考える人もいるでしょう。しかし、何もしないことが二次被害につながることもあれば、干渉しそぎることが二次被害につながることもあります。児童生徒が一人ひとり異なる性格や行動を持つように、被害児童生徒への対応にも絶対的な正解はありません。

被害児童生徒やその保護者への対応にあたっては、「これはトラウマ反応なのではないか」「そのような方法でしか自分の感情を表現できないのではないか」「その行動は問題行動ではなく、その人にとっての最善の方法=適応ではないか」という視点を持ち、相手の心の中を想像しながら、自分の支援に対する相手の反応を常に気遣うことが大切です。

学校等の対応においては、まず被害児童生徒のショックや悩み、不安をよく聴き、受け止め、理解を示す姿勢が求められます。そして、被害にあうと誰でもこうした心身の問題が生じ得ることや、適切な支援や治療を受けることが大切であることなどを、早い時期から伝えておく必要があります。

また、トラウマの影響を理解した上で、様々な行動の背景に被害によるトラウマの影響があるかもしれないという可能性を考えながら関わることが重要です。

その他、被害児童生徒の心理状況を踏まえた具体的な対応や留意点は、69ページからの「第2章 被害認知後の対応」で示しています。

8 関係機関にできること～神奈川県における犯罪被害者等支援～

本県においては、平成17年に施行された基本法を受け、平成21年に都道府県では全国で2番目となる「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、この条例に基づき、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定して、犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んでいます。

神奈川県犯罪被害者等支援条例

目的

犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与する。

基本理念

- ・犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供
- ・すべての県民の理解と配慮、自発的な取組の促進
- ・県、県民等、市町村の連携・協力による犯罪被害者等支援の推進

(1) 神奈川県における犯罪被害者等支援の体制

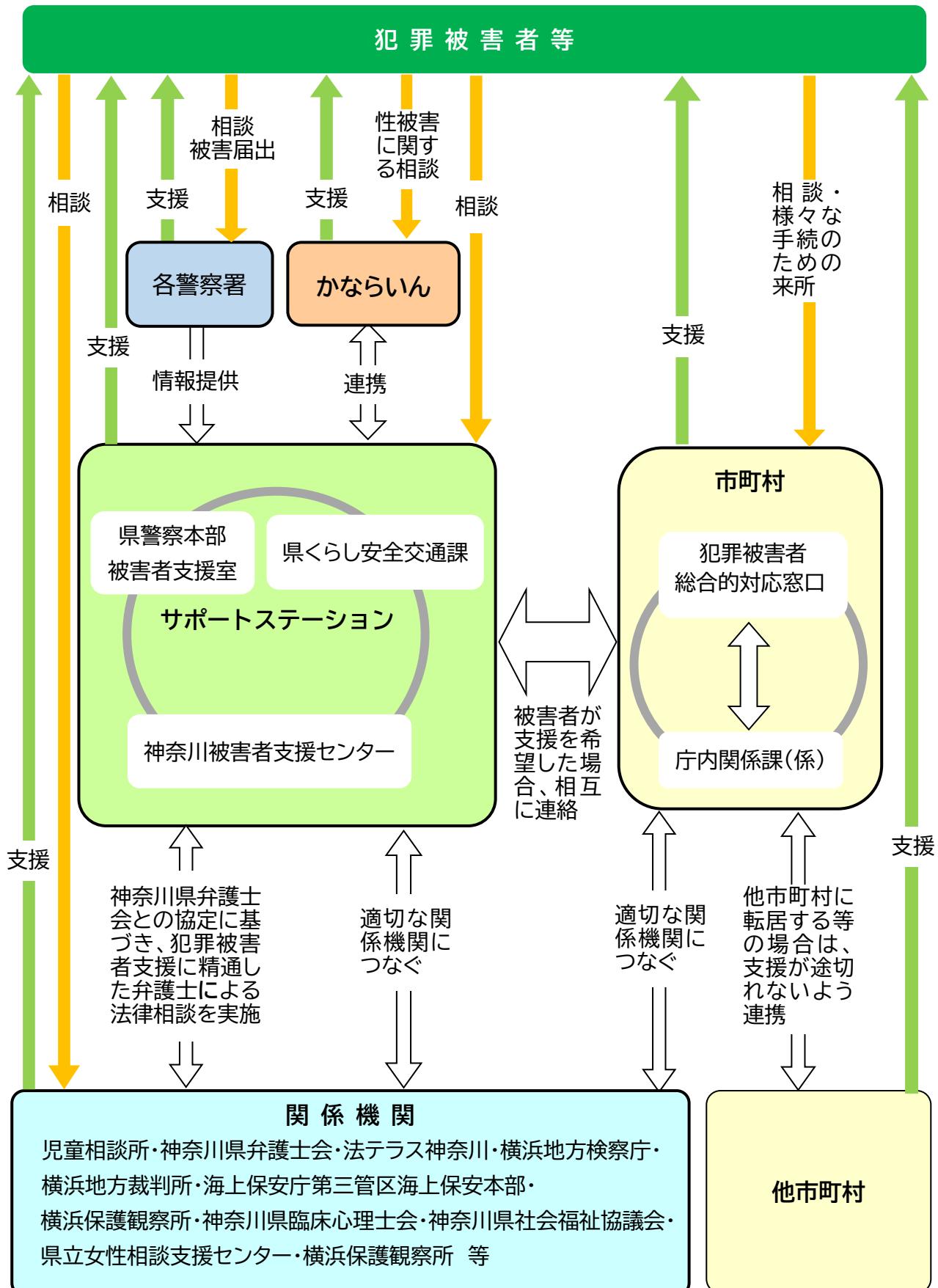
神奈川県庁の犯罪被害者等相談窓口は2つあり、1つ目は、かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下、「サポートステーション」という。）、2つ目は、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下、「かならいん」という。）です。

また、市町村においても総合的対応窓口が設置されており、犯罪被害等支援に特化した条例を制定して各種支援を行っている市町村があります。

その他、様々な機関・団体によって支援が提供される体制になっています。

本県の犯罪被害者等支援における体制図並びにサポートステーションと「かならいん」の支援対象及び支援内容の概要は次のとおりです。

■ 神奈川県の犯罪被害者等支援における体制図



サポートステーションは、県、県警察、民間支援団体（公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）の公益社団法人神奈川被害者支援センターの三者で一体的に運営しており、「かならいん」は県の直営です。

どちらの窓口でも、相談は幅広く受け付けておりますが、支援にあたっては、サポートステーションは、性被害を含め、被害届の提出等により警察に被害を申告した犯罪被害者等、「かならいん」は警察に未届の不同意性交等・不同意わいせつ相当の性被害を受けた方の支援に対応しています。

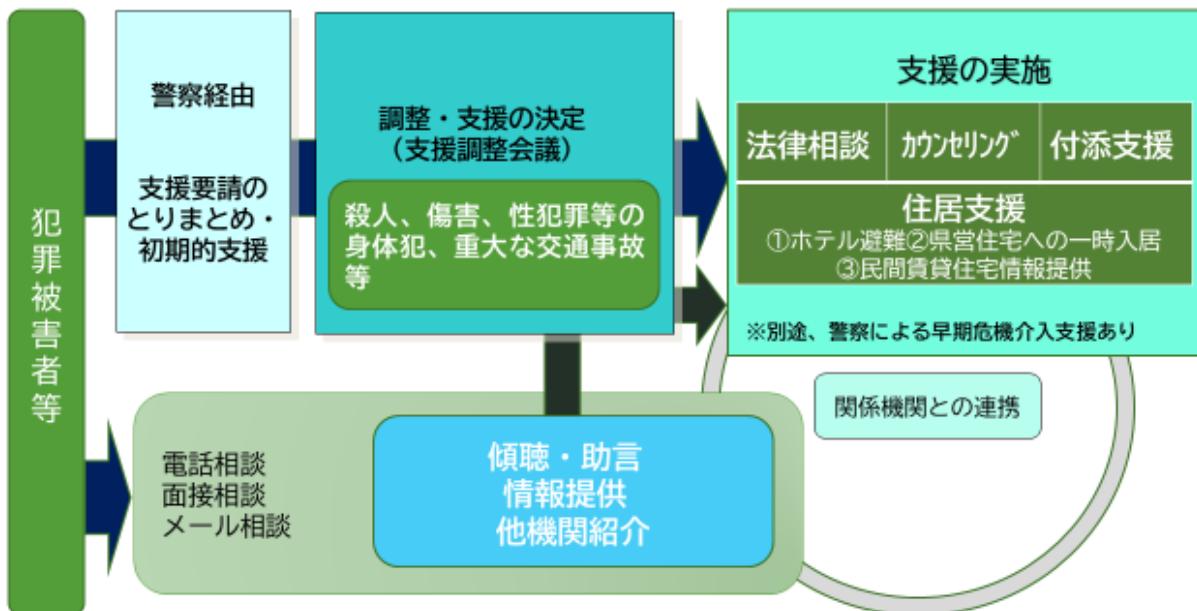
サポートステーションと「かならいん」は、いずれも県くらし安全交通課横浜駐在事務所が所管しているため、どちらに相談が入った場合でも、相談者の同意を得た上で、警察と被害の申告状況を確認しながら、相互に情報共有・連携して支援に取り組んでいます。

■ サポートステーションと「かならいん」の支援対象と支援内容

	かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター「かならいん」	かながわ犯罪被害者 サポートステーション
運営者	神奈川県（直営）	県、県警察、神奈川被害者支援センターの3者で一体的に運営
支援対象	<p>警察に未届の 不同意性交等罪、不同意わいせつ罪相当の 被害を受けた方 (警察への相談を躊躇している方 等)</p>	<p>相互連携</p> <p>警察に被害を申告した 下記罪種の被害者</p> <p>身体犯（殺人、傷害（全治1か月以上）、 不同意性交等、不同意わいせつ）等 交通事故（死亡又は全治3か月以上） *支援対象者の約6割は性犯罪被害者</p>
支援内容	医療支援、法律相談、 カウンセリング、付添支援	医療支援（県警察制度を利用）、 法律相談、カウンセリング、 住居支援、付添支援

(2) かながわ犯罪被害者サポートステーション

ア 支援につながるまでの流れ



警察において事件受理をされると、事件を所管している警察署から被害者やそのご家族に「被害者の手引き」という冊子が配付され、支援制度等の説明がなされます。そして、犯罪被害者等からサポートステーションでの支援の希望が事件を所管している警察署に伝わると、県、県警察、神奈川被害者支援センターの3者で支援調整会議を行い、支援内容を決定します。

警察署からの支援希望情報以外にも、サポートステーションや「かならいん」へ相談されたことから支援につながることもあります。

イ 相談及び支援

主な支援メニューとして、法律相談、カウンセリング、検察庁や裁判所等への付き添い支援のほか、事件が全国的に報道され、自宅に報道関係者が多数押し寄せるなどによる二次被害防止が必要と認められる被害者や、自宅で被害にあわれた被害者に対し、緊急避難場所としてのホテル提供等の住居支援を行っています。詳細は48~50ページを参照ください。

【サポートステーションへの相談】

電話相談

犯罪被害にあわれた方からのさまざまな相談に応じています。

【電話番号】045-311-4727

【相談時間】月～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3をいう。以下同じ。）、
かながわ県民センターの休館日を除く

面接相談

電話により予約（電話番号は電話相談と同じ）

メール相談

県ホームページの「サポートステーション」のページより

「犯罪被害者等相談フォーム」をご利用ください。

※メール相談は、回答に日数がかかる場合があります。

お急ぎの場合は、電話相談をご利用ください。



【サポートステーションにおける支援】

被害者等への初期対応（手続の説明）

犯罪被害にあわれた方に、被害者支援に関する手続等の情報提供を行っています。

法律相談

犯罪被害者等が犯罪等により直面している法律問題の円滑な解決を図れるよう、犯罪被害者等支援に精通した神奈川県弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施します。（原則1回。2回まで無料）

【支援対象者】

1 犯罪が発生した時点で県内に居住している犯罪被害者等

犯罪被害者が死亡した場合又は傷害等の被害を受けたことにより意思表示ができない場合は、犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、神奈川県内での相談に限る。

2 日本国又は日本国外の日本籍船舶若しくは日本籍航空機における犯罪行為によって被害を被った者（財産犯並びに交通事故事件の示談交渉のみを目的とするものを除く。未遂を含む。）

3 警察に被害申告があるなど、被害者であることが客観的に確認できる者

【支援対象外】

1 犯罪被害者と加害者間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合（監護者性交等罪及び監護者わいせつ罪並びに犯罪の性質、加害者との関係その他の事情を考慮して特に必要と認められる場合を除く。）

2 犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合

3 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合

4 その他の事情から判断して法律相談による支援が社会通念上適切でないと認められる場合

カウンセリング

犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。（原則上限10回・無料）

なお、20歳未満の被害者及びその家族に対するカウンセリングについては、サポートステーションではなく、県警察少年育成課が原則実施します。

【支援対象者】

- ・犯罪等により起因して精神的なケアが必要となった犯罪被害者及びその家族又は遺族

検察庁、裁判所等への付添い

犯罪被害者等が検察庁や裁判所などに出向く際に、被害者支援センターの支援員が付添います。（無料）

【支援対象者】

- ・犯罪等により被害を被ったもの及びその家族又は遺族

住居関係支援

①緊急避難のためのホテル等への宿泊

被害直後の緊急避難場所としてホテル等宿泊先の提供を行います。（原則3泊以内）

【支援対象者】

- 1 神奈川県内に在住し、神奈川県内で発生した殺人罪及び不同意性交等罪等の被害者及び家族又は遺族（被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）で、事件発生直後において一時的に安全な居住場所を確保する必要があると認めた者
- 2 警察に被害申告があるなど、客観的に犯罪被害者等であることが確認できる者
- 3 その他知事が特に必要と認める場合は、緊急避難場所（ホテル等）を提供できる。

【支援対象外】

- 1 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律及びストーカー行為等の規制等に関する法律の違反に該当する場合
- 2 犯罪被害者等と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む）がある場合
- 3 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 4 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 5 その他の事情から判断して緊急避難場所（ホテル等）の提供の支援が社会通念上適切でないと認められる場合

②県営住宅の一時使用

県営住宅の一時使用（原則3か月以内、最高1年間を限度として延長可）による支援を行います。（収入に応じた家賃は被害者負担）

【支援対象者】

犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった、又は、現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために居住することはできなくなった、住宅に困窮している県内在住者のうち、下記のいずれにも該当する者

- 1 犯罪等により公営住宅法第23条第2号の住宅困窮要件を満たす者であること
- 2 集合住宅で生活ができ、自立が見込める者で、一時使用期間終了時までに、安定した住宅を確保する意欲があること
- 3 一時使用期間中、県職員が行う生活状況等の確認に応じる意思があること

③民間賃貸住宅の情報提供

（公社）神奈川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会神奈川県本部の協力により、犯罪被害者等の方の希望に沿った民間賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、入居契約時における仲介手数料を無料化します。

【支援対象者】

- ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者
- ・その他、神奈川県知事が特に必要と認める場合は、支援を提供できるものとする

【支援対象外】

- 1 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- 2 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 3 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 4 その他の事情から判断して支援の提供が社会通念上適切でないと認められる場合

(3) かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

性犯罪や性暴力の被害者は、早い時期に適切な支援を受けることが早期回復につながるといわれている一方、羞恥心や自責の念などから、警察への被害申告をためらい、誰にも相談できずにひとりで悩んでいることが多い現状にあります。令和6年の国調によると、性被害にあったが警察に届け出していない人は75.0%、4人に3人と非常に高い割合であり、刑法犯認知件数における性犯罪被害者数は氷山の一角にすぎないといえます。



◆過去5年間に性的事件の被害に遭い、
捜査機関に届出していない人 75.0%
法務省「第6回犯罪被害実態（暗数）調査」令和6年

◆不同意性交等をされた被害経験
あり 4.7% (女性の8.1%)
◆どこ(だれ)にも相談しなかった 55.7%
内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和5年度

警察に被害届を提出した場合、警察による証拠採取や医療機関を受診した際の初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等について、県警察の公費負担制度を利用できますが、警察への被害申告を躊躇されており、警察による支援を受けることができない方に対しては、「かならいん」で支援を行っています。

ア 支援の流れ

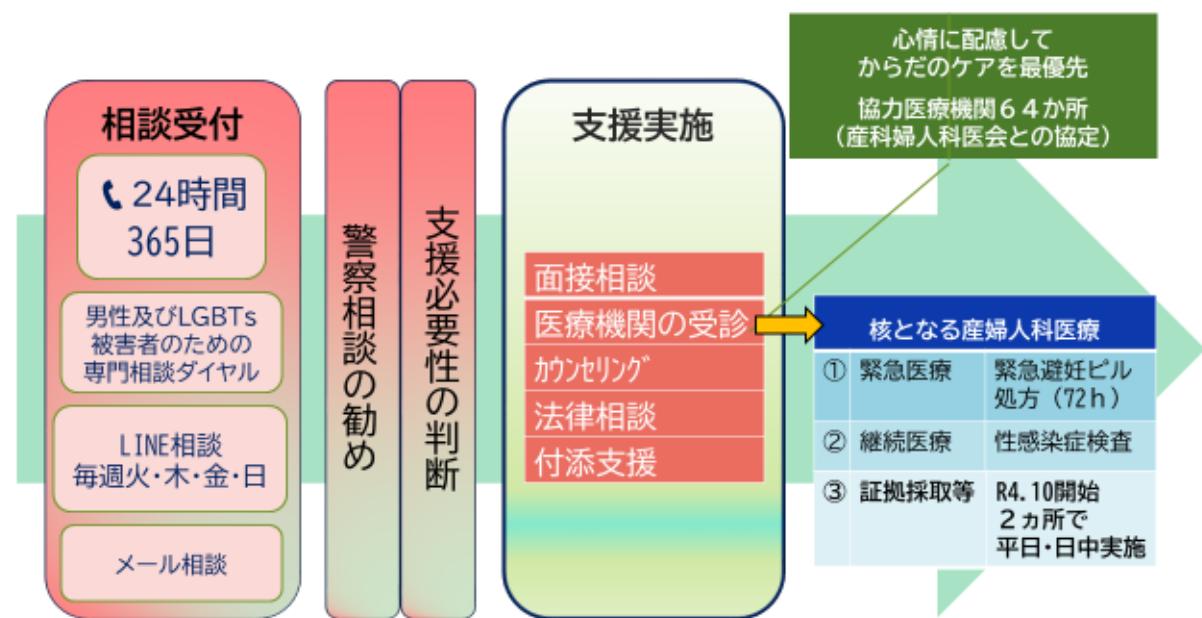
「かならいん」では、24時間365日電話による相談のほか、週4回LINEによる相談を受け付けています。相談いただいた方には、まずは警察への相談を勧めていますが、警察への相談や被害の届出を躊躇等されている被害者の方に対しては、医療機関の受診費用の負担やカウンセリング、法律相談、付添支援を行っています。

最近は、児童生徒の性被害に関する相談が増えています。特に、令和6年7月からLINE相談を始めたことに加え、令和7年度から小学4年生に性暴力被害に関する子ども向け普及啓発リーフレット「大切なあなたに伝えたいこと」を配付したことにより、保護者からの相談に加え、児童生徒本人からの相談も増加傾向にあります。

「かならいん」の法律相談では、民事手続きと刑事手続きの違いや、警察に届け出た場合と届け出なかった場合、それぞれ何をどこまでできるか等を弁護士に相談できます。

また、被害を受けた児童生徒にどう接したらよいか等、「親ガイダンス」といった形でのカウンセリングを希望される保護者も増えています。

なお、途中で警察に被害届を提出された場合、カウンセリングについてはサポートステーションへの支援に移行しますが、移行後も引き続き同じカウンセラーに相談することができます。また、被害届の提出により、前述のとおり警察制度による医療支援を受けることができるようになります。



※ 上図の協力医療機関及び証拠採取等の医療機関の数は令和7年10月1日現在

◆「かならいん」における証拠採取の流れ

性犯罪の被害者が警察への被害申告をためらっている場合、被害からの時間経過とともに、身体や服等に付着した体液など犯罪を立証する上で重要な証拠となり得る資料を採取する機会を逃してしまう可能性があります。

また、警察に被害の届出をした被害者については、緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取等が警察の支援制度の中で受けられますが、警察に未届の場合は警察の支援が受けられません。

このため、「かならいん」では、緊急避妊薬費用や性感染症検査の公費負担のほか、県内2か所（令和7年10月末現在）の医療機関で証拠となり得る資料（検体）を採取し、のちに被害者が被害届提出を決意する、又は法で定める犯罪の時効期間等まで保管する仕組みがあります。なお、中絶費用の公費負担はしておりません。

イ 相談及び支援案内

【「かならいん」への相談】

電話相談

被害にあわれた方やそのご家族などからの電話相談をお受けしています。

【電話番号】 はやくワンストップ # 8 8 9 1 (全国共通番号 通話料無料)
 NTTひかり電話からは 0120-8891-77 (通話料無料)
 又は 045-322-7379 (通話料がかかります)

【相談時間】 24 時間 365 日 年齢性別不問

男性及びL G B T s 被害者のための専門相談ダイヤル

性被害にあわれた男性やL G B T s の方のご相談を専門相談員が相談をお受けしています。

【電話番号】 045-548-5666 (通話料がかかります)

【相談時間】 毎週火曜日 16:00~20:00 祝休日・年末年始を除く

かながわ性被害相談 L I N E

性被害にあわれた方やそのご家族などからのL I N E 相談をお受けしています。

【相談受付時間】 毎週火・木・金・日曜日 16:00~21:00

※L I N E 相談受付時間外は、電話相談をご利用ください。



メール相談

県ホームページの「かならいん」のページより

「犯罪被害者等相談フォーム」をご利用ください。

※メール相談は、回答に日数がかかる場合があります。

お急ぎの場合は、電話相談をご利用ください。



【「かならいん」における支援】

面接相談（予約制）

相談者の気持ちを大切にしながら、心とからだのケアのために、どうしたらよいのか、相談者と一緒に考えます。

医療機関受診

緊急避妊薬の処方や、性感染症などの検査を受けることができます。

また、性被害を受けた方が、のちに警察に被害を届け出たいと思った場合に備え、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ、医療機関で採取し、保管しておく仕組み（証拠採取等）があります。

「かならいん」医療支援における証拠採取等は、月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）の9時から17時に実施しています。

※産婦人科受診費用等の一部を公費で負担します。

カウンセリング

臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができます。（原則上限10回・無料）

法律相談

弁護士による法律相談を受けることができます。（原則1回。2回まで無料）

付添い支援

職員が医療機関や警察などへ付き添います。

(4) 県独自の経済的支援

サポートステーションと「かならいん」による支援のほか、県独自の経済的支援として神奈川県犯罪被害者等見舞金制度があります。

18歳未満の児童生徒の被害に関して、犯罪による怪我によって入院した、又は被害による精神疾患のため通学できなくなった等により、重傷病見舞金を給付した事例があります。また、自宅付近で被害にあったことにより、被害を思い出したり、加害者と顔を合わせたくない等の理由により、転居を余儀なくされた児童生徒と同居の保護者に対する転居見舞金を給付した例もあります。

神奈川県犯罪被害者等見舞金制度

■対象となる犯罪被害

令和6年4月1日以降に日本国内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為は除く。）

⇒「過失」がつく罪種は対象外（過失運転致死傷、重過失致死等）

■申請期限

犯罪被害を知った日から2年以内かつ犯罪被害が発生した日から7年以内

■見舞金の内容

種類	対象者	給付額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した方の県内在住のご遺族	70万円
重傷病見舞金	犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する（疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服する（通学する）ことができない）と医師に診断された県内在住の犯罪被害者	40万円
転居見舞金	自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた県内在住の犯罪被害者等 ※対象罪種が限られます。詳細はホームページを参照してください。	20万円



(問合せ先) 神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課横浜駐在事務所
(045-312-1121 (内線 3431))

(5) 県内市町村による支援

すべての都道府県・政令指定都市及び市町村に犯罪被害者等からの相談や問合せに対応する総合的対応窓口が置かれています。

また、支援においては令和7年10月1日時点で県内の20市町が犯罪被害者等支援に特化した条例を制定しており、その条例に基づいた各種支援を行っています。

■犯罪被害者等支援に特化した条例制定済の市町（令和7年10月1日現在）

横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市
鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市
秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市
南足柄市	綾瀬市	寒川町	湯河原町	愛川町

■条例制定済の市町が実施している主な支援

※市町により、実施している支援は異なります。また、支援には市町ごとに要件があります。

- 見舞金・支援金（遺族・重傷病・性犯罪被害）
- 法律相談
- カウンセリング
- 転居支援（転居費用の事後助成、公営住宅等）
- 日常生活支援
 - ・家事及び介護等ホームヘルプサービス費用助成
 - ・配食費用助成
 - ・一時保育・一時預かり費用助成
 - ・学習支援、修学支援、就労準備支援 等

見舞金・支援金は、神奈川県犯罪被害者等見舞金と同様に、遺族や重傷病を負った方への見舞金・支援金のほか、性犯罪（不同意性交等、監護者性交等、不同意わいせつ、監護者わいせつ）の被害を受けたことを警察に届出をした被害者に対する見舞金・支援金があります。性犯罪被害に対する見舞金・支援金の給付は全国的に珍しく、県内市町村による支援の特徴となっています。

法律相談、カウンセリングでは、痴漢や盗撮などサポートステーションや「かならいん」の支援対象外となる罪種についても支援を受けられる場合もあります。

転居支援は、転居費用の事後助成のほか、公営住宅の目的外使用や優先入居などの支援を受けられる市町があります。

日常生活支援は、市町村ならではの支援であり、被害後、日常生活を送ることが困難となった方に対するホームヘルプサービス、配食、一時保育などの助成があります。また、川崎市、鎌倉市には、学校に通うことが困難となった児童生徒の通信教育費用や家庭教師代、学校へのタクシー代などの助成などがあります。

20市町の間でも受けられる支援は異なり、支援には市町ごとに要件がありますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。

196～199ページに各市町村で受けられる支援と問合せ先を掲載しています。

（6）県内の関係機関による支援

関係機関のうち、犯罪被害者支援に特化した相談窓口や支援を行っている機関のあらましは次のとおりです。なお、本項は各相談窓口を所管する機関やそのホームページの記載に合わせています。

神奈川県警察

住 所：横浜市中区海岸通2丁目4番

電話番号：045-211-1212（代）内 2702～2708（県警察本部警務部警務課被害者支援室）

※県内警察署一覧は 187～194 ページ参照

公的機関として被害の届出を受理し、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を支援する役割を担う機関です。

神奈川県警察 各種相談窓口

○総合相談室

急を要しない事件や事故による被害の未然防止に関する相談や神奈川県警察に対する要望・意見、苦情等を受け付けています。

【電話番号】045-664-9110 又は#9110

○少年相談・保護センター

少年育成課に設置されている少年問題に特化した警察の相談機関です。県内8か所に方面事務所があり、20歳未満の少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りに向けた支援を行っています。また、少年の非行を未然に防止し、規範意識を醸成していくために必要な啓発活動を行っています。

加害、被害、どちらの相談もお受けしていますが、同一事件については、加害少年又は被害少年のどちらかの支援のみ実施しています。

・ユーステレホンコーナー

少年育成課内に設置されています。少年相談等に対応する電話相談窓口です。

【電話番号】0120-45-7867（フリーダイヤル）又は045-641-0045

・方面事務所

県内8カ所に設置されています。警察官や少年相談員が配置されています。

住所及び電話番号、相談時間は 147～148 ページ参照

○性犯罪 110番（ハートさん）

性犯罪の被害で警察への届出を迷っている方に対し、原則、女性警察官が電話相談を 24 時間 365 日お受けしています。

【電話番号】0120-38-8103（フリーダイヤル）又は#8103^{ハートさん}

○電車内痴漢等迷惑行為相談所

神奈川県内の電車や駅構内で発生した痴漢等迷惑行為について、警察官が相談に応じています。

【電話番号】045-461-0110

○子ども安全 110番—子ども安全・安心ホットライン—

児童虐待をはじめとする子どもの安全に関する情報電話です。

【電話番号】0120-604-415（フリーダイヤル）又は045-651-0110

○交通相談受付（交通相談センター）

交通に関すること全般の相談、悪質交通違反情報提供（飲酒運転している人、飲酒運転させている飲食店、あおり運転等の情報）を受け付けています。

【電話番号】045-211-2574

○特殊詐欺

・神奈川県警察本部暴力団対策課 特殊詐欺担当

【電話番号】045-211-1212（内線4572～4578）

【相談時間】平日 8：30～17：15

・特殊詐欺情報専用ホットライン

特殊詐欺グループから抜けたい、知人を特殊詐欺集団から救いたいなど、特殊詐欺に関する相談も受け付けています。

【電話番号】045-651-7970

【相談時間】平日 8：30～17：15

・特殊サギ救出テレホン「SOS」（少年育成課内）

特殊詐欺グループから抜けたい、知人を特殊詐欺集団から救いたいなどの相談内容を20歳未満の少年に特化した「特殊サギ救出テレホン『SOS』」もあります。

【電話番号】045-641-5014

【相談時間】平日 8：30～17：15

○暴力団からの不当要求拒絶コール

暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。

【電話番号】0120-797049（フリーダイヤル）

神奈川県警察による主な支援

○かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営（県警察本部警務部警務課被害者支援室）

○「被害者の手引き」「交通被害者の手引き」の配付

被害者の方へ刑事手続の流れや利用できる制度などを記した手引きをお渡ししています。多言語の手引きもあります。

「被害者の手引き」…英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

「交通被害者の手引き」…英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語

○犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、死亡した方のご遺族、重大な負傷又は疾病を負った方、後遺障害が残った方に対し、国が給付金を支給する制度です。この手続は申請書を申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出する必要があります、実務上は各都道府県警察本部において事務手続を行っています。

○国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外において故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するもので、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請する必要があります。日本国内に住所を有していない方については、領事館経由で申請することも可能です。

○被害者連絡制度

刑事手続や被害者のための制度、捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、被害者に連絡をします。

○専門職員によるカウンセリング、付添い支援

犯罪被害者等の要望に基づいて、心理員によるカウンセリングや警察職員による検察庁・裁判所等への付添い支援を行っています。

○地域警察官による犯罪被害者訪問

犯罪被害者の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき、訪問活動や防犯指導を行っています。

○公費負担制度

被害を受けた方の経済的負担を軽減するため、精神科受診費用、カウンセリング費用、身体犯被害者(性犯罪被害者を除く。)の初診料、診断書料、性犯罪被害者の診察料、性感染症検査料、緊急避妊費用等、緊急避難場所の宿泊費用、自宅が被害現場となった場合のハウスクリーニング費用、司法解剖後の検案書料、ご遺体の修復や搬送費用などについて公費負担しています。(一定の要件があります)

公益社団法人神奈川被害者支援センター

住 所：横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階
電話番号：045-328-3720(事務局)

神奈川県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた民間の被害者支援団体です。かながわ犯罪被害者サポートステーションを県や県警察と運営しています。

公益社団法人神奈川被害者支援センターによる主な支援

○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談・支援（48～50 ページ参照）

- ・電話相談、面接相談（相談電話：045-311-4727）

専門的な訓練を受けた相談員が相談に応じています。個々の内容に合わせた支援プランでサポートします

- ・直接（付添い）支援

被害者等のご希望に応じて、法律相談や裁判所等への付添い支援を行います。

- ・カウンセリングの実施（回数制限あり）

臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを実施しています。

- ・法律相談の調整（回数制限あり）

サポートステーションにご相談のあった方のうち、法律相談が必要な方について、弁護士と法律相談の日程調整を行っています。

○自助グループへの活動支援

同じような体験をした被害者の方が集まり、気持ちや感情を分かち合い、支えあう場を提供しています。（交通死亡事故被害者遺族を対象とした自助グループ「ジュピター」）

各児童相談所

県内児童相談所一覧は 195 ページ参照

児童相談所は、都道府県、指定都市等に設置される行政機関です。

児童福祉法に基づき、原則 18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

児童相談所による主な支援

- ・子育ての悩み
- ・虐待に関する相談
- ・言葉や発達の遅れに関する相談
- ・生活やしつけの相談
- ・非行の相談
- ・不登校の相談
- ・里親に関する相談 等

神奈川県弁護士会

住 所：横浜市中区日本大通 9 番地

電話番号：045-201-1881（代表）

弁護士法に基づいて、地方裁判所の管轄区域ごとに設立され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

神奈川県弁護士会の相談窓口

○神奈川県弁護士会 犯罪被害者支援センター

犯罪被害者参加制度や損害賠償命令制度での支援、刑事手続の流れの説明や法廷への付添支援、刑事告訴支援、損害賠償請求支援など、犯罪被害にあわれた方の具体的なサポートのための電話相談です。弁護士登録 1 年以上で犯罪被害者支援の研修受講又は経験のある弁護士が応対します。必要に応じて、面談による法律相談（初回無料）も実施可能です。

【電話番号】 045-211-7724

【相談時間】 毎週火・金曜 13：00～16：00

https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult16/index.html

日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）

住 所：横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

電話番号：0570-078308（IP電話からは050-3383-5360）

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。犯罪被害者やそのご家族などからの問合せに対し、損害の回復や苦痛の軽減を図るために制度情報、相談窓口をご案内し、必要に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。また、一定の要件の下、弁護士との無料法律相談や弁護士に依頼した場合の費用等の援助を行っています。

法テラス神奈川 各種相談窓口

○犯罪被害者支援ダイヤル（全国共通）

【電話番号】0120-079714（IP電話からは03-6745-5601）

【相談時間】月～土曜日 9:00～21:00（土曜は17:00まで）

※犯罪被害者の方のお悩み事に対して、民事に関する法律相談が望ましい場合には、下記の民事法律扶助の法律相談を案内することができます。犯罪被害者の支援に関する各種相談を希望の場合には、問合せ先の電話番号にご連絡ください。

○法テラス神奈川（民事法律扶助）

【相談時間】午後相談 毎週月～金 13:15～16:20（法律相談は要予約）

【相談場所】横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

※WEB予約可、問合せは0570-078308（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス川崎（民事法律扶助）

【面談相談】毎週月～金 13:15～16:15（法律相談は要予約）

【相談場所】川崎市川崎区駅前本町11-1パシフィックマークス川崎ビル10階

※WEB予約可、問合せは0570-078309（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス小田原（民事法律扶助）

【面談相談】月曜午後、火曜午前、木曜午前、金曜午前（法律相談は要予約）

【相談場所】小田原市本町1-4-7朝日生命小田原ビル5階

※WEB予約可、問合せは0570-078311（受付時間：平日9:00～17:00）

法テラス神奈川による主な支援

○弁護士紹介

個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

○DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や、受けるおそれがある方を対象に、弁護士による法律相談を実施します。

○民事法律扶助制度

民事・家事・行政に関する相談、手続に際し、経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行います。

○「被害者参加人」のための国選弁護制度

一定の犯罪の被害にあわれた方などが刑事裁判に直接参加できる制度（被害者参加制度）の利用の際に、経済的に余裕のない方でも、弁護士による援助が受けられるようとするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する「被害者参加人」のための国選弁護制度において、被害者参加人のご意見をお聴きした上で、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務などを行います。

○被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加された方に、国がその旅費等を支給する制度（請求書の提出は裁判所）です。

○日弁連委託援助制度

・犯罪被害者法律援助

生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度です。

・子どもに対する法律援助

児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰、いじめその他の事由により、人権救済を必要としている子どもについての行政機関との交渉代理、虐待を行う親との交渉代理、児童虐待の刑事告訴手続の代理等の手続に係る弁護士費用や虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停や審判手続の法的代理の手続に係る弁護士費用を援助します。

横浜地方検察庁

住 所：横浜市中区日本大通9番地 横浜法務合同庁舎

電話番号：045-211-7600(代表)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりしています。被害者から様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供しています。

横浜地方検察庁の相談窓口

○被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設置しています。

【電話番号】045-211-7638（電話、FAX共通）

【相談時間】電話受付：平日 9:00～17:00

※夜間・休日はファックスでの受付となっています。

横浜地方検察庁の主な支援

○被害者支援員制度

被害者やご遺族の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置しています。被害者支援員は、被害者からの相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

○被害者等通知制度

被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供しています。

○犯罪被害者等に関する情報の保護

性犯罪などの一定の事件においては、捜査から判決後に至るまで、被害者個人が特定され得る情報を被疑者・被告人に対して秘匿し、保護する制度が定められており、被害者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されないよう、あるいは、その身体又は財産に害を加えられることのないように制度の適正な利用に努めています。

○被害者等による心情等の意見陳述及び刑事裁判への参加支援

被害者等が、法廷で心情等の意見を述べることを希望している場合や、一定の事件において、刑事裁判への参加を希望している場合に、被害者等からの申出を受けて、裁判所に対して通知を行っています。

○被害回復給付金支給制度

詐欺罪や高金利受領罪（出資法違反）といった財産犯等の犯罪行為について、裁判により加害者からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して給付資金として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金を支給しています。

横浜地方裁判所

住 所：横浜市中区日本大通9
電話番号：刑事事件 045-664-8723 民事事件 045-664-8746

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に判断する民事裁判を行います。刑事裁判では、犯罪によって被害を受けた方を保護するための様々な制度が設けられています。民事裁判でも、犯罪によって被害を受けた方に配慮するための制度が設けられています。

刑事裁判手続における犯罪被害を受けた方等に配慮するための制度

○裁判の優先的傍聴の配慮

被害者の方やその親族の方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があったときは、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をします。

○刑事事件の記録の閲覧・コピー

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーをすることができます。また、閲覧、コピーをしようとする事件の被告人等により行われた、その事件と同種の犯罪行為の被害者の方(同種余罪の被害者)は、損害賠償を請求するために必要があると認められる場合には、事件記録の閲覧、コピーができます。

○刑事裁判への参加

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者の方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。

○公開の法廷で氏名等(被害者特定事項)を明らかにしない措置

事件によっては、法廷で自分の氏名や住所等を明らかにしないように求めることができます。

○証人の不安や緊張等を緩和するための措置

犯罪によって被害を受けた方等が証人として証言する場合、不安や緊張を緩和するため、次のような措置をとることが認められています。

- ・証言をする際、家族等に付き添ってもらうことができます。
- ・証人と被告人や傍聴席との間について立てなどを置き、被告人や傍聴席の視線を気にせず証言することができます。
- ・事件によっては、法廷とテレビ回線で結ばれた別室で証言することもできます。

○法廷での心情や意見の陳述

法廷で自分の意見を述べることができます。なお、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出していただく場合などもあります。

○民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載

被告人との間で、事件に関する損害賠償など民事上の争いについて示談ができた場合には、審理をしている裁判所に被告人と共同して申立てをすることにより、その示談の内容を刑事裁判の公判調書に記載することを求めることができます。公判調書に記載されることによって民事裁判で和解ができたのと同じ効力があるので、約束どおり支払われない場合に、民事裁判を起こすことなく、強制執行の手続をとることができます。

○損害賠償命令の申立て

殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合には、被害者の方等は、その刑事事件を担当している裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

海上保安庁第三管区海上保安本部
住 所：横浜市中区北仲通5-57 電話番号：045-211-1118
海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。
海上保安庁第三管区海上保安本部による主な支援
<p>○被害者連絡制度 捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを、捜査上支障のない範囲内で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。</p> <p>○犯罪被害者等支援制度 犯罪被害者等支援主任者を配置し、事件発生直後から犯罪被害者及びその家族への付添・支援制度の説明などを行っています。</p> <p>○事情聴取における配慮 犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全確保、精神的負担の緩和に配慮しています。また、性犯罪による女性被害者に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。</p> <p>○診断書等の公費負担制度 犯罪被害者の被害に係る診断書料や、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続における経済的負担の軽減に努めています。</p> <p>○解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度 司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担しています。 ※対象遺体によっては一部支給できない場合があります。</p>

横浜保護観察所

住 所：横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎4階

電話番号：045-201-1848（被害者専用）

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度です。犯罪被害にあわれた方が、裁判・審判の終了後に利用できる制度があります。

横浜保護観察所の相談窓口

○被害者専用電話番号

専任の担当者が、犯罪の被害にあわしたことによる悩みや不安などをお聞きし、ご相談に応じます。

お問合せに応じて、意見等聴取制度、心情等聴取・伝達制度、被害者等通知制度やその手続などについてご説明し、情報を提供します。

ご相談に応じて関係機関等を紹介し、そのご連絡やご相談を補助するなど、関係機関等で行っている制度やサービスをご利用いただけるよう支援します。

【電話番号】045-201-1848

○更生保護における犯罪被害にあわれた方々のための相談受付フォーム

ご相談やお問合せの「受付」をメールで行うことができます。相談受付後は、電話相談か、保護観察所又は地方更生保護委員会での来所相談になります。

【受付フォーム】https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogo_victim_form.html

横浜保護観察所の主な制度

○意見等聴取制度

加害者の仮釈放、少年院からの仮退院又は退院の審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放等、生活環境の調整、保護観察に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができます。

いただいたご意見等は、仮釈放等を許すか否かの判断、生活環境の調整に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。

○心情等聴取・伝達制度

被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きします。さらに、ご希望がある場合には、これを加害者に伝えます。

加害者への心情等の伝達を希望される場合は、加害者が被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるよう指導を行います。

加害者への伝達を希望しない場合、お聴きした心情等は、加害者の保護観察を担当する保護観察官に伝えられ、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。なお、伝達を希望しない場合は、心情等聴取・伝達制度を利用されたことが加害者に伝わることはありません。

○被害者等通知制度

加害者が刑務所に収容された場合又は保護観察付執行猶予の判決を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。

加害者が少年審判において保護観察処分又は少年院送致処分を受けた場合に、地方更生保護委員会又は保護観察所から、仮退院又は退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。

医療観察における被害者制度

医療観察とは、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するための処遇制度です。「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）に基づくもので、医療観察における被害者制度では、医療観察法に定める対象行為の被害者の方等に対する情報提供制度を実施しています。

○医療観察における被害者専用電話番号

【電話番号】 045-662-6657

○情報提供制度

加害者が医療観察制度の対象となった場合に、保護観察所から、加害者氏名、処遇段階（入院若しくは地域処遇）、地域社会における処遇の開始年月日、地域社会における加害者と保護観察所の接触状況、医療観察法による処遇の終了日・事由に関する事項を通知します。

第2章 被害認知後の対応

被害認知の経緯は多岐にわたり、本人、周囲の児童生徒、保護者からの相談や情報提供、教職員等の気づき、報道、学校警察連携制度による情報提供など、様々なケースが想定されますが、最初に被害を認知した際の学校等の対応によっては、被害児童生徒やその保護者だけでなく、すべての児童生徒や保護者に学校等への不信感や不安感を与え、被害児童生徒の回復や学校運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

教職員等が児童生徒の被害の疑いを認知した後の初期対応については、組織的かつ迅速に行なうことが求められます。また、被害児童生徒やその保護者、周辺の児童生徒やその保護者など関係者の状況に応じて、臨機応変に対応することも必要となります。

そのため、教職員等は事案発生前から、被害認知後の自身の心の反応や心身の変調によるケアの必要性及び被害に関する相談や情報提供を受けたときの対応の留意点を理解し、事前に備えておく必要があります。

被害認知後の自身の心の反応を理解することは、二次被害となる不適切な言動を防ぐことにつながります。また、心身の変調は誰にでも起こり得るため、学校等が心のケアの必要性を理解することで、教職員等は安心して被害児童生徒等への対応が可能となります。

被害に関する相談や情報提供を受けたときの初期対応では、被害児童生徒の安全の確保を最優先し、疑いの段階でも速やかに管理職へ報告すること、記憶の汚染（72ページ参照）や二次被害を防ぐため、聴き取りは誘導や圧力を避け必要最小限に留めること、被害児童生徒の兄弟姉妹や周囲の児童生徒にも配慮することなど、留意点を理解することが重要です。また、被害からの回復には時間要する場合が多いため、対応にあたっては、被害直後だけでなく、中長期的な対応も考慮する必要があります。

1 被害児童生徒の対応に伴う教職員等の心の反応とケア

（1）教職員等に現れる心の反応

教職員等が、被害児童生徒や保護者から被害を打ち明けられたとき又は被害を知ったとき、被害の内容やその表現によっては、特有のストレスを感じることがあります。そのようなストレスを受けた際、受け入れがたい現実を実態よりも小さく受け止めたり（矮小化）、無意識に無視したり（否認）する反応が現れることがあります。

こうした心の反応自体は自己防衛反応の一種で、心の痛みから自分を守るための自然な反応であり、避けることはできません。しかし、心の反応のままに不適切な言葉がけを行ったり態度を示したりすると、被害児童生徒やその保護者的心に大きな傷を与える可能性があります。また、児童生徒が悲しんだり苦しんだりしているとき、教職員等は応援したい気持ちになるかもしれません、善意の言葉が被害児童生徒の心に更に大きな傷を与える場合もあります。二次被害となる言葉の例は、39ページと75ページにまとめてありますので、日頃から意識しておく必要があります。

(2) 教職員等の心のケア

ア 教職員等に起こる心身の変調

被害児童生徒のつらい体験を聞くことで、教職員等も次のような心身の変調をきたすことがあります。これらの変調は、「共感疲労」「二次的外傷性ストレス」「代理受傷」などと呼ばれ、様々な形で心身に現れます。

◆教職員等に起こる心身の変調◆

- 被害児童生徒との面談時、気持ちが揺れる
- 被害児童生徒と必要以上に心理的距離を置きすぎる、又は近すぎる
- 些細なことでイライラしたり怒ったりする
- 頭痛、肩こり、不眠等、身体に不調が出る
- 教職員等として、自分は役に立っていないと感じる
- 事件（被害）のことが頭から離れなくなる

被害にあった児童生徒に対して、教職員等が安定した関わりを継続的に行うためには、このようなことが自身の心身に起こり得ることを知っておくことがとても大切です。

イ 心のケアのために必要な対策や予防策

このような心身の変調は、教職員等の精神的な弱さに起因するものではなく、誰にでも起こり得ることと認識し、次のような対策や予防策で心のケアに努めることが大切です。

◆教職員等の心のケアのために必要な対策や予防策◆

- 一人で抱え込まない（同僚や管理職と話せる環境を持つ）
- 自分が傷ついていると感じるときは、そのことを率直に認める
- 職場内外で、支援担当者同士で交流できる場を持つ（当然、守秘義務には留意する）
- 対人援助の専門職（社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、精神科医等）に相談する
- 自分なりのリラクゼーション方法（食事や趣味の活動、軽い運動、家族との時間、ボランティア等の仕事以外の社会活動等）を持つ
- 十分な睡眠を取る。仕事と休みのバランスを取り、オンとオフをはっきりさせる

また、心身の変調が起こる可能性や程度は、教職員等の心身の安全が確保されているかどうか、同僚や管理職の支えがあるかどうか、相談できる専門家の有無などによって異なるとされています。

教職員等は職務の一環として、児童生徒や保護者から最初に被害を打ち明けられたら、被害に関する話を聞かなければなりません。しかし、児童生徒と同様、教職員等一人ひとりもその心を守られるべき立場にあります。

したがって、学校等においては、児童生徒への支援と並行して、教職員等の心のケアに向けた支援が必要であることを認識し、支援にあたっての重要な判断や対応を教職員等任せにせず、組織として対処することや、教職員等のメンタルヘルスの維持についての理解を深めることが求められます。

2 初期対応

（1）被害の疑いを認知したときの対応（教職員等が初めに把握する場合）

教職員等は日常的に児童生徒と接しているため、児童生徒から被害の相談を最初に受けたり、被害に関する情報を見聞きしたりする可能性が高いと考えられます。そのため教職員等は、いつ、どこでも児童生徒から被害の相談を受けたり、被害に関する情報を認知する可能性があることを認識し、被害の疑いを認知したときの対応や留意点について、事前知識として理解を深めておく必要があります。

被害の疑いを認知すると、教職員等自身も大きなショックを受けることがあります、被害児童生徒やその保護者の不安、不信、動搖、自責等の心情を考慮し、落ち着いて対応することが求められます。

対応の基本は、被害児童生徒の安全の確保を最優先し、被害児童生徒を第一に考えて対応することです。被害児童生徒の気持ちや意思を十分に尊重しながら対応を進めることが重要となります。また、話を聞くときには安全・安心な場所（周囲に聞かれない、見られない環境など）で、被害児童生徒が話しやすい教職員等を選定して聞くことも大切です。

そして、被害を認知した場合には、それが疑いの段階であっても重大事態として受け止め、速やかに管理職へ報告し、対応する必要があります。

また、被害児童生徒に治療が必要な外傷がある場合や妊娠又は性感染症の可能性がある場合、薬物を使用されたおそれがある場合などには、速やかに医療機関に受診させる必要があります。

- 保護者による虐待が疑われる場合の初期対応については、児童虐待防止法の規定により発見者は速やかに児童相談所等へ通告することが義務とされていますので、被害児童生徒の居所がある市町村を所管する児童相談所へ速やかに通告してください。（詳細は「第3章 被害別特性と対応の留意点」の児童虐待（132～141ページ）を参照）
- 教育職員等による児童生徒性暴力等が疑われる場合の初期対応については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の規定により、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があり、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報してください。

ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合

【聴き取り】

○ 「記憶の汚染」を防ぐ

被害児童生徒から聴き取りを行う際には、「子どもの記憶は汚染されやすい」ということを思い浮かべ、「記憶の汚染」を防ぐことが重要です。

「記憶の汚染」が生じると、その後の司法手続などにおいて大切な証言の信用性が失われてしまう可能性があります。また、裁判では、被害児童生徒に「記憶の汚染」が生じているか否かが争点になり、最初に被害児童生徒から話を聴いた教職員等が証人として出廷を求められる場合もあります。

記憶の汚染

実際には起こっていない出来事を、何度も話を聴いたり、質問をしたりすることで、質問から得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、実際には起こっていない出来事を本当にあった出来事として思い込んだりして、記憶が変わってしまうことを「記憶の汚染」と言います。

児童生徒に「記憶の汚染」が起こりやすい主な理由として

- ① 認知能力の発達が十分でなく、体験したことや目撃したことを正確に記憶に留めておくことができない（エピソード記憶が確立していない）
 - ② 自己の発達が十分でないため、自分の体験に由来する情報と他者から与えられた情報の区別がつきにくい（情報源の混乱が生じやすい）
 - ③ 常に大人の庇護のもとで生活しているため、大人の言うことはきくべきだ、あるいは大人を喜ばせたいという態度をとりがちである（迎合性がある）
- 等があげられます。

については、話を聴く際には、次の点に十分留意する必要があります。

・聴きすぎない

被害児童生徒が自発的に打ち明けた内容の聴き取りに留め、それ以上は積極的に聞き出そうとしないことが求められます。たとえ、内容が不明確な場合であっても、「誰に、何をされたか」といった概要や客観的な記録（SNSでのやりとりなど）があるかどうかを確認する程度に留めることが重要です。

・誘導や圧力をかけない

「記憶の汚染」を防ぐため、「はい」「いいえ」で答えられる質問や、誘導・圧力につながる聴き方は避け、児童生徒が自分の言葉で話せるように聞くことが大切です。例えば「手が当たった」という内容であれば、「手が当たったことについてもっと教えてもらえる？」というように、児童生徒が使った言葉をそのまま使って聞くことがポイントです。

誘導や圧力につながる聴き取り例

○○に触られたの？触られてないの？／(体を指し示しながら)ここを殴られたの？／つまり、こんなことがあったんじゃない？／みんなそう言っているけど○○に▲▲されたの？／××さんから～～って聞いたけど

・言い換えや暗示をしない

言い換えや暗示的な聞き方も記憶の汚染を引き起こす可能性があるため避けてください。

言い換えや暗示につながる聞き取り例

(手が当たったと言っているのに)「触られたのね?」「叩かれたのね?」／(Tシャツと言っていないのに)「どんな模様のTシャツを着ていた?」

・「いつ」「どこで」は児童生徒の語りに任せる

「いつ」や「どこで」の概念はあいまいなので、特に未就学児や小学校低学年、知的障害のある児童生徒の場合、正確に答えることが難しい場合があります。そのため、「いつ」「どこで」については積極的に質問せず、児童生徒の語りに任せることが重要です。児童生徒の語りの途中で、「いつ」「どこで」と質問したり、「最初に言った日付・場所と違うじゃないの」などと追及したりすると、誤った答えや事実誤認、記憶の汚染につながる可能性があります。

ただし、体に傷がある場合や妊娠の可能性のある被害については、早急な病院受診が必要となるため、優先的に「いつ」を語ってもらう必要があります。

司法面接（協同面接・代表者聴取）とは

「司法面接」とは、主に虐待や性被害などの事件捜査において、犯罪被害にあった又は目撃した児童生徒から供述を聴き取る際の面接方法をいいます。

「協同面接」又は「代表者聴取」とも呼ばれていますが、刑事訴訟法や法務省による資料等では「司法面接的手法による聴取」という用語が用いられています。

児童生徒が被害者等となった場合、児童相談所、警察、検察がそれぞれの立場から事実を確認する必要がありますが、それぞれが別々に話を聞くと

- ・何度も被害状況を話すことで児童生徒の心の傷を大きくしてしまう（二次被害）
- ・複数の大人から「ああだった?」「こうだった?」などと聽かれるうちに、もともとの記憶や話の内容が変わっていってしまう（記憶の汚染）

のおそれがあります。

「司法面接」は、児童相談所・警察・検察が協同して、暗示や誘導の少ない方法で聞き取りをすることで、児童生徒の心理的負担を減らし、児童生徒が体験したそのままの事実を話してもらえるようにすることを目的としています。

＜司法面接の取組＞

- 代表者1名が聞き取りを行い、各機関は別室で面接内容を視聴することで、児童生徒の話を共有し、必要な情報を聞き取る
- 面接の様子を録画録音し、児童生徒の言葉や動作を正確に記録する
- 専用の部屋を整え、児童生徒が話しやすい環境に配慮する
- 児童生徒の年齢や性別、被害内容等によって各機関が協議し、面接方法や面接内容を決定する

刑事訴訟法第321条の3においては、児童生徒が被害者又は参考人である事件等において、一定の要件を満たせば、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述を、児童生徒が法廷でいちから証言する代わりの証拠として、裁判で用いることを認めています。この要件を満たすか否かを裁判所が判断する際に、司法面接前に被害を聴き取った者が行った被害児童生徒からの聴き取り方法が適切か否か、被害児童生徒に「記憶の汚染」が生じていないか否かが、裁判で争点になります。このため、最初に被害児童生徒から話を聴いた教職員等が証人出廷を求められる可能性があります。

上記の理由から、児童生徒から主に虐待や性被害を打ち明けられた際の聴き取りでは、児童生徒が自発的に話す以上の聴き取りはしないことを基本とし、次のことを思い浮かべて対応し、児童相談所又は警察への相談・通報してください。

思い浮かべてほしいこと	適切な対応
「この子が後から司法面接を受けることになるかもしれない…」	<p>★誘導しないように気をつけて聴く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話を先取りしない ・情報は児童生徒の言葉で出させる ・使った言葉はそのまま聴く ・解釈して言い換えない <p>★詳しく聴きすぎない（特に虐待、性被害）</p>
「私がどんな聴き取りをしたか後で聴かれるかも…」（証人尋問の可能性） どんな質問に、どんな言葉で答えたか、話しているときの様子、話を聴いた経緯など＝児童生徒の話の信用性を判断する重要な材料となる	<p>★やり取りの内容はなるべく正確に記録に残す（できれば録音を）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴取内容（児童生徒、聴き取り者の言葉はそのまま記録する）、様子、聴取日時等

なお、この司法面接については、平成27年10月28日付け「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察、検察とのさらなる強化について」（厚生労働省子ども家庭局総務課長通知）に基づき実施されているのですが、この通知以前から児童相談所では同様の方法による面接が「被害事実確認面接」として警察と検察との三機関、警察との二機関あるいは児童相談所間で実践されており、現在でも継続されています。

また、警察・検察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化方針に従い、性被害に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したものとするため、令和3年4月から、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、この司法面接を積極的に試行しています。

参考：横浜地方検察庁ホームページ

司法面接に関する取組（児童が事件の被害者になってしまったら）



○「二次被害」を防ぐ

被害児童生徒は被害にあったことで、様々な心情を体験しますが、このような心情を理解せず対応すると被害児童生徒に二次被害を生じさせる可能性があります。

そのため、話を聞く際には次の点に留意する必要があります。

・「なぜ」は問わない

「なぜそんな行動をしたのですか?」「嫌だったと言ったのですか?なぜ言わなかったのですか?」などの質問は、児童生徒が責められていると感じたり、自分に非があったから被害にあったのではないかと考えてしまう場合があります。特に低年齢の児童にとっては、「なぜ」という質問自体が答えにくいものです。

初回聞き取り後に対応方針や再発防止策を検討する際に「なぜ」を聞く必要がある場合は、「どういうことで」に言い換えて質問をします(例:「どういうことがあって、そこに行くことになったの?」)。

・同じ話を繰り返し聴かない

繰り返し聴かれることで、児童生徒は大人の言うとおりに話さなければならぬと心理的な圧迫を感じたり、「信じてもらえない」と感じて被害を語らなくなったりすることがあります。また、何度も繰り返し聴かれることで、大人の期待する答えを言おうとして記憶の汚染が生じこともあります。

・善意の言葉にも注意する

教職員等の善意の言葉であっても、被害児童生徒に二次被害を与えることがあるため注意が必要です。39ページ【二次被害を生じさせる言葉と言い換え】もあわせて参照してください。

◆善意の言葉であっても二次被害となる言葉の例◆

例示	児童生徒の反応
「どうして逃げなかったの?」「どうしてついていったの?」「さっきと話が違うけれど、どっちが本当なの?」	(再被害を防ぎたいという思いであっても) 非難されていると感じる
「こういう相談はよく聴いて慣れているから、恥ずかしがらずに話して」「早く元気になろう」「辛いことは忘れよう」「時間が解決してくれるよ」	(早く本人を安心させたくても) 被害を軽く扱われていると感じる
「嘘でしょう?」「本当なの?」「間違いない?」	(しっかり話を聴いていることを示したくても) 信じてもらえないと感じる
「そのことは○○先生に相談してください」「お父さん、お母さんに伝えてください」「私では対応ができません」	(適切な対応をしようという思いであっても) 拒絶されたと感じる
「○○(加害者)のやったことは絶対に許せない!」「(被害児童生徒に対して)かわいそうだね」	(本人の発言や感情に共感を示したくても) 不安全感を高める

・感情的な対応にならない

聴く側が動搖した様子を見せたり、感情的になつたりしないことが重要です。例えば、動搖し涙を見せる、怒りや嫌悪感をあらわにするなど、教職員等が動搖した様子を見せたり、感情的になつたりすると「自分のせいで悲しませてしまった」「怒らせてしまった」と被害児童生徒が自責感を持ったり、「話を聞きたくないのだ」「これ以上話さないほうがいい」と感じたりすることにより、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあります。

【伝える】

・あなたは悪くない

「被害者側にも落ち度がある」という偏見が根強く存在し、被害児童生徒自身もそのような意識を持つてしまう場合があります。しかし、どのような場合であっても、「あなたは悪くない」「あなたのせいではない」「あなたの安全が何よりも大事だ」ということを伝え、自責感を軽減させる言葉がけを行います。

・記憶と聴き取りの大切さ

教職員等が積極的に聴き取りを行わぬことにより、被害児童生徒が「被害を放置されているのではないか」と不安にならぬよう、記憶の汚染（72ページ参照）について説明し、「今、詳しい話を聴かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話せる機会がある」と伝えます。

・知る権利と質問する権利がある

被害児童生徒は打ち明けたことで、今後どうなるのか不安や心配を抱えていますので、「知りたいことがあれば質問をしてよい」「分かる範囲できちんと答える」と説明し、知る権利と質問する権利があることを伝えます。

・打ち明けられた話は、保護者やほかの教職員等、関係機関と共有する

普段の学校等の生活では、児童生徒の意思や決定を尊重することが大切ですが、被害にあった場合、児童生徒は法的、福祉的な制度やシステムについて十分な知識がないため、自分にとって最善の選択や判断ができません。したがって、被害をどう対応していくかの意思決定の責任は「大人」が担う必要があります。

そのため、「保護者の方にお話ししてもいいかな?」「○○先生にもお話ししてもいいかな?」と疑問形で尋ねるのではなく、「今話してくれたことはとても大事なことだから、お話しするからね」と言い切ることが必要です。

また、これ以上の被害を防ぐ観点からも、被害児童生徒の意思に反してでも必要な情報の共有を行うことが求められます。「誰にも言わないで」と言われても、「誰にも言わないよ」などできない約束はせず、結果的に被害児童生徒を裏切ることがないようにします。
(次ページ【被害児童生徒本人から「誰にも言わないで」と言わされた場合の対応】参照)

◆被害児童生徒本人から「誰にも言わないで」と言わされた場合の対応◆

- まずは「誰にも言わないでほしい」という気持ちに耳を傾け、知られた場合にどのようなことが不安なのか、誰に知られたくないのか等を聞き取るとともに、不安をどのように解決できるか一緒に考えることが重要です。
- その上で、「教職員等は児童生徒の安全を守る義務があり、命の危険があることや法に触れることについては秘密にはしておけないこと」「あなたを守ってくれる大人に伝えることはとても大切なこと」「今話してくれたことはとても大事なことだから、一緒にあなたを守ってくれる人たち（保護者を含む）がお手伝いをすること」を児童生徒が理解できるように説明してください。
- 被害児童生徒は、どこまで情報が広がるのかを気にしていることがありますので、誰にどのような理由で伝えるのか、あらかじめ認識を共有することが、被害児童生徒の心理的負担を減らす上で有効と考えられます。
- 被害児童生徒が不安になったら、いつでも相談できる教職員等の存在を伝え、不安の軽減に努めることも大切です。

イ 本人以外の児童生徒から情報提供を受けた場合

聴き取り方法における留意点は、原則として前項「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」と同様ですが、加えて次のことに留意して対応する必要があります。

- 「誰のことについて、どのような形で知ったか」を聞き取ります。
- 被害にあった本人は、あなた（情報提供している児童生徒）から自分（教職員等）に伝えることに同意しているかを確認します。
- 被害児童生徒が同意していない場合は、被害児童生徒本人から聴き取りを行う際に、**情報提供者である児童生徒の立場が悪くならないよう慎重に進めてください。**（78ページ【情報提供者である児童生徒が、被害にあった本人から「誰にも言わないで」と口止めされている場合の対応】参照）
- ほかに知っている人がいるかどうか確認します。また、被害に関する話は、名前を言わざとも被害児童生徒が類推され、**誹謗中傷**などが起こるリスクがあるため、被害児童生徒を守るためにも、これ以降は**教職員等以外に話したりSNSに書き込んだりしないよう伝えます**。なお、情報提供した児童生徒が自らの保護者に話している場合には、保護者にも同様のことを伝えます。
- 被害のことを知ったときに、どのように感じたかを聞き、現在も不安や心身の不調等が生じている場合は相談窓口を伝えるとともに、今後、何か自分自身に変化があったり困ったことが起きたときに相談できる教職員等の名前を伝えます。

◆情報提供者である児童生徒が、被害にあった本人から 「誰にも言わないで」と口止めされている場合の対応◆

- 話をしたことに罪悪感を持っていることがありますので、まずは話してくれたことを労うとともに、話してくれたことは正しいことだと伝えてください。
- ほかに話した相手がいるかどうかを確認し、今後、その児童生徒が周囲に話を広めないようお願いするとともに、不安に感じた場合等の相談先を伝えます。
- 話してくれたその児童生徒の安全も、被害児童生徒の安全も、大人は守りたいと思っていることを伝え、「ここから先は大人がしっかりとと考えて対応する」ことを伝えます。
- 情報提供をしてきた児童生徒に、被害児童生徒への聴き取りにあたっての意向を確認し、情報提供をしてきた児童生徒から聴いたことは伏せて欲しいということであれば、分からないように工夫することを伝えてください。
- 被害児童生徒と情報提供をしてきた児童生徒との信頼関係や、教職員等に対する信頼感を維持することに、最大限配慮することが重要ですが、どうしても情報提供をしてきた児童生徒から聴いたことを言わざるを得ない場合もあるかもしれません。その際には、情報提供をしてきた児童生徒に「○○さん（被害児童生徒）を守るためにとても大事なことだから、××さん（情報提供をしてきた児童生徒）から聴いたということを○○さんに伝えていいですか」等と確認した上で、情報提供をしてきた児童生徒から聴いたことを被害児童生徒に伝えます。あわせて、被害児童生徒には、「××さんがあなたを守ろうと話してくれたのです」「××さんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたのです」等と説明することを伝えてください。

ウ 保護者から情報提供を受けた場合

被害を知った保護者も衝撃を受けていることを理解し、丁寧に話を聞くことが大切です。また、被害児童生徒が学校等への情報提供を承知しているか否かにかかわらず、次の対応が必要となります。

- 保護者の不安を和らげ、今後の適切な支援につなげるため、次のことを保護者に伝えることが必要です。
 - ・ 組織として被害児童生徒を守るため、慎重に対応を進めていくこと
 - ・ 「記憶の汚染」の危険性があるため、保護者からの聴き取りは今後控えてほしいこと
 - ・ 今後の対応については、あらためてきちんと機会を設けて説明すること
- この時点で警察に相談する意向があるかを確認します。判断に迷っている場合には81～82ページ表中【警察へ相談する意思の確認】のとおり、警察に相談することが直ちに被害届の提出につながるものではないことや、警察に相談するメリット等を説明します。なお、今後、保護者が警察に被害申告した場合は、真相解明のため捜査を優先する必要があり、児童生徒を守るためにも、警察による捜査（事実確認）が続いている間は学校等からの聴き取りを行わないことを伝えます。
- また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の規定より、性暴力等の被害を学校が認知した場合は、学校が警察に通報することを説明します。

工 教職員等が被害を見聞きした、又は被害に気づいた場合

- 被害の疑いの段階であっても重大事態と捉え、原則として即日管理職に報告します。

(2) 管理職へ報告

- 聴き取った内容は管理職へ報告します。
- 聴き取り終了後は、速やかに管理職へ報告する必要がありますが、報告のためにその場を離れ、被害児童生徒を一人で待たせると、被害児童生徒の不安が大きくなり、時に窓から飛び降りる等予想もしない行動をとることがあります。ほかの教職員等を呼び、一人で待たせることのないようにしましょう。
- 被害を最初に打ち明けたときの記録が、後々の裁判の証拠となる場合もあります。**児童生徒・教職員等の使った表現や言葉をそのまま記録に残す**ことが大切です。正確に記録を残すためには、可能であれば、本人に負担感がないか十分に確認した上で、可能であれば録音しておくことが有効です。

(3) 組織対応

教職員等が初めに被害の疑いを把握した場合、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、**疑いの時点で重く受け止め、一人の教職員等に負担がかかりすぎないよう、組織対応**とします。その中で児童生徒担当（被害児童生徒、加害児童生徒、その他の児童生徒それぞれで担当を分ける）、保護者担当、関係機関担当などの役割を分担します。また、原則として担当内でのみ詳しい情報を共有し、共通認識を持って対応することが重要です。

児童生徒が被害にあうと、教職員等も深い悲しみに包まれる一方で、迅速な対応が求められます。学校等という組織として、被害児童生徒の身体的、精神的苦痛に十分に配慮し、そのケアに努めるとともに、二次被害を防ぐためにも人権やプライバシーを守ること、具体的な対応支援、関係機関との連携等の方針を明確にして対応します。

なお、学校警察連携制度による情報共有を受けた場合や報道で被害を知った場合など、児童生徒が被害を受けた、又は犯罪被害者等の家族となったことを知った際にも、組織対応が必要です。

組織としての方針決定は、被害児童生徒の意思や保護者の意向を確認しながら行っていくことが重要となります。意向確認が適切にできていないと、被害者側の訴えをしっかり聴いてくれていない、何をやっているか分からない、学校等に都合の悪いことを隠しているのではないかなど、不信感を持たせることになります。特に初期対応においては、管理職に報告してから組織としての方針が決まるまで、「また改めて連絡します」などと伝えることもあるかと思いますが、保護者に連絡しない期間が長くなるほど、不信感が増す結果となりますので、例えば一週間以内に現時点での進捗を共有するなど、確実に連絡をすることが必要です。

また、組織としての方針を伝える際は、児童生徒の理解度に合わせて分かりやすく説明し、**学校等で安全・安心な生活を送ることができるという見通しを持ってもらう**ことが大切です。保護者に対しては、学校等として把握している内容や今後の再発防止策などを適

切なタイミングで説明し、学校等との信頼関係を維持する必要があります。なお、事実確認や再発防止策を行う中で、誰がどのような被害にあったかをほかの児童生徒や保護者に知られてしまうと、被害児童生徒やその家族がその地域に住み続けることが難しくなる場合もあるため、被害に関する情報管理には十分注意が必要です。

なお、教職員等が加害者である、又は加害の疑いがある場合は、各教育委員会や事業者として定められている教職員による児童生徒性暴力等を認知した場合の対応に従い、速やかに報告・対応を行ってください。

組織として対応する事項については、次のことに留意する必要があります。

ア 保護者への連絡

学校等が、児童生徒の被害の疑いを認知した場合、保護者や同居者が加害者でなければ、速やかに被害児童生徒の保護者にその時点で把握している情報を連絡します。連絡が遅くなることで、学校等が隠ぺい・放置していたと受け止められる可能性があります。

連絡の際に、保護者がショックを受けたり、怒りを表出させたりすることも考えられますが、学校等には、丁寧に保護者の話を聴き、ショックや怒りを受け止め、気持ちに寄り添って対応することが求められます。

なお、被害児童生徒の保護者や同居者が加害者である場合は、児童虐待にあたるため、保護者には連絡せず、速やかに児童相談所に通告してください（132～141ページ参照）。

保護者への連絡は第一報のみではなく、新たな情報が得られた場合など状況に応じて随時行いますが、連絡は担当を決めて行うとともに、保護者と面談を行う場合においては、複数の教職員等で対応することが望ましいと考えられます。

保護者へ伝える際の留意事項

項目	留意事項
被害の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 今把握している情報を正確に伝えます。憶測で話すことは避けてください。
学校等の対応姿勢	<ul style="list-style-type: none">○ 被害児童生徒の安全と安心を守るためにしっかりと対応することを伝えます。○ 警察や児童相談所に情報提供をする際は、被害児童生徒の個人情報を伝えてよいかどうかを確認します。
被害児童生徒への接し方	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者が今後について不安に思うことについても配慮しつつ、まずは大人が落ち着いた対応をすることで、被害児童生徒に安心感を持ってもらうことが大切であることを伝えます。○ 児童生徒から被害の話があった場合は、そのまま話を聴き、「よく話してくれたね」といった安心する言葉をかけてほしいことを伝えます。○ 被害児童生徒を責めず、「被害にあったあなたは悪くない」といった自責感が軽減される言葉をかけてほしいことを伝えます。○ 記憶の汚染（72ページ参照）について説明し、被害児童生徒に対して被害の状況について繰り返し聴かないように伝えます。

警察へ相談する意思の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実究明及び被害児童生徒の安全確保のためには、速やかに警察と連携することが適切であることを伝えます。 ○ 警察への相談を迷っている場合は、不安に寄り添いつつ、その理由を丁寧に聴き取ります。 ○ 必要に応じて、警察へ相談することに対するハードルを下げるために、次のことを伝えることも考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察に相談することと被害届の提出（警察が被害者として認知し、事件として扱うこと）は別であり、まずは警察に相談だけできること ・ 学校等から警察への事前問い合わせの結果、警察が対応する可能性がある事案であると確認が取れていれば、その旨を伝えます。（84 ページ「イ 警察又は児童相談所への相談・通報・通告」参照）。ただし、現段階では個人情報を伏せ、最低限の事案の概要のみ伝えた上で確認なので、警察に相談に行った結果、事件として取り扱われないと判断される可能性があることもあわせて伝えておく必要があります。 ○ 必要に応じて、警察対応（被害届の提出）のメリットを伝えることも考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 学校等の対応では得られない証拠を得られる可能性があること 特に、人目のないところで起こったために目撲者がおらず、被害を証明する客観的・物的な証拠もない、又は消失しやすい被害では、学校等の聴き取りのみでは、加害行為の有無や具体的な被害内容を明らかにしきれないことがあります。 一方、警察による捜査では、鑑定による証拠収集、捜査権に基づく関係者の取調べ、証拠品の搜索・差押えなどが行われるため、学校等での対応では得られない客観的な証拠に基づいて加害者や加害行為の特定が可能となり、被害児童生徒の再被害や二次被害の防止につながる可能性が高まります。 ② 被害児童生徒の心的な負担に配慮した聴き取りが行われること 警察に被害届を出した場合、被害状況については警察で聴き取りが行われます。警察では専門的な知識と経験を持った担当者が聴き取りを行い、何度も被害について聽かれることで傷つきを深めること（二次被害）や、記憶が変わってしまうこと（記憶の汚染）をできる限り防ぎ、被害児童生徒の心的な負担を最小限に抑えるよう配慮されています。このような専門的は聴き取りのノウハウは学校等にはないものです。
--------------	---

③ 被害児童生徒が自責感を抱きにくくなること

被害児童生徒は、被害にあった原因や責任が自分にあるという自責感を抱くことがあります。また、被害発生直後には目立った変化が見られなくても、時間が経つにつれて、怒りや罪悪感などが高まることがあります。

しかし、被害届を提出することで、「被害は加害者のせいで起きたものであり、自分のせいではない」と認識できるようになり、これは被害児童生徒の心の回復にとって大きな意味を持ちます。

④ 県警察やサポートステーション、県・市町村による犯罪被害者等支援が受けられる可能性があること

(具体的な支援内容は48~50ページ、54~59ページ参照)

各警察署には被害支援要員が配置されており、被害届を提出すると、「被害者の手引き」が渡され、犯罪被害者等支援制度や手続きの説明、捜査や支援に関する要望の聴き取りなどが行われます。その上で、要望や罪種等の要件に応じて、専門職員によるカウンセリングや検察庁・裁判所等への付添い支援などが受けられます。また、精神科受診費用や緊急避難場所の宿泊費用などの経済的負担を軽減するための公費負担も行われています。

さらに、被害届を提出した場合は、被害児童生徒や保護者の希望に応じて、サポートステーションの支援、県・市町村の見舞金・支援金制度や日常生活支援事業など、様々な支援が受けられる可能性があります。

○ 警察対応（被害届の提出）となった場合の学校等の対応を説明します。

警察による捜査（事実確認）が行われている間は、捜査を妨げないため、また、二次被害や記憶の汚染を防ぎ、被害児童生徒の心理的負担を最小限に抑えるため、学校等での聴き取りは行わないことを伝えます。

また、警察が聴き取った内容は捜査情報にあたるため、原則として学校等には共有されないことを伝え、捜査の手続きや進捗状況については、事件を担当する警察署へ問い合わせるよう案内します。

警察へ相談することを希望しない場合、必要に応じて学校等としてできる範囲を伝えます。（83ページ参照）

○ 最終的に警察へ相談する意思を確認します。

学校等の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ この時点でき伝えられる方針を説明します。決まっていない場合は、決定後にあらためて説明することを伝えます。 ○ 警察対応となる場合は、先述したとおり、基本的に学校等から被害児童生徒への被害確認のための聴き取りは行わないが、通学等に関する不安への対応など、できる限り支援していくことを伝えます。 ○ 警察対応としない場合には、今後、学校等ができる範囲の事実確認を行い、聴き取った内容や対応についてあらためて話し合う機会を設けることを伝えます。
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困ったときに相談できる窓口となる教職員等の名前と連絡先を明確にして伝えます。
<p><その他、留意すべきこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の不安や要望へ丁寧に耳を傾ける。 ○ 今後、家庭や学校等での様子について定期的に連絡を取り合う。 ○ 推測や不確実なことは言わない。 ○ 被害を知った保護者もショックを受けることを理解しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者もショックを受け、動搖するのは当然であり、「一番辛いのは被害児童生徒です」等と言った言葉は避ける。 ・ 保護者の不安や怒りが被害児童生徒の精神的負担となる場合があるため、必要に応じて専門機関の相談やカウンセリングを案内する。 	

イ 警察又は児童相談所への相談・通報・通告

保護者に相談（家族や同居人からの虐待が疑われる場合を除く）の上、早期に警察への相談・通報や児童相談所への相談・通告を行います。特に性被害に関しては、外傷などの証拠が残るケースが少なく、被害児童生徒の証言の重要性が非常に高いため、学校等だけで事実確認することには限界があります。

なお、警察が対応する可能性のある事案かどうか判断に迷う場合は、保護者に連絡する前に、被害児童生徒の個人名や住所などの個人情報を伏せた上で、所管警察署に相談することも検討します。

ウ 被害の疑いを認知した後に行う被害児童生徒への聴き取り

警察や児童相談所への通報・通告を行った場合や警察対応となった場合、事実確認のための聴き取りは専門機関に任せることが必要です。ただし、次の場合のみ、被害児童生徒への聴き取りが必要となることが想定されます。

①本人以外から認知したことによる事実確認のため

- 保護者や本人以外の児童生徒から情報提供を受けた場合
- 教職員等が被害を見聞きした又は被害の疑いに気づいた場合

②被害児童生徒の支援の検討のため

- 被害児童生徒の不安や心配、学校等に望む対応を確認する場合

③再発防止策の検討のため

- 再発防止策を検討するにあたり、経緯等を改めて確認したい場合

なお、「②被害児童生徒の支援の検討のため」及び「③再発防止策の検討のため」を目的として聴き取りを実施する場合であっても、警察の捜査や児童相談所の初期調査が行われている場合には、聴き取る内容や実施時期等について、当該機関と十分に調整した上で行う必要があります。

また、「①本人以外から認知したことによる事実確認のため」により被害児童生徒への聴き取りを行う際の留意点は、次ページに記載しています。

◆事実確認のために被害児童生徒への聞き取りを行う際の留意事項◆

聞き取りの基本は、72~77ページ「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」と同じですが、加えて次のことに留意が必要です。

- 児童生徒間又は教職員等との間で生じた被害の場合は、被害児童生徒と加害が疑われる者の聞き取りを担当する教職員等を必ず分けてください。同じ教職員等が被害・加害の双方の聞き取りを担当すると、被害児童生徒は、自分が話したことが加害者に伝わってしまうかもしれませんと感じ、信頼関係を築くことが難しくなります。
- 事実確認のための聞き取りでも、二次被害と記憶の汚染を防ぐために、同じ話を繰り返し聽かず、必要最低限の聞き取りに留めます。

保護者や本人以外の児童生徒から情報提供を受けた場合や教職員等が被害を見聞きした、又は被害の疑いに気づいた場合に、被害児童生徒に事実確認の聞き取りを行う際は、次のような聞き方が有効です。

聞き方	聞き方の例
情報発信元が分からないようにして伝える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「心配だったから声をかけたんだけど、最近、元気がない（ぼんやりしている）ね」（イエス、ノーで答えられる聞き方や「大丈夫？」とは聽かない。） ・「こういったことを見たっていう人がいるのだけど、あなたを守りたいので、話を聽かせてくれる？」 ・「ここに怪我をしているね。どういうことがあったのか教えて」
情報発信元を明らかにして伝える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「××さんがあなたを守ろうと話してくれたのです」 ・「××さんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたのです」

上記のように言葉がけしても、被害児童生徒はまだ心の準備ができておらず、すぐには被害を開示しないかもしれません。その場合も、被害児童生徒を追及せず、「心配だったんだ」、「何もないんだったらしいんだ」、「いつ気持ちが変わってもいいし、何かあれば一言話がありますと言ってくれれば話を聽くからね」と伝えて終わりにします。

言葉がけを通じて、教職員等は本当に自分のことを気にかけてくれている、心配してくれているということが被害児童生徒に伝わることが大事です。このような言葉がけは信頼関係を構築するための種まきであり、日頃から行っていくことが望まれます。

工 児童生徒間で生じた被害対応

被害児童生徒の安全確保を最優先に対応し、疑いの段階であっても被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒を接触させないようにすることが重要です。また、被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒を担当する教職員等は分けてください。

特に、学校等で謝罪の場を安易に設けることは避けるべきです。被害児童生徒にとって、加害児童生徒を心から許すことは簡単なことではないにも関わらず、教職員等から「ごめんね」「いいよ」と謝罪を受け入れることを強要されていると感じる場合があります。また、加害児童生徒が「何をやっても謝罪すればすべてが許される」と思い込むおそれもあります。したがって、謝罪の必要性や時期については、慎重に見極める必要があります。

また、客観的証拠が見つかっていない段階で、加害が疑われる児童生徒が疑いをかけられていることを察知すると、スマートフォンのデータ削除や破壊など証拠隠滅を行ったり、行方をくらましたりして、事実の究明が難しくなる可能性があります。さらに、被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒を分離しようとした際、加害を疑われる児童生徒の保護者から「うちの子は何もしていない」と拒否されることも考えられます。

こうした事態を防ぐためにも、被害児童生徒やその保護者に対して「被害児童生徒が安全・安心して通学等を続けるためにも、警察に相談し、捜査による事実確認や客観的な証拠の確保が必要である」ことを説明し、速やかに警察に介入してもらい、被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒との分離を行うことが望まれます。それでも警察への相談を希望しない場合は、「学校等としてできる範囲がここまでである」と伝えることも、被害児童生徒及びその保護者との関係維持のために重要です。

なお、被害児童生徒を加害児童生徒と接触させないため、加害児童生徒を登校させないという判断も考えられます。その際、学校等としては「加害児童生徒の学ぶ権利も守らなくてはならない」「被害児童生徒が嘘をついていたら、事実誤認だったらどうしよう」と考えるのも当然のことですが、これらを被害児童生徒及び保護者に伝えることは、学校等と被害児童生徒側の関係を悪化させるだけです。加害児童生徒の学ぶ権利を確保する方法については各教育委員会や県私学振興課、加害が事実かどうかは警察など、専門機関へ早期に相談することが重要です。

才 被害児童生徒の兄弟姉妹の対応

被害後は、被害児童生徒本人のみに教職員等や保護者の関心が集中してしまいがちですが、被害児童生徒の兄弟姉妹（以下、「きょうだい児」という。）も心身に様々な影響を受けています。

◆きょうだい児の気持ちの例◆

- 何が起こっているか分からず、身動きできない
 - 詳しい説明を聞きたい反面、聞きたくないとも思う
 - 保護者がいなくなったらどうしようと不安で、保護者に対し必要以上に笑顔になる
 - 自分のことは我慢して、後回しにする
 - 努めていつもと同じように過ごそうとする
 - 「自分があの時もっと～していたら」など、自分を責める
 - 夜に布団をかぶって泣いてしまう
 - いつもの反発をやめて、いい子になってしまう
 - 一人で抱え込む
- ※ 熊本県・警察庁「犯罪の被害にあった子ども・兄弟のためのサポートブック」
より引用・一部編集

きょうだい児は、「自分よりも被害にあった兄弟姉妹のほうが辛い」「被害児童生徒の対応に追われている保護者や教職員等に、これ以上迷惑をかけてはいけない」「自分は後回しにされても仕方ない、我慢しなくてはいけない」などと感じ、自分の気持ちを必要以上に押さえ込んでしまう傾向があるといわれています。

学校等においては、在籍するきょうだい児の心身の様子や言動にも目を配るとともに、保護者にも被害児童生徒だけでなく、きょうだい児の家庭での様子を尋ね、気になる点や変わった点がないか把握に努め、支援をしていく必要があります。

力 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応

被害を教職員等が把握する前に、被害当事者と親しい児童生徒が被害を相談されており、被害現場を見聞きしたりしている可能性があります。その場合、友人である児童生徒も自責感にかられたり、自分も同じような被害にあうのではないかという恐怖や不安を感じていることがあります。また、特に学校等で被害が発生した場合、保護者は自分の子どもも被害にあっていないか不安を抱きます。そのため、周辺の児童生徒やその保護者についても、深刻なストレスを抱えていないか、面談等で確認することも必要となります。

被害を認知した際に、深刻なストレスを抱えている当事者以外の児童生徒・保護者がいる場合、その思いに寄り添いながら学校等への希望を聴き、不安を感じたときの相談先を伝えましょう。また、被害当事者以外の保護者には、児童生徒の学校等での様子を共有するとともに、家庭でも児童生徒にいつもと変わった様子が見られた場合は、担当の教職員等に知らせてほしいと伝えるなど、情報共有が必要です。

◆教職員等が加害の疑いにより出勤停止となっている場合の児童生徒への説明◆

児童生徒が被害にあった場合、最初に信頼できる大人ではなく、親しい友人に相談することが一般的です。そのため、事実を知っている児童生徒がいる可能性を考慮して対応する必要があります。

教職員等が加害の疑いにより出勤停止となった場合、児童生徒に「病気で休んでいます」と事実と異なる説明をすると、被害児童生徒本人だけでなく、事実を知っている児童生徒も学校等に対して不信感を抱き、傷つき、精神的な負荷がかかるなど、二次被害につながるおそれがあります。状況によって事実を伏せざるを得ない場合でも、事実を知っている児童生徒がいる可能性を踏まえ、「事情があつてお休みしています」と伝えるなど、説明方法に工夫が必要です。

◆保護者会の開催について◆

○ 保護者会を開催するかどうかを検討する際は、被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重して判断します。ただし、「被害児童生徒が被害を誰にも知られたくない」と望む場合であっても、加害が疑われる者と被害児童生徒を分離するなど、再被害や被害拡大を防ぐための対応は別の問題として適切に行う必要があります。

また、学校等としての説明の場（保護者会など）を設けない場合でも、ほかにも被害にあっている又は被害を知っている児童生徒がいる可能性を前提に、学校等として適切な措置を講じることが求められます。

さらに、あらかじめ、すべての保護者に対し、「被害児童生徒及びその保護者の意向によっては保護者会を開催しない場合がある」ことを伝えておくとともに、その場合でも、警察等と連携し、ほかに被害児童生徒がいないか調査に協力することや、加害が疑われる者と被害児童生徒を分離する等により安全を確保し、再被害を防止するなど、被害発生時の学校等としての対応方針を周知しておくことが有効です。

○ 一方、報道やSNSなどを通じて、被害児童生徒、加害が疑われる者の氏名や被害の概要が公表されたり、うわさが広まったりすることで、被害児童生徒以外の保護者から学校等に説明を求める声が上がる場合があるかもしれません。そのような場合には、クラス単位や部活動単位、あるいは全校単位で保護者会を開催することや、保護者会を開かずには希望する保護者に個別で説明を行うことも選択肢となります。いずれの場合も、被害児童生徒のプライバシー保護と二次被害の防止を第一に考え、適切な対応方法を選ぶことが重要です。

また、被害当事者以外の保護者からは、加害が疑われる者の現在の状況や警察等の対応状況、自分の子どもが被害にあっていないか、子どもにどのように説明すべきかなど、様々な質問が寄せられることが想定されます。これらの質問に対しては、学校等として回答できることは丁寧に説明し、回答できない場合にはその理由や今後の見通し（例：「確認中」「捜査中」「いつ頃までに判明する予定」「被害児童生徒のプライバシーを守るために答えられない」等）を伝えることが大切です。

3 中長期対応

(1) 被害児童生徒やきょうだい児への対応

ア 学校等での生活に戻るまで

被害後は、「誰が何を話しているか、誰に見られているか分からぬ」「被害を知られているかもしれない」といった恐怖心から、教室に入ること自体が困難になるケースが多くあります。被害児童生徒及びそのきょうだい児、保護者に対しては、通学・通所等に関する不安や心配がないか前もって確認し、対応策を話し合っておくことが重要です。

◆確認内容の例◆

- 通学・通所及び帰宅方法はどうするか（保護者が送り迎えする、友人等と必ず2人以上で行動させる、別室登校する等）
- 被害により行けない場所があるか
- できること、避けたいこと、苦しくなるきっかけ（場所、人、状況）はあるか
- ほかの児童生徒や保護者から被害のことを聞かれたとき、どのように答えるか

また、児童生徒間での被害であれば、加害児童生徒への指導やほかの児童生徒への配慮について、警察や児童相談所などの関係機関と連携して対応する必要があります。

イ 学校等での生活に戻ってから

被害児童生徒やきょうだい児の様子をしっかりと見守り、事前に確認した希望に沿った対応ができているか、学校等での生活での問題はないか、トラウマの影響（40ページ参照）が現れていないかを確認し、状況に応じた配慮と支援を行ってください。

時間が経過すると、心理的な影響が見えにくくなり、周囲はもう大丈夫と安心したり、応援したい気持ちから、善意の言葉をかけてしまい、結果として二次被害（38ページ参照）を与えてしまうことがありますので注意が必要です。また、被害を受けた日付と被害体験が結びついて記憶されているため、意識していなくてもその日付が近づくにつれて心身が反応する「記念日反応」にも注意が必要です。

進級・進学の際には、犯罪被害者等であることや被害を思い出すきっかけ（場所、人、状況）、学校等に配慮してほしい点について、被害児童生徒やきょうだい児、保護者と十分に相談した上で、進級・進学先等の教職員等へ引き継ぐ必要があります。

また、回復しているように見える場合でも、被害児童生徒やきょうだい児、保護者を長期にわたり見守ることが重要です。証人尋問が始まる、加害者と会ってしまう、被害日が近づくなど、何かのきっかけで不登校になったり、身体症状が現れたり、無謀な問題行動を起こすこともありますし、進学などの重大な決断を迫られる際にもトラウマ反応がぶり返すこともあります。

このように、被害児童生徒やきょうだい児、保護者には中長期の支援が必要になりますが、長期的には進学、転校、卒業等により学校等が関わなくなるタイミングがくるため、特に精神的な面では、早期に専門機関につなげることを視野に入れて対応することが大切になります。

ウ 被害児童生徒・きょうだい児の心のケア

◆被害児童生徒・きょうだい児に起こる「心身の変化」の例◆

悲しみや怒り	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりぼっちだと思う、孤立感や疎遠感をもつ ・苦しい気持ちが続く ・過剰な警戒心をもつ ・いらだたしさと激しい怒りを表す ・悲観的になり、希望が持てない
怖くて不安	<ul style="list-style-type: none"> ・その時に引き戻されたような感覚（フラッシュバック）が起こる ・思い出したくないのに繰り返し思い出し苦しむ ・悪夢を見る ・灯りをつけてないと眠れない、誰かがそばにいないと眠れない ・恐怖、怒り、罪責感、羞恥心などの気持ちが持続する ・些細なことで心臓がドキドキする ・赤ちゃん返りをして、幼い子のように甘える
からだの調子 が悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱や腹痛が出る ・震える、固まる ・汗をかく、だるい、しんどい ・睡眠の問題が生じる（寝付けない・途中で目が覚める） ・食べ吐きをしてしまう、又は食べられない
ほかにも	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強や遊び、好きな事にも集中できない ・勉強やスポーツに熱中し、過剰に没頭する ・教室には入れないが、部活は参加できる ・家族との会話が減る、反抗する、良い子を演じる ・無謀な、又は自己破壊的な行動をとる ・まるで何事もなかったように普通に振舞う ・急にはしゃぎだす

※熊本県・警察庁「犯罪の被害にあった子ども・兄弟のためのサポートブック」

より引用・一部編集

心のケアとは、被害児童生徒やきょうだい児の話を心理の専門家が聴くカウンセリングだけを指すのではありません。教職員等が、被害児童生徒やきょうだい児のニーズに寄り添い、話をしたそうなときに話を聴くこと、そっと寄り添うことなども、心のケアにつながります。

被害児童生徒やきょうだい児の心のケアにあたっては、次ページの「安全・安心な環境を確保する」「主体性を支える」ことが重要な視点となります。

(ア) 安全・安心な環境を確保する

被害児童生徒やきょうだい児の心のケアにおいて最も重要なことは、これ以上恐怖や不安などを感じることがないよう、物理的、心理的に「安全・安心」と感じられる環境を整えることです。

物理的な安全・安心とは、例えば、再被害にあわないように学校等の内外で加害児童生徒との接触を防いだり、一人で危険な目にあわないように誰かと一緒に登下校することなどが挙げられます。

心理的な安全・安心を確保するためには、周囲の教職員等や保護者が、被害児童生徒やきょうだい児の傷ついた心を十分理解していることが重要です。特に、どのようなときにフラッシュバックが起こるのか、又はどのような場所・人・状況を避けたいと思っているかを早めに確認しておくことで、二次被害を防ぐことができます。その上で、被害児童生徒やきょうだい児へ定期的に言葉がけしたり、話を聴いたりするなどの配慮や気遣いが、安心感を取り戻す支援につながります。

(イ) 主体性を支える

被害児童生徒やきょうだい児は、被害について「自分はどうすることもできなかった」という無力感や、「自分が悪いからこうなった」という罪悪感を持つことがしばしばあります。また、恐怖や不安、様々な心身の症状から、どうしても消極的、悲観的になりやすく、被害前まで持っていた自信や興味関心も失われがちです。そのため、少しずつでも、できることを広げていく必要があります。

被害児童生徒やきょうだい児の心のケアにあたっては、本人の気持ちに耳を傾け、頑張っていることを支えるとともに、生活を送る上での不都合や課題が生じた際には、よりよい対処法を一緒に考え、児童生徒の主体性を支えることが大切です。

◆応援したいという善意の言葉が二次被害になる例◆

- 「頑張れ」
- 「命があつただけよかったね」
- 「お兄ちゃんの分までしっかりしようね」
- 「元気になったね」

◆こんなふうに接してください◆

- 安易に評価したり、決めつけたり、励ましたりするのではなく、話をよく聴き、寄り添いましょう。
- 心配だから、応援したいからこそ色々と言いたくありますが、今は聴き役になります。
- そばにいて欲しそうなときは、一緒にいてあげましょう。
- 「あなたのことが大切」という気持ちを言葉や態度で伝えましょう。
- 児童生徒の意思、決めたことは尊重しましょう。

(2) 被害児童生徒の保護者への対応

被害を知った保護者も大きな衝撃を受け、傷つき、動揺します。保護者自身が怒りや不安を抱え、事件の解決を急いだり、将来を心配したりすることもありますが、保護者の不安や要望には丁寧に耳を傾け、気持ちに寄り添うことが大切です。

被害児童生徒の心身の回復には、保護者の関わりが大きく影響します。ただし、保護者の気持ちと被害児童生徒の気持ちが必ずしも一致しない場合もあるため、被害児童生徒の気持ちや考えを十分に聴き、理解することが本当の意味での回復につながります。学校等と保護者が連携し、児童生徒の気持ちを尊重しながら対応することが重要です。

また、学校等では以前と変わらずに過ごしているように見えて、家庭では疲れて何もできなかったり、疲れてしまうことも珍しくありません。被害後の家庭での様子、学校等での様子などについて、定期的に連絡を取り合い、情報共有することが、被害児童生徒だけでなく保護者にとっても重要な対応となります。

なお、保護者自身が心身の不調をきたしている場合や、相談先を求めているような場合には、専門機関を案内してください。

(3) 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応

ア 被害当事者と同じような傷つきを体験している児童生徒への心理的ケア

周囲の児童生徒も自責感、恐怖・不安などを感じることは自然なことだと伝え、その思いに寄り添い、話せそうな人に気持ちを話すことや、相談先などを伝えるようにしてください。

イ うわさが広がらないようにする（二次被害の防止）

児童生徒や保護者の間でうわさが広まっている場合は、被害児童生徒や保護者の了承を得たうえで、不確実なうわさを拡散しないことやSNSへの投稿を控えることなど、学校等として厳しく注意喚起してください。うわさが広がることも二次被害となります。

(4) 関係機関との連携

被害児童生徒やその家族の回復には、中長期にわたる継続的な支援が求められます。進級、進学、転居などにより支援が途切れないよう、被害直後から関係機関と連携して対応しましょう。

具体的にどの関係機関と、どのタイミングで情報共有し、どのような支援につなげるかは、事案の内容や家庭の状況、被害児童生徒や家族の要望に応じて、決定する必要があります。

第3章 被害別特性と対応の留意点

被害の状況や内容、また、発達段階や性格などの個人差によって、被害による傷つき反応や程度は様々であり、一人ひとり異なりますが、いずれの場合も、被害児童生徒やその家族の心情や状態を理解した対応が求められます。

そのため、児童生徒に重篤な影響を及ぼし、学校内で教職員等による対応が必要となり得る事案について、被害別の特性と対応の留意点をまとめましたので、対応の参考としてください。

なお、学校等の管理下で発生した事案や教職員等が加害者である場合など、学校等としての責任が問われる可能性がある重大な事案については、学校等として説明の場を設けることやマスメディア対応、再発防止策等の検討、心理職の派遣等による緊急支援など、多岐に渡る対応が求められます。これらの対応は下記の指針やガイドライン等に基づき、各学校等における報告・対応体制が示されていると思いますので、引き続き学校設置者等への報告も含めて、連携した対応を取ることが重要です。

○文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」令和6年3月

学校管理下での事故の未然防止や発生時の対応、再発防止策について示されています。

○内閣府・文部科学省・厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」平成28年3月

死亡や重篤な事故への対応を念頭に置いて、事故の発生防止と再発防止のための取組が示されています。

○文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」最終改定平成29年3月14日

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の規定に基づき策定され、国・地方公共団体等・学校が実施すべき施策、重大事態への対処について示されています。

○文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版

いじめの重大事態に関する調査のガイドラインを示したもので、学校や設置者の対応や調査手続きについて説明されています。

また、小学校、中学校、高等学校においては、警察と協定を締結し、相互に児童生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とした学校警察連携制度があります。

学校警察連携制度では、児童生徒が違法行為を繰り返している事案だけでなく、犯罪被害にあっているおそれがある事案についても相談・情報提供することで、緊密に連携して対応できます。

1 誰かが亡くなったとき

(1) 被害の特性

ア 悲嘆反応

犯罪被害者等には様々な心理的反応が表れます。遺族の方に特にみられるのが「悲嘆反応」です。

どんな場合でも、家族や親しい友人などが亡くなることは大変辛い体験です。さらに、犯罪により突然、予期しない形で大切な人を亡くすと、強い悲しみや亡くなった方への思慕、罪悪感や自責感を抱くなど、複雑で多様な反応が表れます。このような死に対する心の反応を「悲嘆反応」といいます。悲嘆反応は、時間が経つにつれて変化していきます。

急性期（死別直後から数か月後まで）

- 亡くなったという事実を受け入れられない
- 感情が麻痺して、つらい・悲しいという感情がわいてこない、涙も出ない
- 苦しい気持ちが続く

このようなときは、周りから見ると、非常に落ち着いて見えるため、周囲から「気丈な人だ」「しっかりしているから大丈夫」「冷たい」など誤解を受けてしまう場合があります。

この時期が過ぎると、次第に死を現実のものとして感じるようになるため、激しい悲しみが表れてきます。

慢性期（死別の数か月後以降）

数か月経つと、少しずつ死の事実を認めるようになり、遺族自身の生活が再建されてきます。しかし、この過程で、喪失に対する悲哀や抑うつ、怒り、不眠や身体的不調などさまざまな反応が表れてきます。

※武蔵野大学心理臨床センターホームページ「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」より引用・一部編集

次ページに遺族の方が感じることの多い気持ちや考えを挙げました。

遺族の方が感じることの多い気持ちや考え方

悲しみ	悲しみは、当たり前にわいてくる感情ですが、人によってその表現は異なります。
怒り	怒りは、被害そのものに対する理不尽さ、自分だけがとり残されてしまったような思い、このような犯罪に対処できなかった社会制度などに向けられます。また、行き場のない怒りは、ほかの家族や友人に向けられることもあります。
罪悪感と自責感	故人に対して、生前「もっと〇〇してあげればよかった」「あの時〇〇していれば助かったのに」「〇〇しなければよかった」など、自分が助けられなかったことに対して罪悪感や自責感が生まれます。実際にそのようにすることはできなかったとしても、しなかった自分を責めずにいられません。「自分を責める必要はない」「そういってもあの時〇〇するのは無理だった」などと、周囲の人が慰めてくれても、なかなか受け入れがたいものです。
不安感	亡くなった人が経済的、精神的な支えであった場合、その人なしでこれからどうしたらいいか分からぬという不安感が生じます。また、死を実感したこと、自分自身やほかの家族の死に対する不安感が出現することもあります。
孤独感	ほかの家族や友人がいても「ひとりぼっちだ」と感じます。特に、配偶者を亡くした遺族には強く表れることがあります。
疲労感	喪失のストレスから「以前よりも疲れやすい」「常に体がだるい」と感じことがあります。

これらは、大切な人を失った場合に誰にでも起こり得る反応です。このような感情を初めて経験すると、自分が精神的におかしくなってしまったのではないかと思ってしまうこともあります。そうではありません。時間の経過とともに、落ち着いてくることが多いです。

しかし、人によっては悲嘆反応が長期化し、亡くなった人のことが頭から離れない、亡くなった人を探し追い求める、亡くなった人がいない未来は無意味だ、自分的一部も死んでしまったと感じるなど複雑な症状を呈することがあります。そのような悲嘆反応は、「複雑性悲嘆（外傷性悲嘆）」といわれています。

いずれの場合も、早期に専門機関に相談することが勧められます。

※武蔵野大学心理臨床センターホームページ「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」より引用・一部編集

イ 遺族の生活上の変化

主たる生計者が亡くなった場合、経済的な問題が生じます。また、悲嘆反応等への向き合い方の違いなどから家族の間でもストレスを感じ、長期化する可能性があります。

ウ 社会の受け止め

令和6年版「犯罪白書」によると、殺人事件の加害者と被害者の関係は、親族(40.4%)、面識がある(45.0%)、面識がない(13.5%)、その他(1.1%、すべて殺人予備におけるもの)となっており、ほかの刑法犯に比べて、加害者が親族や顔見知りである割合が高い傾向があります。親族間での犯罪の場合、被害者と加害者の両者と親族関係にある遺族は複雑な心情を示します。また、児童生徒が亡くなった事件・事故では被害者情報が報道される場合が多く、遺族は「被害者側にも落ち度があったのではないか」といったSNSの投稿やうわさなどの二次被害に苦しめられることがあります。

交通死亡事故の場合、大切な人を失われた悲しみは変わらないにもかかわらず、加害者がすぐに釈放される場合があることや、殺人等と比べ刑罰が軽いことから、遺族は強い怒りや失望を感じる場合があります。

(2) 対応の留意点

ア 在籍する児童生徒が亡くなった場合

いじめ、傷害、交通事故など、事件性がある場合は、必ず警察が介入しますので、まずは警察と情報共有しながら連携して対応します。また、学校等の管理下で児童生徒が亡くなった場合には、速やかに学校設置者等や警察に報告し、対応について判断や協力を求めます。

なお、在籍する児童生徒が死亡した場合、学校等にほかの保護者やマスメディアから問い合わせがあることも考えられますが、遺族の了解を得ていないにも関わらず「ご遺族の意向もあって」といった事実でない説明をすることは、二次被害となります。このような不適切な説明は、悪気がなくても行ってしまうことがあるため、日頃から注意し、発生した場合には周知徹底を図る必要があります。

(ア) 遺族である保護者への対応

- 保護者は被害児童生徒の死亡という事実を受け入れるまで相当な時間を要するため、「遺族」と呼ばれることに抵抗を感じる場合が多くあります。「○○さんの保護者(ご家族)」など、事件前と同様の呼びかけをする方が望ましいでしょう。
- 学校等に残っている被害児童生徒の荷物や書類の返却など、学校等として保護者に連絡しなければならない場合がありますが、保護者は死亡に伴う手続きに加え、警察の捜査対応もあり、お通夜や葬儀の日程すらなかなか決められないこともあります。また、亡くなった直後は、保護者は深い悲しみの中にあり、前述の「悲嘆反応」のとおり、何かを考えられるような精神状態ではないことも容易に考えられます。どのタイミングで、どのように連絡するかについては、組織として慎重に検討する必要があります。

- 遺族である保護者は、学校等に行くことについて、我が子の同級生が元気に過ごしている姿や、我が子のものだけ変化のないクラスの展示物などを目にすると、我が子の不在を否応なく実感してしまうため、抵抗を感じる場合があります。荷物の引き取りなどの場合も、保護者の意向に合わせて、無理強いをしないことが大切です。
- 学校等からの電話連絡の際、背後から教職員等やほかの児童生徒の笑い声が聞こえると、保護者は学校等への不信感を抱いたり、我が子だけがいなくなつたことへの悲しみを強めたりすることがあります。連絡する際は、周囲の状況に十分注意しましょう。
- 学校等の管理下での被害であれば、学校設置者等が定めるマニュアル等に基づき、保護者への謝罪や学校設置者等への報告、関係者に向けた説明の場を設けるなどの対応が必要となる場合があります。しかし、早期に対応しなければならないという学校等の都合を優先し、遺族の了解を十分に得ないまま対応を進めることはあってはなりません。

対応に当たっては、遺族である保護者の心情を最優先に考え、被害に対する謝罪を第一とし、客観的な事実や当面の緊急の安全確保策に関する情報を継続的に提供することを優先する必要があります。

被害の事実や原因等の究明及び安全管理での対策などについては、悲嘆の大きさを十分に理解し、遺族である保護者への説明や了解を得て、誠実かつ丁寧に行う必要があります。

(イ) 同じ学校等にきょうだい児が在籍している場合の対応

- 悲しみに暮れる保護者の様子を見ているきょうだい児は、保護者を心配したり、なぐさめようしたりして、やけに明るく振舞うこともあります。反対に、何も影響がないように振舞うこともあります。保護者が悲しむ姿を目の当たりにし、それが辛すぎて「(被害を受けたのが)自分であつたらよかったです」と考えるきょうだい児も少なくありません。
- 保護者のそばを離れたくないという心理や腹痛・頭痛等の身体症状から、学校等に行きたがらないこともあります。反対に、きょうだい児が学校等に行きたいと思っていても、葬儀が終わった後も保護者が「家の外に出すとまた子どもを亡くしてしまうのではないか」といった恐怖感から、なかなか通学・通所させることができない場合もあります。
- きょうだい児が通学・通所を再開した後も、保護者が学校等に行くことへ抵抗感を持ち、保護者会や運動会、展覧会等のイベントに参加しないことから、きょうだい児が、「自分だけ保護者がいない」「だれも見てくれない」など強い孤独感を抱く場合もあります。保護者の悲しみが深く、すぐに回復できないことが想定されるからこそ、家庭以外できょうだい児を見守ってくれる教職員等の存在が回復の助けとなります。亡くなつた児童生徒の話、家庭の話、学校等の話など、きょうだい児が語る話に耳を傾け、教職員等はきょうだい児のことを見守っていることを態度や言葉で示すことが重要です。

- 「(きょうだいが被害にあったことで) あなたも衝撃を受け、傷ついていると思う。あなた自身のケアも大切にしてほしい。」と声をかけ、きょうだい児のありのままの気持ちを受け止めることが大切です。
- 一方で、元気づけるつもりであっても、「元気を出さないと、亡くなった兄弟姉妹が悲しむよ」「もう○○(例:中学生)だから泣かないで」「ご両親を支えてあげて」など、きょうだい児の感情を押さえ込んでしまうような言葉がけは、二次被害を生じさせる可能性があります。
- 学校等での生活に戻った後も、運動会で亡くなった兄弟姉妹の学年を辛くて見られない、交通安全教室で模擬事故例を見ると、交通事故で家族を亡くした苦しみがフラッシュバックするなど、学校等の行事で局所的に被害が思い出されることがあります。きょうだい児だけを特別扱いするのではなく、見ることが辛い児童生徒はパスしてよい旨を全体にアナウンスするなどの対応も考えられます。
- きょうだい児や遺族は、被害日や命日、亡くなった人の誕生日などの時期になると、心身の調子を崩すことがあるので、心得ておく必要があります。

絵本 「さくとさようなら—きょうだいを亡くしたマナのお話」

発行：公益社団法人被害者支援都民センター（犯罪被害者等早期援助団体）



前半は妹を亡くしたマナのお話、後半は「周囲の大人がどんなふうに、子どもたちに接すればいいのか」という具体的な解説になっています。

絵本は無料でお配りしています。詳細はホームページをご参照ください。

(ウ) ほかの児童生徒・保護者への対応

- 死亡事件・事故は、児童生徒の名前や住所、死亡の経緯も含め、大々的に報道されることが多いため、ほかの児童生徒は、学校等に来る前に既に児童生徒の死亡を知っている可能性があります。特に担当する児童生徒の年齢が低い場合は、「友人の死」について伝えることをためらうかもしれません、「お星さまになった」「またいつか会える」などのあいまいな説明は、児童生徒を混乱させます。また、断片的な情報を伝えると、かえっていろいろなことを想像し、事実とは異なることを事実だと思い込むことがあります。そのため、「死んでしまってもう会えなくなった」という事実と、「どうして亡くなったのか」という理由を、児童生徒の反応を見ながらきちんと伝えましょう。その際、児童生徒が質問しやすい雰囲気を作ることも大切です。
- 遺族の同意なく、同級生やその保護者から死亡した児童生徒の卒業アルバム等の写真や個人情報が流出するケースが見られます。被害児童生徒や遺族に関して根拠のないわざを流布したりSNS等に投稿したりしないこと、遺族へ配慮は必要だが被害にあったことにより特別視しないことなども含め、被害児童生徒及びその遺族の個人情報の取り扱いについて、学校等から注意喚起することも必要です。

- 死亡した児童生徒のクラス内の机や展示物をいつ片付けるかなどについて、適切な判断を行うことは難しいことですが、遺族の気持ちを確認しながら、学校等として判断し、実施することが必要です。
- 「知っている児童生徒等が亡くなった」という事実は、ほかの児童生徒や保護者、また教職員等にも心理的な動搖を与えます。特に亡くなった児童生徒やその保護者と親密だった場合、自分の家族が亡くなったかのような衝撃を受けることもあります。学校等の中に精神的ケアが必要と思われる人がいる場合は、早期にスクールカウンセラーや医療機関などの専門機関につなげることが必要です。

イ 在籍する児童生徒の家族（保護者、兄弟姉妹、祖父母など）が亡くなった場合

突然、予期しない形で家族を亡くした児童生徒は、自身の動搖とともに、身近な人達の動搖に対する不安や日常生活の大きな変化に対する戸惑いも多くみられます。しかしながら、「しっかりしなくてはいけない」「心配をかけてはいけない」という気遣いや、「亡くなった家族のためにも自分が頑張らなくてはいけない」という必死の気持ちを持ちながら頑張っていることも少なくありません。

基本的な対応は97ページ「(イ)同じ学校等にきょうだい児が在籍している場合の対応」と同様ですが、在籍する児童生徒が亡くなった場合と比べ、周囲の児童生徒やその保護者に児童生徒の家族が亡くなったことが伝わりにくい場合があります。また、学校等としても、亡くなった家族の状況や児童生徒との関係を把握しにくい可能性があります。

保護者、兄弟姉妹、祖父母等いずれの家族を亡くした場合も、心身の回復には時間がかかる場合が多くなりますが、可能な限り普段どおりの生活を送れるようにすることが大切です。悲しみを中心としながらも、学校等をはじめとした日常生活を保つことで少しづつ回復してきます。教職員等としては、家族を亡くした児童生徒の気持ちに寄り添い、希望があればそれに沿った対応をし、「今は大丈夫です」と言うのであれば、それを素直に受け入れ、焦らず支援する必要があります。

なお、主たる生計者が亡くなった場合、転校や退学を余儀なくされる場合があります。その場合は、親戚や児童相談所などの関係機関と連携しながら、転学先に引継ぎを行うことも必要です。

2 怪我を負ったとき

(1) 被害の特性

ア 怪我を負ったことによる生活上の変化

傷害、暴行、交通事故等の被害にあった場合、数日で完治が見込まれる軽度なケースから、松葉杖が必要になる場合、入院が必要な場合、意識が戻らない場合、身体に後遺症や障害が残る場合まで、被害の程度に大きな差があります。怪我の治療が長引くことにより、経済的な負担が大きくなることもあります。学校等では、被害児童生徒の学習面でのサポート、さらに後遺症や障害が残る場合には生活面での配慮が必要になります。

また、加害者が逮捕されていない場合や、加害者及びその家族が近所に住んでいる、住所を知られているなど、再被害にあう不安等から転居を余儀なくされることもあります。

イ 精神疾患のリスク

身体の負傷だけでなく、精神的に大きなダメージを受けていることが多く、「また危険なこと、悪いことが起きるに違いない」「自分が悪い」「誰も信じられない」と感じことがあります。また、恐怖、不安、緊張、イライラ、情緒不安定、感情麻痺など心理的症状のほか、頭痛・腹痛、だるさ、吐き気、落ち着かない、攻撃的な言動、眠れない、食欲の変化、無気力など、被害による精神的なダメージが身体面や行動面に現れる場合もあります。このことにより、PTSDや適応障害、うつ病等の精神疾患を発症することがあります。

(2) 対応の留意点

ア 学校等の生活における配慮

入院やその後の治療が長引く場合は、復学時期やその後の通院予定について、保護者と確認しながら、欠席した期間の学習内容について適宜補習・補講を行うなど、児童生徒を学習面でサポートする必要があります。

また、身体の一部分に麻痺が残る、視力が低下するなどの障害が生じたり、車いす等の補助具を利用することになった場合には、被害児童生徒や保護者と相談した上で、座席等の変更や体育等の授業での配慮を行い、ほかの児童生徒や保護者にもその必要性を伝えるなど、学校等の生活が安全・安心して送れるよう配慮が必要です。

イ 心情に配慮した対応

怪我の治り具合は見た目に分かりやすいため、励ますつもりで「すっかり治ったね」「もう大丈夫そうだね」などと声をかけてしまいがちですが、本人にしか分からない症状が残っていたり、怪我は治っても精神的なダメージが残っていたりすることもあります。元気になったと決めつけず、「怪我をしてから〇〇くらい経ったけど、具合はどう？何か不便なことはない？」など、被害児童生徒が自分の言葉で語れるような言葉がけをすることが必要です。

その他、対応の留意点については「第2章 被害認知後の対応」の71~92ページ「2 初期対応」「3 中長期対応」を参照してください。

ウ 在籍する児童生徒の家族が重篤な怪我を負った場合

家族が後遺症や障害が残るなどの重篤な怪我を負った場合、児童生徒自身も大きなショックを受けるとともに、家庭での日常生活の変化に戸惑うことも多くみられます。また、主たる生計者が重篤な怪我により失業又は転職した場合、転校や退学を余儀なくされる場合もあります。

いずれの場合も、99 ページ「イ 在籍する児童生徒の家族（保護者、兄弟姉妹、祖父母など）が亡くなった場合」にも記載したとおり、児童生徒の気持ちに寄り添うとともに、中長期的な支援を視野に入れ、関係機関と連携しながら転学・進学先等に引継ぎを行うことも必要です。

高次脳機能障害について

高次脳機能障害は、交通事故や病気などをきっかけとして脳の機能が著しく障害を受けることにより、記憶障害や集中力の低下（注意障害）、遂行機能障害、社会的行動障害など、さまざまな症状を引き起こしている状態です。生活をするうえで欠かせない能力が障害を受けることから、日常生活に多大な障壁を与えることがあります。

県では、平成 14 年に社会福祉法人神奈川総合リハビリテーション事業団を「神奈川県リハビリテーション支援センター」に指定し、同事業団が設置する「地域リハビリテーション支援センター」を中心に、専門的な視点から支援を行う体制を構築しています。（相談窓口については、185 ページ参照）

3 性被害（性犯罪・性暴力）

教職員等は、いつ、どこで、性被害に関する相談や情報提供を受けるか分かりません。

一方で、性被害について打ち明けられた際の不適切な聞き取りにより、その後の司法手続きの中で被害の立証が困難になる可能性があります。また、教職員等の戸惑いや不安な様子が被害児童生徒や保護者に伝わることで、学校等への不安感や不信感につながり、その後の被害児童生徒の回復や学校生活に悪影響を及ぼすこともあります。さらに、良かれと思った言動が二次被害を生じさせることもあります。

そのため、性被害について打ち明けられた際には、特に初回の聞き取り対応について、性被害に関する基本的な知識や対応の留意点を事前に確認しておくことが重要です。被害児童生徒や保護者が「話してよかった」と安心できるよう、事前に備えておきましょう。

（1）こども性暴力防止法

令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、令和5年3月には「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」が厚生労働省子ども家庭局長から通知されています。

さらに、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が成立し、児童生徒に対して教育・保育等を提供する一定の事業者は、法律上、児童対象性暴力等を防止することが義務付けられることとなりました。この法律により、学校等は、教職員等による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童生徒を適切に保護する責務を有することが規定されました。また、学校等が講ずべき措置として、教職員等に研修を受講させること、被害児童生徒との面談や相談を行いやすくするための措置を行うこと、いわゆる日本版D B Sにより特定性犯罪前科の有無を確認すること、児童生徒に対する性暴力の発生が疑われる場合には、調査や被害児童生徒の保護・支援を行うこと等が定められています。

こども性暴力防止法

（目的）

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

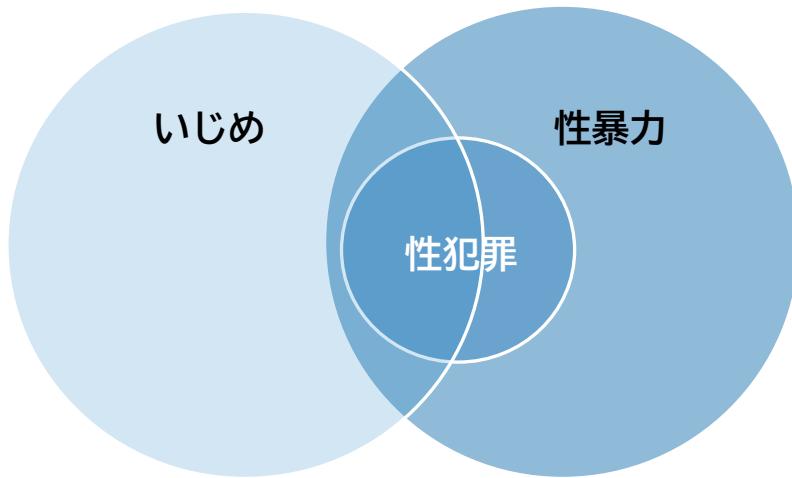
(2) 性被害（性犯罪・性暴力）とは

性暴力とは、犯罪に該当するものだけでなく、犯罪に該当しない場合も含めて、性別や相手、状況を問わず、「本人の意に反した性的な言動」のすべてを指します。この「本人の意に反した」とは、被害児童生徒が「嫌だ」と言った場合だけでなく、行為の性的な意味を理解していない場合や、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ない、あるいは性的グルーミング（109 ページ参照）によって誘導された場合なども含まれます。

一方で、性犯罪には犯罪が成立するための原則的な要件があり、犯罪被害者等本人が司法機関に被害を申告し、構成要件を満たすと判断された場合に成立します。そのため、性犯罪は性暴力の一部にすぎません。

性犯罪・性暴力の加害者は見知らぬ人だけでなく、家族や親戚、保護者の同棲相手や再婚相手、学校等の児童生徒やその保護者、近所の住人、SNSなどで知り合った相手、また教職員等の場合もあります。

下の図は児童生徒間の性犯罪・性暴力といじめとの関係を示したものです。



児童生徒間においては、性暴力がいじめの手段として使われる場合もありますが、いじめかどうかに問わらず、性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼします。そのため、性暴力（疑いを含む）の発生を認知した場合は、被害児童生徒を守るため、迅速な対応が必要です。

なお、「性暴力」というと、性交や痴漢など身体接触のある被害や性器を見せられる被害、性的画像等の流出による被害などを想像しがちですが、次ページ【性犯罪・性暴力の例】にあるとおり、わいせつな言動、性的なからかい、性的なうわさの流布なども広く「性暴力」と定義されています。接触や性器の露出、性的画像等の有無を問わず、言動も含め「性的な要素」を含む被害の相談があれば、速やかに警察等の専門機関と連携して対応することが重要です。

性被害については、羞恥心や自責の念などから、警察への被害申告をためらう被害者が多くいますが、神奈川県の犯罪被害者等支援施策においては、警察へ被害申告した性犯罪被害者だけでなく、警察に未届の性暴力の被害者も含めて支援しています。

性犯罪・性暴力の例	
犯罪に該当し得る行為 <ul style="list-style-type: none"> ○ 性交・性交に類似する行為、そうした性的行為の強要・教唆・<small>ほうじょ</small>帮助 <ul style="list-style-type: none"> ・性交、口腔性交、肛門性交、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部・物を挿入する ・口で性器や肛門に触れる、触れさせる等の性的暴行をする 等 ○ わいせつ行為、そうした性的行為の強要・教唆・<small>ほうじょ</small>帮助 <ul style="list-style-type: none"> ・性的部位を触る、自身の性的部位を触らせる ・キスをする、抱きつく ・下着の中に手を入れる 等 ○ 自身の性器を見せる ○ わいせつ目的で会うことを要求する、わいせつ目的で会う ○ 児童買春、児童買春に関わる行為をする（周旋、勧誘 等） ○ 児童ポルノの所持、提供等をする ○ 裸等の性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をインターネットに配信する ○ 性的な被写体として撮影する ○ 着替えやトイレ、入浴等で、通常隠されている身体、下着を不必要にのぞき見たり、その場面を盗撮する ○ 児童生徒に裸等の性的な画像や写真を見せる、送りつける ○ 介助としては不必要であるにも関わらず、介助と称して不適切な性的部位の接触を行う ○ 排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ○ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する ○ 障害のある児童生徒に対して人前で排せつ行為をさせる、おむつ交換をする 	
性暴力に該当し得る行為 必ずしも犯罪に該当するとは限らないが	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒にわいせつなことを言ったり、わいせつな話をするようにお願いする（SNS、電子メールのやり取りも含む） ○ 児童生徒の前で執拗にわいせつな言葉を発する、又は会話する ○ 児童生徒のプライベートゾーンに関する身体的特徴、第二次性徴（勃起、月経、発毛等）についてからかう ○ 性的なうわさ（プライベートゾーンに関わる身体的特徴や月経、初体験等の話）の流布

(3) 刑法における規定

令和5年の刑法改正により、従前の強制性交等罪、強制わいせつ罪は、「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」に改正されました。これにより、暴行、脅迫が必須の要件ではなくなり、暴行、脅迫のほか、心身の障害、アルコールや薬物の影響、不意打ち、フリーズ、虐待に起因する心理的反応、経済的又は祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒など社会的立場による影響力によって不利益が生じることを不安に思うこと等が原因となり、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが難しい状態で性交等やわいせつな行為が行われた場合、「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」が成立することになりました。

また、性交同意年齢が「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げられました。13歳未満は「行為の性的な意味を認識する能力」が備わっていないとされ、13歳以上16歳未満については、「行為の性的な意味を認識する能力」が一律に欠けるわけではないものの、「行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えたり、その結果に基づいて相手方に対処したりする能力」が十分でなく、相手方の関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けると考えられています。

そのため、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」については、被害児童生徒が13歳以上16歳未満の場合は加害者が5歳以上年長のとき、また、同意の有無に関わらず被害児童生徒が13歳未満の場合はすべての加害者が処罰対象となりました。なお、13歳以上16歳未満の被害児童生徒と年齢差が5歳差未満である被疑者の間で性的行為が行われた場合でも、それが、社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させたり、予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させたりして、被害者が同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態にさせ、あるいはそのような状態にあることに乘じて、性的行為をした場合は、「不同意性交等罪」あるいは「不同意わいせつ罪」として処罰対象となり得ます。

さらに、「聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則」が新設され、供述が、一定の措置が特に採られた情況の下でされたものであると認められるとき、かつ、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮して相当と認められるとき、性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体を証拠とすることができるようになりました。つまり、児童生徒の性被害について裁判が行われる場合、司法面接による供述で、かつ、司法面接前に行われた聴取が適切で「記憶の汚染」が生じていないと認められた場合、被害児童生徒の供述記録が証拠として認められます。

したがって、**初めに性被害を打ち明けられた教職員等の聴取方法が、児童生徒の性被害を立証できるか否かに大きく影響します。**裁判となった場合、司法面接前の聴き取りで被害児童生徒に「記憶の汚染」が生じていないか、被害児童生徒の証言の信用性を判断するために、最初に話を聴いた教職員等が証人出廷を求められる可能性もあります。最初に聴き取った内容から、司法面接の実施が予想される場合は、それ以上の聴き取りを行わず、警察や児童相談所に相談することが重要です。

性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わりました

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

主なポイント

詳細は法務省HPへ



法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」



【1】強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

【3】わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます(※)。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する(※)
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【5】性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

※時効の延長については6月23日から施行されています。

法務省ホームページより引用

特に、被害児童生徒がだまされたり脅されたりして、自分の裸などの写真を撮影し、送信させられる「自画撮り被害」が増加傾向にあります。撮影した写真や動画がひとたびインターネット上に流出すると、不特定多数の人に見られる危険が生じるだけでなく、繰り返しコピーや転載され、完全に削除することは困難となります。

いわゆる盗撮行為については、これまでも神奈川県迷惑防止条例違反や児童ポルノ製造罪などにより処罰対象とされてきたものはありませんでしたが、迷惑防止条例は都道府県ごとに処罰対象が異なり、児童ポルノ製造罪の保護対象は18歳未満の児童のみであるため、必ずしもこれらの条例や法律だけでは対応しきれない事例が存在しました。

令和5年の刑法改正では、そのような事例も含めて、意思に反して自分の性的な姿を他人に見られない権利を守るため、意思に反して性的な姿を撮影したり、その記録を提供したりする行為などを「性的姿態等撮影罪」「性的影像記録提供等罪」「性的影像記録保管罪」「性的姿態等影像送信罪」「性的姿態等影像記録罪」³「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」⁴など、新設された罪名で処罰できるようになりました。

「令和6年神奈川県内の刑法犯認知件数（被害者の年齢別）」（3ページ参照）を見ても、性的姿態撮影等処罰法に関する被害にあう児童生徒が多いことが分かります。

なお、18歳未満の者に対して世話をを行う立場の人が、その影響力を用いて振るう性暴力は、「監護者性交等罪」又は「監護者わいせつ罪」という犯罪です。児童虐待防止法では、18歳未満に対し、保護者がわいせつ行為をしたり、させたりすることを性的虐待と定めています。性的虐待は、性暴力の中で最も潜在化しやすいものであり、長年にわたって性的虐待を受けていながらも誰にも打ち明けられず、問題が複雑化してから発覚したり、成人してから初めて被害を打ち明ける場合もあります。

このような行為の記憶は、心の傷付き体験「トラウマ」（40ページ参照）として、被害にあった児童生徒を長期にわたって苦しめる可能性があります。

³ 「性的姿態等撮影罪」「性的影像記録提供等罪」「性的影像記録保管罪」「性的姿態等影像送信罪」「性的姿態等影像記録罪」

性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を、○正当な理由なく、ひそかに撮影、○同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乘じて撮影、○性的な行為でないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乘じて撮影、○正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの性的姿態等を撮影、○性的姿態等の画像（性的影像記録）を特定・少数の者に提供、○性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列、○提供又は公然陳列の目的で性的影像記録を保管、○不特定・多数の者に性的姿態等の画像を送信（ライブストリーミング）、○前述の方法で影像送信された性的姿態等の画像を、そのようなものであると知りながら記録、などの行為等をいう。「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）で新設された。

⁴ 「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」

16歳未満の子どもに対して、○①脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う、②拒まれたのに何度も繰り返し要求する、③金銭や物を与える、その約束をする、のいずれかの手段を使って、わいせつの目的で会うことを要求する、○その結果、わいせつの目的で会う、○性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求する行為等をいう。令和5年改正刑法で新設された。

(4) 被害の特徴

児童生徒の性被害は、次の理由から潜在化しやすい傾向があります。

- 思い出したくない、知られたくない、恐怖で口にすることができない等の理由から打ち明けにくい
- 年齢や発達段階等によっては、自分に起きたことが性暴力被害なのか分からない
- 自責感を持ちやすい
- 人気のないところ・密室で起きたことが証拠が残りにくい
- 年齢差や体格差、発達や力の差があることが多く、また同じ年齢であったとしても性差や学級内・部活内での地位の差等、児童生徒なりの力の差があり、嫌だけど断れない、逃げられない、応じざるを得ない
- 同性間の被害は更に見えにくい
- 大人が被害を信じない・受け止められない
- 大人が性暴力を「悪ふざけ」「ただのいたずら」等と矮小化しやすい

知られたくないという心理は、被害を受けたことに対する羞恥心や自責感、「誰にも知られたくない」「口に出すのが恥ずかしい」といった気持ち、被害を訴えることで現在の生活が一変したり、好奇の目にさらされたりすることへの懸念などによるものです。

このような理由から、性被害について誰にも言えないまま、被害から数年、あるいは数十年も経過してから、ようやく辛く苦しい体験を語ることができるようになる人も少なくありません。

さらに、児童生徒の性被害が特に潜在化しやすい要因として、児童生徒は性的な知識に乏しく、自分がされたことの意味が分からぬ場合があることが挙げられます。そのため、成長してから過去に性被害を受けていたことに気づくこともあります。また、被害児童生徒が勇気を出して相談しても、被害を信じなかったり、「たいしたことではない」「子ども同士のただのいたずら」などと小さく見積もって終わらせてしまう保護者や教職員等、性被害を打ち明けられた周囲の大人側に問題がある場合もあります。

児童生徒に対する性暴力は生じ得るものと意識し、教職員等は性被害を打ち明けられた際に、「まさかそんなことが起こるはずはない」「よくあることなのに大げさに捉えている」「性暴力・性加害というほどではない」などと考えず、真摯に対応することが大切です。

また、性被害に関する相談を受ける前に、加害者が男子、被害者が女子とは限らず、男子も被害にあうこと、また同性間の被害も起こり得ること、児童生徒には性的グルーミング（次ページ参照）による被害も非常に多いことをきちんと理解しておく必要があります。

(5) 性的グルーミングによる性被害

SNSをきっかけに、児童生徒が知らない大人に対して性的画像等を送ってしまったり、実際に会いに行って思いがけずわいせつな行為を受けてしまう被害が相次いでいます。このような性被害を知った際、「どうして会いに行ってしまったのだろう」「なぜ性的画像等を送ってしまうのだろう」といった疑問を抱いたり、被害児童生徒にも悪いところがあつたのではないかと思ったりすることがあるかもしれません。しかし、こうした疑問や思いを解消し、未然防止や早期発見に役立てるためにも、性的グルーミングのプロセスを理解することが重要です。

性的グルーミング（性的手なづけ）とは

- 性的グルーミングとは、被害児童生徒を手なづけ、警戒心を解き、抵抗感を抑えながら信頼関係を構築し、被害児童生徒の心情や行動を操作することで、性暴力を振るいやしくするための加害者の行動である。「グルーミング」という用語は、動物の毛づくろいを意味する英語「groom」に由来している。
- 加害者は、被害児童生徒に優しく声をかける、悩み等の相談にのって共感する様子を示す、容姿や性格等をほめる、時には叱る等、いかにも親身な態度で接して安心を感じさせる。また、飲食をご馳走する、^{ちそく}プレゼントをする等のさまざまな方法を用いる。
- 人間の心理メカニズムの1つとして、「返報性の法則」という、他人から何らかの恩恵を受けたら、自分からも何かを返さなければならないと感じる傾向がある。性的グルーミングにおいても、被害児童生徒は同様の心理になる。
- 2人きりの状況を何度も作り出したり、頭や腕に触る、ゲームとして触れさせるなど、身体接触の程度を段階的に引き上げたりすることで、「まさか危ないことはされないだろう」「このくらいの行為であればまだ大丈夫」などの正常性バイアス（異常を正常の範囲内のことと捉えて、心を平静に保とうとする心理メカニズム）が被害児童生徒に働き、加害行為から逃げにくくさせることがある。
- このように、被害児童生徒の信用を得た上で、性的な話題や行為への抵抗感をなくさせ、加害後には「2人だけの秘密」などと口止めすることで、罪悪感や羞恥心を利用したり、大人と特別な秘密を持つことの高揚感をあおったりすることで、発覚しないよう仕向けるといった手口を取る。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

性的グルーミングは、児童生徒の承認欲求や愛着など、誰もが持つ心理メカニズムにつけ込んで、徐々に性的な話題や行為にもち込むという、児童生徒の純粋さや無邪気さを悪用する行為です。加害者が信頼関係構築のために親身に話を聞いたり、褒めたりする行動は、一般的に大人が児童生徒にとる行動と似ているため、児童生徒にとって性加害の意図があるかどうかを見極めることが難しい場合があります。

また、被害児童生徒は、信頼できる大人だと感じた加害者の性的な言動や行為に対して、「何かおかしい」「怖い」と感じながらも、性的な知識に乏しいために加害者の行動の意味が分からず、混乱することがあります。さらに、加害者の「ちょっと触っただけ」「みんなやってる」等の言い訳によって、性暴力を^{ささい}些細ないたずらだと思い込んだり、恋愛関係にあると勘違いしたりする場合もあります。また、「大人が良いことだと言っているのに疑うなんて悪い」と思い込まれることもあります。

先行研究では、家庭や学校などの日常生活で悩みを抱えていたり、精神的に不安定であったりする児童生徒がターゲットになりやすいことが明らかになっています。被害児童生徒の中には、自己肯定感を高めてくれたり、悩んでいることを親身になって聞いてくれる加害者が精神的な支えになっているケースもあり、性加害行為を嫌だと思っていても、大ごとにして加害者との関係を崩したくないとの思いから被害を打ち明けられないこともあります。また、性加害行為であると理解せず、むしろ加害者に好意を抱き、性的行為を積極的に受け入れてしまう場合があります。

いずれの場合も、被害児童生徒の未熟さに付け込まれている可能性が高いため、被害を受けた児童生徒を非難するのではなく、保護・支援すべき対象と考えることが重要です。

(6) 性被害を受けた後の児童生徒の反応

ア 発達段階により異なる反応

目に見えにくい性被害ですが、児童生徒を日ごろから観察することで、生活や行動の変化などから性被害に気づける可能性があります。なお、被害の影響はかなり時間が経つてから現れることもあります。また、警察への届け出や裁判となった場合には、事情聴取を受けたり、証人として出廷を求められて証言をしたりすることで精神的に大きな負担がかかり、後から心身の影響が出てくることもあります。さらに、被害からしばらく経って反応が出た場合、周囲から被害の影響と認識されず、単に「怠けている」「さぼっている」「反抗している」と捉えられてしまう場合も多々あります。そのため、「被害後の反応は様々であり、反応が出るタイミングも様々である」ということを心に留めておく必要があります。

一般的にみられる被害後の反応については、13ページ【児童生徒に見られる被害後の反応】のとおりですが、被害児童生徒の発達段階によって異なります。また、兄・姉がいる場合など、被害児童生徒のもつ的な知識や発達の差によって、被害の受け止め方やその反応が必ずしも発達段階と一致しない場合もあります。

幼児期頃（1歳～6歳）

- 危険が去ったことが理解できずに混乱する
- 退行現象
- 怖いものが何か分からぬが、絶えず不安感・恐怖心を抱き大人にまとわりつき、離れようとしない
- ボーっとしている
- 消極的になり物事に関わろうとしない

学童期頃（6歳～12歳）

- 被害のこと、そのとき自分がどう行動したかを繰り返す
- 急に泣き出す、怒り出したくなることへの不安を感じる
- 集中力、学習意欲の低下
- 突然別のことを始めるなど、何か一つのことが長続きしない

思春期頃（12歳～18歳）

- 自分が何もできなかつたことに対して罪の意識や恥の意識をもつ
- 自己破壊的行為
- 薬物、非行、リストカット、摂食障害、性的逸脱行為
- 加害者に対しての仕返し

幼児期は一般的に1歳頃から就学前の5、6歳頃を指しますが、学童期であっても、特に小学校1、2年生の発達には個人差が大きく、被害後の反応として幼児期頃の反応を示す場合もあります。

学童期には、まだ自身の感情の変化をうまく言葉で説明できず、心身の変調に翻弄され、その変調自体に不安を感じます。急に泣き出したり、怒り出したくなったりすることで「自分がおかしくなってしまったのではないか」と不安に思うこともあります。

思春期になると大人とほぼ同じような反応が現れます。未熟な面もあるため注意が必要です。精神的な痛みは実体がないためコントロールしにくく、自傷行為や拒食・過食という実際の痛みに変えて精神的な辛さを乗り越えようとすることがあります。自傷行為は、「死にたくなるほど辛い記憶や辛い感情」から気をそらし、何とかその瞬間を「生き延びる」ための適応的行動ですが、この行為には依存性や慣れがあり繰り返されてしまいます。そのため、本人にとって生きるために適応的行動であっても、自傷行為には問題があります。

このように被害後には何らかの反応が現れます。被害直後は冷静で淡々として落ち着いている、何事もなかったようにいつもと変わらない、あるいは普段より元気に見えることもあります、「落ち着いているから支援は必要ない」「この子はしっかりしているから大丈夫」と判断されてしまうこともあるため、注意が必要です。

イ 性被害を受けた児童生徒によくみられる反応

児童生徒が性被害にあった場合、前項「ア 発達段階により異なる反応」に加えて、年齢にそぐわない性的に気になる行動が見られる場合があります。性的な話題を過度に避けることがある一方で、「自分がだめになった」「性被害によって汚れてしまった」と自分を否定的に捉え、自暴自棄になってリストカットなどの自傷行為をするほか、被害前と比べて性的な言動が増えたり、過度に性に奔放になったりと自分自身を大切にしないような行動をとることもあります。

また、学校等での生活においては、肌を見られたくないため体操着など肌の露出が多い服装を嫌がる、体に触れられたくないため手をつなぐことや2人1組のストレッチなどを嫌がるなどの反応が見られることがあります。

いずれの反応も、被害直後に現れる場合もあれば、警察の捜査や裁判の進行、また自分がされた行為の意味を知った時など、時間がたってから現れることもあります。被害児童生徒の問題行動や感じている忌避感を頭ごなしに責めたり否定したりするのではなく、被害による影響であることを理解し、被害児童生徒に配慮して対応するとともに、専門機関に相談することが大切です。

(7) 性被害を受けた児童生徒への対応の留意点

児童生徒から性被害を打ち明けられた場合や、ほかの児童生徒からの情報提供、保護者からの相談、教職員等の見聞きなどにより、初めて被害児童生徒への聴き取りを行う際の留意点については、「第2章 被害認知後の対応」の71~88ページ「2 初期対応」と同様ですが、本項では、特に性被害対応で留意しなければならない点を示します。

ア 加害者が誰であろうと共通する対応

(ア) 被害児童生徒への初回聴き取りにおける留意点

後に司法面接が行われるかもしれないことを念頭に置き、被害児童生徒の初回聴き取りで「記憶の汚染」を生じさせないよう、72~77ページ「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」に基づき対応する必要があります。

特に、性被害に関しては、妊娠の可能性があるか否かをまず確認することが重要です。

(イ) 妊娠や性感染症の可能性のある場合（医療支援の必要性がある場合）

医療支援にはタイムリミットがあります。特に、妊娠の可能性のある場合、被害の疑いを認知した時点で72時間以内の被害であれば、聴き取りよりも医療機関の受診を優先させて対応することが重要です。

妊娠の可能性がある場合、被害から72時間以内に緊急避妊薬を服用することで、ほとんどの場合、望まない妊娠を防ぐことができます。服用開始が遅くなるほど妊娠阻止率が低くなるため、被害後すぐに服用することが大切です。令和7年度時点では、緊急避妊薬の処方には医師による診断が必要ですが、16歳以上の女性を対象に、調査研究の一環として一部の薬局での販売が行われています(16歳、17歳は保護者等の同意が必要です)。

【販売薬局詳細】<https://www.pharmacy-ec-trial.jp/>

警察に被害届を提出した場合、警察の初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する公費負担制度を利用することができます。また、警察署を通じて産婦人科等で証拠採取等を受けることができ、証拠の採取は早いほど有効です。

警察に未届の場合でも、被害から72時間以内であれば、「かならいん」の緊急医療支援を受けられる可能性があります（支援には条件があります。なお、中絶費用は「かならいん」の公費負担対象外です）。また、「かならいん」には、性被害を受けた方が、後に警察に被害届提出を決意した場合に備え、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ医療機関で採取し、保管しておく仕組み（証拠採取等）があります。「かならいん」の医療支援における証拠採取等は、被害後72時間以内の方を対象に、月曜日から金曜日（祝休日及び年末年始を除く）の9時から17時に実施しています。

なお、「意識がもうろうとした」「記憶がない・あいまい」「体が思うように動かなかつた」などの場合、睡眠薬等の薬物（レイピドラッグ）やアルコールの影響による被害の可能性があります。薬物によっては飲んでから数時間～数日後（おおよそ3日前後）で体外に排出されるため、なるべく早く警察に相談し、医療機関で検査を受けることが推奨されます。

妊娠検査の結果、「陽性」だったら

性犯罪・性暴力によって妊娠した場合、人工妊娠中絶をするか、妊娠を継続・出産するかの選択を迫られます。妊娠検査について、病院では次回生理予定日ころから、市販の妊娠検査薬では次回生理予定日の1週間後ころから検査できます。

●人工妊娠中絶について

母体保護法により、手術ができるのは、妊娠22週未満（妊娠21週6日まで）となっています。「母体保護法指定医」のみ手術ができます。

人工妊娠中絶の手術費用や入院期間等は医療機関によって差がありますが、妊娠12週未満の場合、手術に必要な費用は15万円程度で、日帰り又は1泊程度の入院、妊娠12週以降妊娠22週未満の場合、手術に必要な費用は30万円以上で、数日間入院する必要があります。

妊娠22週を超えた場合、出産することになります。出産費用や妊娠中のこと等については、市町村の母子保健担当などに相談することができます。また、出産後の育儿や里親制度、児童福祉施設の利用などについて、児童相談所などでも相談ができます。

また、妊娠の可能性（性器の挿入）がなくても、粘膜接触（性器の接触や口腔性交などを含む）があれば性感染症にかかる可能性があります。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、自覚しにくい病気です。性感染症は病原体ごとに潜伏期間が異なるため、検査できる時期も異なります。

◆性感染症検査ができる時期の目安◆

- ・クラミジア、りんびょう淋病など…被害後2週間ころから
- ・梅毒…被害後3週間ころから
- ・B型肝炎…被害後2か月ころから
- ・C型肝炎、HIV…被害後3か月ころから

警察に被害届を提出した場合、性感染症検査等の医療費の一部を公費負担する制度があります。警察に被害届を提出していない場合でも、被害後概ね4週間以内であれば「かならいん」の医療支援を受けられる可能性があります。また、保健所では、無料、匿名で受けられる性感染症検査を実施している場合があります。なお、警察に被害届を提出し、精神科の受診が必要と判断された場合には、適切な医療につなげるため、医療費の一部を公費負担する制度もあります。

イ 加害者が教職員等であった場合

教職員等が加害者である、又は加害をした疑いがある場合は、関係法令・通知の趣旨を十分に踏まえ、各教育委員会や事業者が定める対応に従い、速やかに報告・対応を行ってください。

学校設置者等への即時報告や警察への相談など、適切な措置をとる前に、当該加害教職員等に事実確認を行うと証拠隠滅の恐れがあるため、対応には十分注意が必要です。

その後の児童生徒や保護者への対応等については、88 ページ【教職員等が加害の疑いにより出勤停止となっている場合の児童生徒への説明】及び【保護者会の開催について】を参照してください。

ウ 加害者が家族や同居者であった場合

家族や同居人からの性被害は児童虐待（132～141 ページ参照）に該当します。児童虐待（疑いを含む）を発見した場合、発見者は児童虐待防止法の規定により、速やかに児童相談所等へ通告する義務があります。そのため、加害者が被害児童生徒の保護者や同居者である場合は、保護者には連絡せず、速やかに児童相談所に通告してください。

なお、児童虐待という言葉には「両親からの虐待」というイメージがあるかもしれません、同居する兄弟姉妹、祖父母、保護者と内縁関係にある者など、両親以外から虐待を受けている場合も、保護者としての監護を怠っている（ネグレクト）として虐待に該当します。

エ 加害者が同じ学校等の児童生徒であった場合

86 ページ「エ 児童生徒間で生じた被害対応」を参照してください。

（8）性被害を受けた児童生徒の保護者への対応の留意点

保護者への対応については、80～83ページ「ア 保護者への連絡」のとおりですが、医療支援が必要と判断される場合、未成年（18歳未満）の被害児童生徒が医療機関を受診するためには保護者の同意が必要となるため、速やかに保護者に連絡してください。

また、113～114ページ「（イ）妊娠や性感染症の可能性のある場合（医療支援の必要性がある場合）」に記載のとおり、避妊のためには被害から72時間以内に緊急避妊薬を服用することが推奨されるなど、医療支援にはタイムリミットがあります。そのため、医療機関の受診を最優先して対応する必要があることを保護者に伝えましょう。

警察の性被害に関する医療費公費負担制度（113ページ参照）を利用するためには、被害場所を所管する警察署への相談が必要です。警察への被害の申告を躊躇する場合は、「かならいん」（51～53ページ参照）への相談を勧めてください。

（9）被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応の留意点

被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応については、87～88ページ「カ 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応」に従って対応してください。

コラム5

性被害にあったこどもが必要とする支援

追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓

飛行機に乗るとしばらくして、機長から「これから多少揺れることもありますが、飛行に問題はございません」と説明があります。命を預けるような感覚や、自分ではコントロールできない状況からくる緊張の中で、あのアナウンスは乗客の不安を鎮めってくれます。操縦桿^{そうじゅうかん}を握っている機長の落ち着いた声音と説明によって、私たちは飛行への見通しをもち、上下に揺れてもその言葉を信じて操縦に身を委ねることができます。そしてこの例からは、性被害^{うかが}という危機に直面したこどもに対して、支援者が落ち着いた態度で導くことの重要性が窺えます。

性被害に遭ったこどもへの支援は、トラウマを理解したケアを意味する「トラウマインフォームドケア (TIC)」の概念に沿って考えることができます。TIC では、支援の基本的な枠組みとも言える4つの前提条件が挙げられています(SAMHSA,2014)。

- ・理解する (Realize)：トラウマの広範な影響と回復への道筋を理解する
- ・気づく (Recognize)：トラウマの兆候や症状に気づく
- ・対応する (Respond)：トラウマに適切に対応する
- ・再トラウマ化を防ぐ (Resist re-traumatized)：環境を整え、再トラウマ化するのを防ぐ

まずは、性被害について教職員が正しく理解していることが必須です。

こどもの性被害は、知り合いの大人によるもの、力関係を利用されたものであることが少なくありません。加害者からの口止め、加害者への信頼、自責感や恥の気持ちから、被害を開示するのが困難になります。ですから被害を潜在化させないためには、こどものサインに気づくことが大切です。性被害に遭った後には、頭痛や腹痛、勉強への集中困難などが生じ、幼いこどもは経験を言語化できずに身体化しやすくなります。他方で、案外淡々としていることもあります、わかりやすいサインが現れるとも限りません。普段とは違うと感じる、教職員の「ちょっとしたひっかかり」を大切にして、何かあったのかと声をかけてください。そこから被害が明るみに出ることがあります。

被害後の子どもに大切なのは、安心感をもつてること。被害の記憶に触れないでそつとしておこうとするあまりに、支援が疎かになることのないようにしてください。様子をよく観察し、発達段階に応じた安心できる環境を整えていただきたいと思います。大人は、つい思い込みで子どもを見てしまいがちですが、観察するとは、大人側の感情は脇に一旦置いておき、子どもをみとることです。自然に見えてくる子どもの気持ちがあるでしょう。カウンセラーを活用することも有効です。被害後の子どもは、自分の心身に起きているトラウマ反応が異常ではないと知るための心理教育を受けたり、トラウマリマインダー（被害を思い出すきっかけとなるもの）への対処やリラクセーション法を知ることで、気持ちが安定することがあります。

また、保護者を支えることも子どもの支援に繋がります。保護者は、わが子を守れなかったと自分を責めるものです。教育現場としてどのように対応することが子どものためになるか、どこまで可能かを、保護者と話し合っていく作業が有効です。

私たちは、境界線の問題や嫌だと言って良いことを子どもに伝えています。被害を打ち明けてきた後の支援が適切になされるからこそ、自分を大切にして良いという確かなメッセージを、子どもに残すことができるのです。

<引用>

Substance Abuse and Mental Health Services Administration. SAMHSA's Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach. HHS Publication No. (SMA) 14-4884. Rockville, MD: Substance Abuse and Mental Health Services Administration, 2014.

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター・兵庫県こころのケアセンター(訳) (2018) SAMHSA のトラウマ概念とトラウマインフォームドアプローチのための手引き

特集 SNSを介した被害

総務省の令和6年通信利用動向調査によれば、令和6年8月末でインターネット利用者の割合は6歳～12歳が83.7%、13歳～19歳が96.9%となっています。このうち、利用目的・用途を「SNSの利用」と回答した者の割合は、6歳～12歳が40.9%、13歳～19歳が91.8%であり、児童生徒にとってSNSは欠かすことのできないコミュニケーションツールとなっていることがうかがえます。

一方で、アプリのグループ内で仲間外れにされる、SNSに悪口を書き込まれ^{ひぼう}誹謗中傷される、勝手に画像や動画、個人情報をアップロードされるなど、SNSを介したいじめ被害も増えています。SNSを介した場合、不特定多数を巻き込んだいじめに発展することもあります。「自分だと分からなければ何を書いても構わない」という思い込みや、「ほかの子もやっているから」と安易に^{ひぼう}誹謗中傷や悪口を書き込んだり、アプリのグループ内で仲間外れにしたり、既読無視したりすることで、被害児童生徒は「みんなから^{ひぼう}誹謗中傷されている」「無視されている」「仲間外れにされている」と感じます。

また、学校等での対応が特に難しいのが、インターネット上に流出した個人情報や画像に関する被害です。技術の発展により、誰もが自分のスマートフォンやゲーム機等で気軽に書き込みしたり、写真や動画を撮影してアップロードしたりできるようになった一方で、インターネット上に掲載された個人情報や画像は容易に加工できるため、^{ひぼう}誹謗中傷の手段として悪用されやすい傾向にあります。また、スマートフォン等で撮影した写真を安易にアップロードした場合、写真に付加された位置情報（GPS）、制服や背景の映り込み等から児童生徒の個人情報が流出する危険性もあります。一度流出した個人情報は、不特定多数の人々に見られる危険が生じるとともに、繰り返しコピー・転載され、完全に削除することは困難です。

こうした状況を受け、携帯電話事業者に対しては、青少年が使用者となる契約を締結する際のフィルタリングの設定等が義務付けられたり、SNSを介した性被害に対応するため、「性的姿態等撮影罪」や「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」など刑法上の罪が新設されたりなど法令整備が進んでいますが、SNSを介した犯罪被害に巻き込まれる事犯は後を絶たちません。

最近では、SNSの「高額報酬」「ホワイト案件」などの投稿に応募し、アプリで連絡を取る中で身分証明書の画像を送ってしまい、脅されて加わることを断れない状況に追い込まれ、強盗などの凶悪な犯罪をさせられるなど、最終的には児童生徒自身が犯罪者となってしまう「闇バイト」が社会問題となっています。

また、法規制をかいくぐる被害も増えています。例えば、生成AIを悪用して、児童生徒の卒業アルバムなどの顔写真をもとに裸の画像を合成する等の性的ディープフェイクなど、技術の進歩により新たな被害も生まれており、性被害の広がりが懸念されています。

そもそも、実在する18歳未満の児童生徒の裸や性器が映った写真を所持していれば、所持者が未成年であろうと、同意のもと得た画像であろうと犯罪行為です。

本特集では、SNSを介した被害の特徴や対応の留意点について、性的画像等による被害を中心に記載しています。

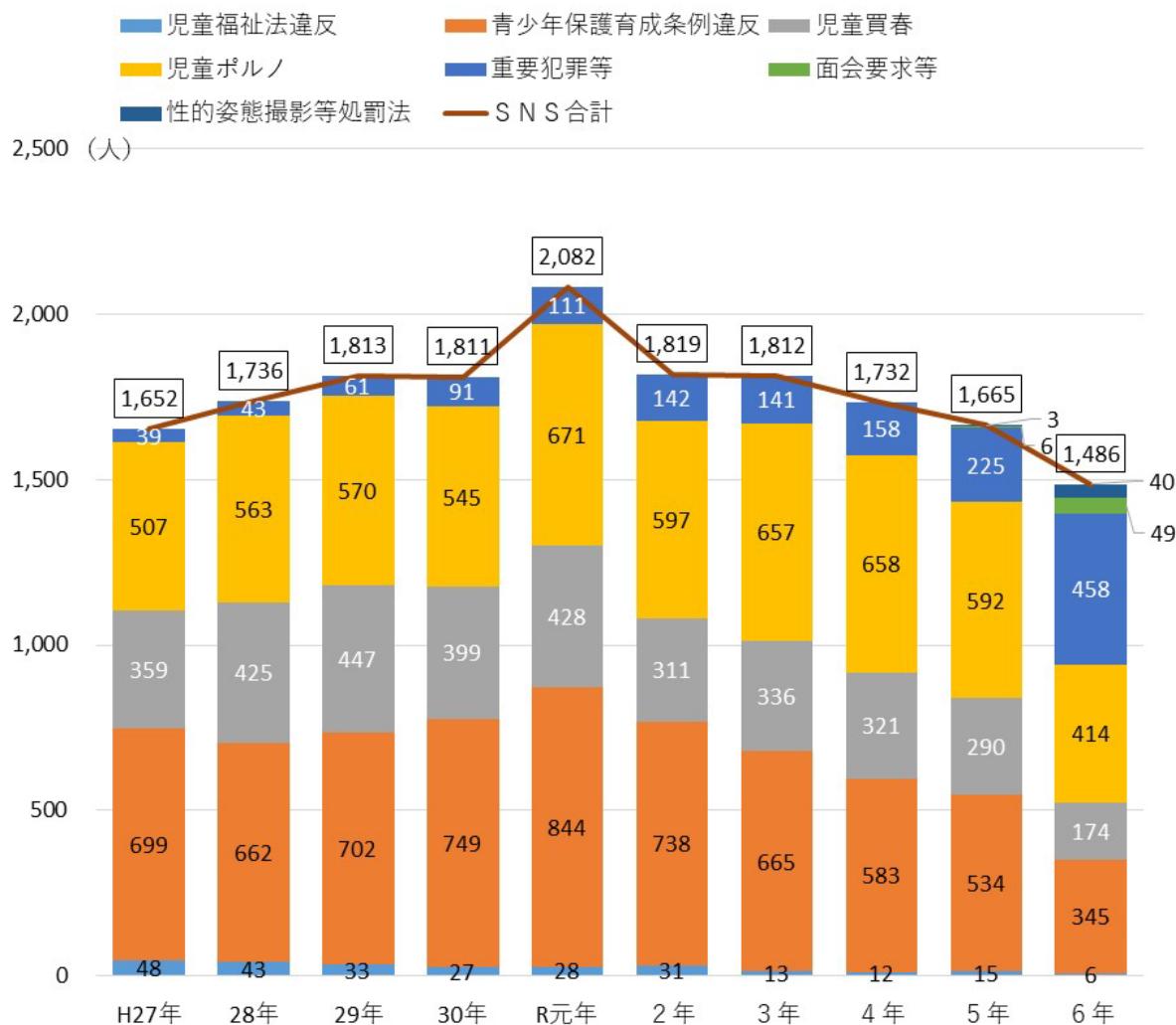
本特集では、警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」（以下、「警察庁の統計」という。）に準じ、20歳未満を「少年」、18歳未満を「子供」「児童」といいます。

（1）警察庁の統計から

ア SNSに起因する事犯

令和6年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は1,486人であり、令和元年の2,082人から5年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移しています。特に重要犯罪等が占める割合が増加傾向あり、令和6年では30%以上が重要犯罪等の被害です。

【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移（警察庁統計）



注1：SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの

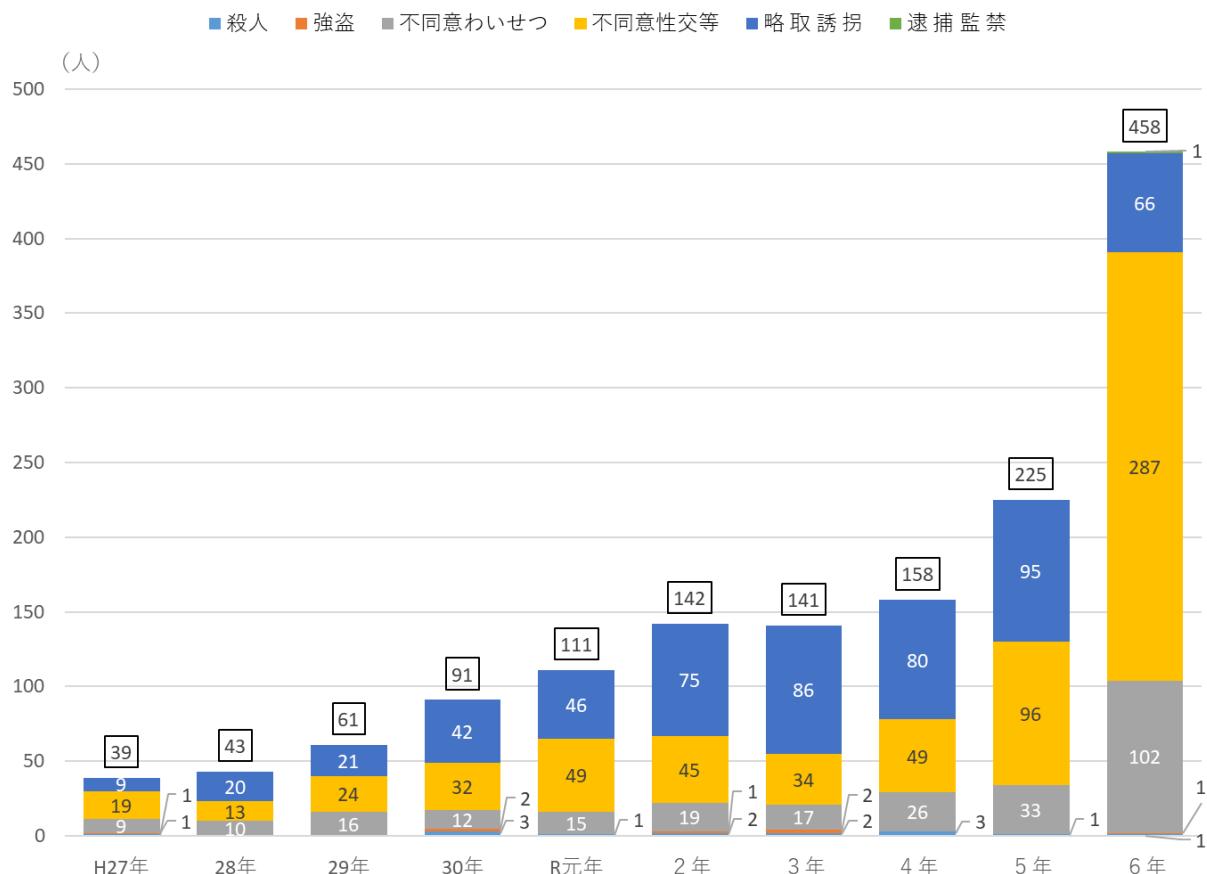
注2：SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

注3：対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加）

注4：不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

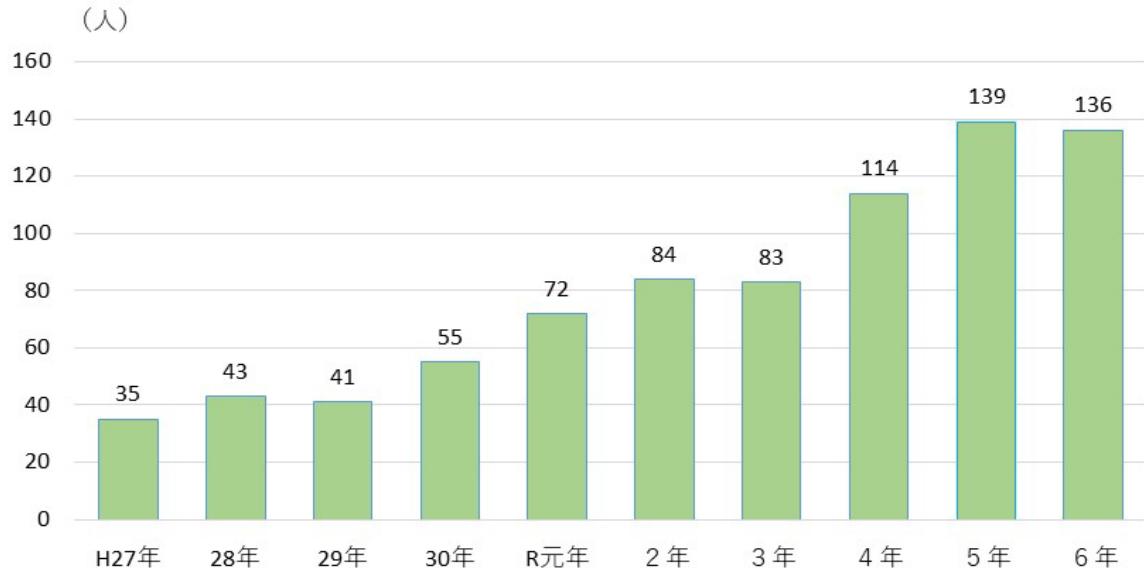
SNSに起因する重要犯罪等の被害児童数について、罪名別内訳にみると、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐が大部分を占めています。(令和6年の重要犯罪等458人の内訳: 不同意性交等287人、不同意わいせつ102人、略取誘拐66人、殺人1人、強盗1人、逮捕監禁1人)

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移（警察庁統計）



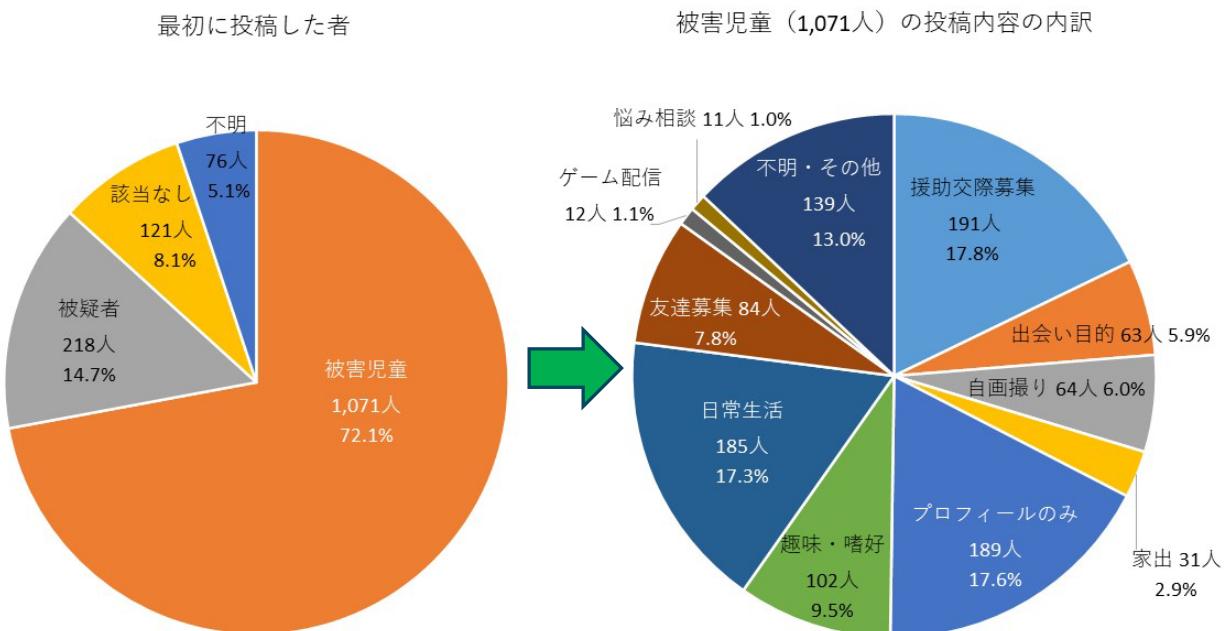
令和6年のSNSに起因する小学生の被害児童数は、平成27年に比べて3倍以上に増加しており、被害の低年齢化が進んでいることが分かります。

【SNSに起因する事犯】小学生の被害児童数の推移（警察庁統計）



SNSに起因する事犯において、被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなる最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が7割以上となっています。被害児童の投稿内容の内訳をみると、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」「ゲーム配信」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくいものが半数を超えていました。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳（警察庁統計）



イ 児童ポルノ事犯

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（通称「児童ポルノ禁止法」）」（平成11年法律第52号）により、「何人も、みだりに児童ポルノを所持し、若しくは第2条第3項各号（下記「児童ポルノとは？」参照）のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。」と定められています。

○児童ポルノの「児童」とは？

18歳に満たない者をいいます。男女は関係なく、どちらも対象になります。

○児童ポルノとは？

児童ポルノ禁止法第2条第3項により、「児童ポルノとは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの）をいう。」と定められています。

- 1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、^{てんぶ}臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」

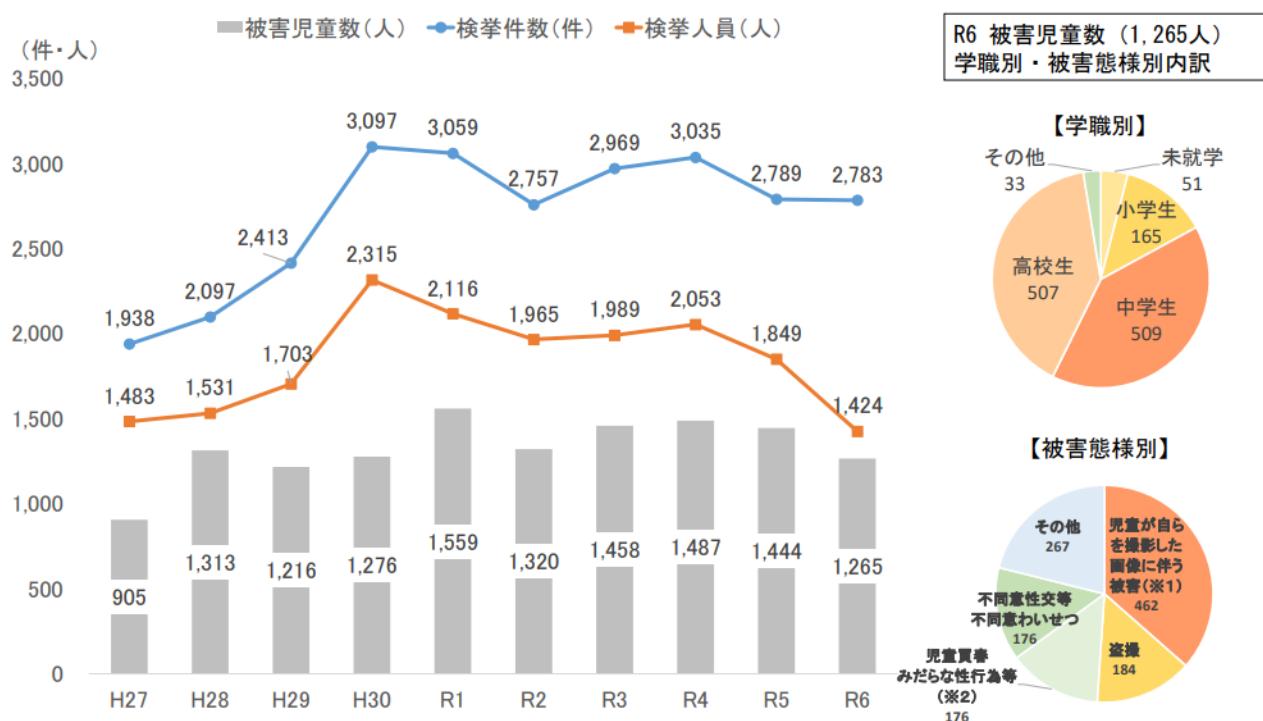
第7条に定められている違法な行為とは？

次の8つの行為が、違法行為として罰せられます。

- 1 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持する行為。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管する行為
- 2 児童ポルノを提供する行為
- 3 2の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出する行為。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管する行為
- 4 児童ポルノを製造する行為
- 5 盗撮により児童ポルノを製造する行為
- 6 不特定多数に児童ポルノを提供又は公然と陳列する行為
- 7 6の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出する行為。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管する行為
- 8 6の目的で、児童ポルノを輸入し又は輸出する行為

警察庁の統計によると、令和6年における児童ポルノ事犯の被害児童数（1,265人）を学識別にみると、高校生が507人、中学生が509人、小学生が165人、未就学が51人です。また、児童ポルノ事犯の32.7%（414人）がSNSを起因とする被害とされています。

一方、児童ポルノ事犯の被疑者（1,424人）を年代別にみると、10代が最多の781人で全体の54.8%を占めています。また、被疑者のうち、高校生が407人、中学生が242人、その他の学生が50人と、学生が約半数を占めており、児童ポルノ事犯については半数近くが児童生徒同士の被害であることが分かります。児童ポルノ事犯の被害態様別（製造手段別）内訳をみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害（だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害）が36.5%と最も多く、「自画撮り被害」と呼ばれています。児童ポルノの被害児童生徒の裸や性器、性被害を受ける姿が画像や映像など形として残されてしまい、いったんインターネット上に流出すると、125～126ページの「ウ 子供の性被害事件の検挙事例」8の事例のように世界中に拡散される危険性があり、完全に消去することは困難です。



ウ 子供の性被害事件の検挙事例

警察庁の統計のうち、子供の性被害事件の検挙事例は次のとおりです。

1 コスプレ撮影を口実にした児童買春等事件

令和5年7月、自営業の男（当時54歳）は、SNS上で女子中学生（当時10歳代）に対し、コスプレ撮影会に来てくれればお金を払う旨の約束をして面会し、これに応じた女子中学生をホテルに誘い、現金を渡して性交等した。

令和6年2月、男を不同意性交等罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

2 食事への誘因を契機とした児童買春等事件

令和5年10月、会社員の男（当時53歳）は、女子中学生（当時10歳代）にSNSでメッセージを送信して、女子中学生及び女子小学生（当時10歳代）と食事に行った。

同年12月、男は、女子小学生に現金を渡す約束をして、ホテルでわいせつな行為をした。

令和6年6月、男を不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

3 ゲームアプリの課金を約束した児童ポルノ製造等事件

令和5年7月、アルバイトの男（当時38歳）は、オンラインゲームで知り合った男子中学生（当時10歳代）にゲームアプリの課金を約束して、SNSで自慰行為の動画を送信させた。

令和6年2月、男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

4 裸の画像を送らせて、さらに脅す等した児童ポルノ製造等事件

令和6年4月、会社員の男（当時26歳）は、SNSで知り合った女子中学生（当時10歳代）にSNSのダイレクトメッセージ機能を使って、現金を払うので裸を見せて欲しい旨を伝え、女子中学生に裸の画像を送信させた上、手に入れた画像を利用して、画像を拡散されたくないなれば電子マネーを送金するように脅した。

令和6年8月、男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び恐喝罪で検挙した。

5 SNS上の画像を悪用した児童ポルノ製造等事件

令和6年7月から8月までの間、無職の男（当時27歳）は、SNSのダイレクトメッセージ機能を利用して、面識のない女子小学生（当時10歳代）に、同女子小学生が投稿した顔写真にわいせつな文言を加えた画像を送り、「僕の言うこと聞かないならさらすね」「じゃあお前の写真ばらまくわ」などと脅迫し、下半身を触らせる動画を撮影させて送信させた。

令和6年10月、男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

6 元高校教諭による教え子に対する児童福祉法違反事件

令和5年10月、元高校教諭の男（当時31歳）は、勤務する高校の女子高校生（当時10歳代）と仲を深め、女子生徒を自宅に誘い、性交等した。

令和6年10月、元高校教諭の男を児童福祉法違反で検挙した。

7 SNSを利用した複数人による児童福祉法違反事件

令和5年3月、無職の男A（当時33歳）は、SNSで知り合った女子児童（当時10歳代）を無店舗型性風俗特殊営業店で稼働させるため、男B（当時36歳）に紹介し、Bは、店を紹介し稼働させることを約束した上で、その立場を利用して、女子児童と性交等した。

令和6年7月、男A及びBを児童福祉法違反で検挙した。

8 海外機関からの情報提供を活用した不同意わいせつ等事件

海外機関（全米行方不明・被搾取児童センター）から日本国内で児童の性的画像がSNS上でやりとりされている旨の情報提供を受けて、会社員の女（当時41歳）が女子小学生（当時10歳未満）の裸画像を会社員の男（当時41歳）に提供したこと、さらにこれら男女がこの女子小学生に対するわいせつな行為を行っていたこと等が判明したもの。

令和6年8月、男女2名を不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙した。

（2）SNSを介した性被害の特徴

警察庁の統計数値や検挙事例から、SNSを介して不同意性交等や不同意わいせつ、児童ポルノ等の被害にあう児童生徒が増加していることが分かります。検挙事例をみると、現金やゲームの課金などで手なづけられ、巧みに^{だま}される性的グルーミングによって性被害にあっている児童生徒の態様が読み取れます。

なお、警察庁の統計数値はあくまで被疑者が検挙された件数に過ぎず、実際には検挙に至っていない被害や警察に申告されていない潜在的な被害も多く、これらは被害全体の氷山の一角に過ぎないといえます。

特集の冒頭（119ページ）でも触れたとおり、6歳以上のインターネット利用率が8割を超える現在、児童生徒にとってSNSは欠かすことのできないコミュニケーションツールとなっています。また、誰もが自分のスマートフォンやゲーム機等で気軽に投稿したり、写真や動画を撮影してアップロードしたりできる状況にあります。その一方で、SNSの大きな発信力によって性犯罪に巻き込まれやすくなっていることや、児童生徒同士で性的画像等（児童ポルノ）に関する被害が起こり得ることを認識することが重要です。特に、小学生の被害児童数が増加し、被害の低年齢化が進んでいる現状を踏まえ、SNSの使い方や性暴力に関する教育を早期に行うことが求められます。

(3) 教育の重要性

SNSを介した被害を受けた児童生徒からは、「危険性があることは分かっていたが、自分だけは大丈夫だと思っていた」「まさか、こんな大事になってしまふと思わなかつた」といった声が聞かれます。また、被害児童生徒の保護者からの相談では、被害者意識より「そもそもこんな画像を送った我が子が悪い」「なんて馬鹿なことをしたんだ」といった認識を持っているケースも多いようです。

しかし、18歳未満の児童生徒の裸や性的行為の写真や動画は、どんな理由で誰が撮ったものであっても、所持しているだけで犯罪行為（児童ポルノ禁止法違反等）となります。また、性的画像等の撮影を強要することも犯罪に該当し得る行為です。このため、「自分（の子）のせいで大変なことになってしまった」と思っている児童生徒や保護者にも、早急に最寄りの警察署へ相談することを教示しましょう。

ただし、警察対応にも限界があり、特にSNSを介した被害については、警察でも捜査の最初の段階で、被害児童生徒や保護者に「いったんインターネット上に掲載されたものの拡散は止めきれない」ことを伝えているそうです。

のことから、インターネット上に個人情報や性的画像等が拡散し、止める手立てがなくなってしまう前に、被害を未然防止するための教育が重要です。21ページに掲載している情報モラル等に関する各種出前講座等の活用などにより、発信した情報は多くの人にすぐ広まること、匿名の書き込みでも特定されること、書き込みが原因で思わぬトラブルを招き犯罪に巻き込まれる可能性があること、一度流出した情報は簡単には削除できないことなどの危険性等について教育しましょう。また、児童生徒との日々の関わりの中で、気持ちをオープンに伝えったり、話し合ったり、相談にのったりすることも大切です。

一方で、SNSの取り扱いについては学校等での教育だけでは限界があり、家庭での教育も不可欠です。保護者会等を通じて、児童生徒のスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であること、フィルタリングだけでなく、児童生徒を危険から守るため家庭でのルールづくりが大切であること等を伝え、保護者と緊密に連携・協力することが重要です。

また、インターネットの技術は日々進歩しており、なりすましによるいじめや生成AIを悪用した被害、その他これまでにない被害形態が発生する可能性があるため、常に新たな課題にアンテナを高くしておく必要があります。

(4) SNSを介した被害の認知経路

ほかの犯罪同様、被害の認知経路は様々ですが、特にSNSを介した被害については、被害児童生徒の最も身近な友人から認知されることも多くあります。例えば、最初はSNSで知り合った彼氏ののろけ話として聞いていたものの、年齢差が大きい、性的な行為により金銭を受け取っている、だまされている等の様子から「これは犯罪ではないか」「友達が危険な人と付き合っているかもしれない」と、友人が周囲の大人に相談した結果、被害が認知されるケースがあります。一方で、人間関係がうまくいかずSNSに逃避している児童生徒の場合、身近に気軽に相談できる友達がないため、被害が表面化しにくい傾向があります。

また、自ら性的な自画撮り画像を送信した結果、本人の知り得ないところでその画像が転送・拡散されていることを知った友人が「〇〇さんの性的画像等が拡散されているけれど大丈夫だろうか」と相談し、性的画像等が学校等の内外で拡散されていることが発覚することも多くあります。

さらに、児童ポルノにあたる画像・動画等については、先に警察が犯罪の証拠として認知する場合もあります。例えば、別件で逮捕された被疑者のスマートフォンを捜索した際、ほかの被害児童生徒の児童ポルノが見つかることがあります。その場合、まず児童生徒の保護者が警察に呼ばれ、写っているのが自分の子で間違いないか確認を受け、そこで初めて保護者が被害を知ることになります。警察からの事情聴取を通じて、児童ポルノの被害だけでなく、さらにSNSを介して知り合った見知らぬ人と性交していた、同級生や教職員等から盗撮されていたなどが判明することもあります。被害が確認された後、被害児童生徒や保護者の意向にもよりますが、警察から学校等に情報提供がなされる場合もあります。

性的な画像や動画の消去等について

事件の証拠物として警察に押収され、検察に送られた押収物に性的画像等があった場合、それが刑事事件として有罪にならなくても、検察官の権限で、その画像等を消去したり破棄したりできる法律が、令和6年6月から施行されています。

(5) 性的画像等（児童ポルノ）に関する被害の対応の留意点

児童生徒の性的画像等が拡散されている、又はほかの児童生徒が所持していることが発覚した場合、被害の拡大を防ぐためにも、まずは警察に相談することが重要です。同じ学校等の児童生徒間で性的画像等がやりとりされている場合、さらにはほかの児童生徒に転送される可能性もあります。その場合、撮影した児童生徒だけでなく、転送された性的画像等を保管したり拡散したりした児童生徒も、児童ポルノ禁止法違反（123ページ参照）や性的映像記録提供等罪などの罪に問われる可能性があります。

性的画像等に関する被害では、SNS投稿やアプリ・メールでのやりとり等の証拠保全が重要です。学校等の聞き取りだけでは誰が何を所持しているか特定することは困難なので、教職員等の聞き取りをもとに、性的画像等やSNS上のやりとりなどの証拠を削除するのは避けましょう。警察の捜査権限をもってやりとりを確認するとともに、児童ポルノの所持者を特定し、確実に削除させることが、被害拡大を防ぐことにつながります。

なお、証拠になるだろうと思って児童生徒のスマートフォンの中に児童ポルノが保管されている様子を教職員等が撮影すると、形式的には児童ポルノ禁止法違反に該当することとなるため、避けましょう。

一方で、インターネット上に拡散されてしまった場合、個人でも165～166ページに掲載している国委託事業の機関に通報したり、プロバイダー等を通じて削除要請をしたりすることができますが、先述のとおり、拡散された情報のすべてを削除することは困難です。

(6) 性的画像等に関する学校等の対応への訴訟事例

被害児童生徒及びその保護者の意向確認をせず、証拠となり得る性的画像等を学校等の対応において削除させたことで、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとした訴訟事例があります。判決では、都道府県教育委員会の手引きを根拠として、「学校等には画像等の保全義務があった」と認定されています。

この判例からも、児童生徒が性的画像等を所持していることが判明した場合、まずは被害児童生徒及びその保護者の意向を確認することの重要性が分かります。教職員等の判断で削除せず、被害児童生徒及びその保護者に学校等での対応には限界があることを説明し、速やかに警察に相談することを勧めましょう。

適切な措置を講ずることなく、客観証拠を削除させた場合の判例

- 性暴力を受けた証拠となり得る娘の画像・動画を公立中学校の教頭が加害男子生徒に削除させたため、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとして、娘の保護者が同校を所管する自治体に慰謝料など約110万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が2024年9月に地裁であり、裁判長は、画像・動画の保全措置を講じる義務に違反したとして、44万円の支払いを命じている。
- このケースでは、中学在籍時に女子生徒は、同じ学校の男子生徒の求めに応じて性的な画像と動画をSNSで送信。また、スマートフォンで動画撮影しながらの性行為を行った。後日、娘から「半ば無理やりだった」と聞いた両親が、学校側に男子生徒のスマートフォンのデータの保全を求めた。しかし、教頭は男子生徒とその両親と面談した際、スマートフォンに保存されていた画像・動画を両親の目の前で削除させていた。
- 地裁の判決では、**都道府県教育委員会の手引きに、性的な画像・動画が発見された場合に、「安易に削除するような指導はせず、被害生徒や保護者の意向を確認するまで学校に一時預けるよう指導する」と記載されており、学校側には画像・動画の保全義務があつたと認定**し、両親が画像・動画を確認して法的措置を検討する機会を奪ったとしている。

※令和7年4月こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」より引用・一部編集

コラム6

SNSによる性被害

追手門学院大学心理学部教授 櫻井 鼓

SNSの登場によって、子どもの性被害は相手の地域を問わなくなりました。加害者は成人とも限らず、子どもが被害者にも加害者にもなり得ます。SNSは時に国境を越え、さまざまな人と知り合うことができるツールの一方で、特定の人とのコミュニケーションに活用されるメッセージングアプリは、周囲からやりとりが見えないこともあります。

SNSによる性被害には、セクスティング被害（性的な自画撮り画像のシェアを要求される）、性的ディープフェイク（生成AIを悪用して児童の顔写真をもとに裸体を合成する等）、オンライン・グルーミング（わいせつ目的でオンラインを介して手なづけられ、面会を要求される等）、セクストーション（性的画像をもとに、さらなる性的画像や金銭を要求される等）などがあります。バーチャルリアリティ（VR）でも性被害を受けることが報告されており、技術の進展とともに被害のありようまでもが多様化しているのです。SNSによる、とは言っても、子どもがSNSを介して加害者と知り合うケースだけではありません。日常生活での身近な大人がSNSを用いて性加害に及ぶなど、被害が密かに進行している場合もあります。

ここでは特に、SNSを介して加害者と出会う場合を取り上げてみましょう。典型的と思われる事例を創作しました。

中学生女子Aは、家はつまらないし、勉強が苦手で友達もいないので、学校も面白くなかった。趣味でつながるSNSに投稿していたところ、20代の男Bと出会った。Bは、家のこと、進路のことなどアドバイスをしてくれ頼りになった。それに、BだけはAのことを可愛いと褒めてくれた。Bから「会いたい」と言わされたので嬉しくて出かけた。Bが身体目的だということは分かっていたので、性被害という認識はない。

子どもは、SNSを通じた推し活、嗜好を同じくする種のオンラインゲーム等を通じて、加害者と知り合います。見知らぬ相手であれば、関係を築くまでに時間がかかりますが、共通のモノが土台となるために、意気投合しやすいのでしょう。その後、SNSのDM等に移行し、リアル場面で会うに至ります。

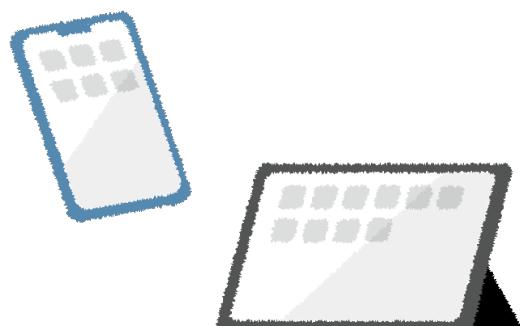
もちろん悪いのは加害者です。心理学では、好意（容姿が優れている相手に好意を抱く）や権威性（社会的立場があるとすごい人だと思ってしまう）などによって、人の印象は操作されることが明らかにされています。SNSではプロフィールやアカウントを偽ることが容易なために、^{だま}騙されやすくなるのです。他方で、こどもが会いに行ってしまうのは、加害者の巧みな手口だけではありません。SNSをとおして関係を求める結果、被害に遭うこどもがいる事実にも目を向けることが大切でしょう。私の研究(櫻井,2024)からは、こういったこどもには、逆境的小児期体験（ACES；虐待などの体験）や、愛情の希求、承認欲求のあることが明らかになっています。

こどもへの支援として、心の居場所を提供し、彼らが抱える傷つきに寄り添うことはもちろん大切です。ただし、それだけでは足りません。こどもは、第三者からみると被害であるにも関わらず、仮にでも優しくされた誰かを再び求めることができます。再被害防止のための教育指導など、次なる対応を考える必要があります。

こどもに向き合う真摯な姿勢が、加害者が仕掛けた「関係への罠」を解くことになるのです。

＜引用＞

櫻井鼓『「だれにも言っちゃダメだよ」に従ってしまう子どもたち』（WAVE出版、2024年）



4 人身安全関連事案（児童虐待、ストーカー被害、デートDV）

児童虐待、ストーカー被害、DV、リベンジポルノ（私事性的画像被害）、行方不明者など人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下、「人身安全関連事案」という。）については、学校等では被害児童生徒に及ぶ危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、児童生徒が死亡するなど事態が急展開するおそれがあります。そのため、学校等が認知した段階から警察や児童相談所等と緊密に連携し、被害児童生徒の安全の確保を最優先に対処する必要があります。

ここでは、特に児童生徒に起こり得る人身安全関連事案として、児童虐待、ストーカー被害、デートDVの対応について示します。

【児童虐待】（※ここでいう「児童」とは18歳未満の者をいいます。）

児童虐待とは、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもある、児童に対する最も重大な権利侵害です。令和6年度児童相談所（政令指定都市及び横須賀市を除く）の虐待相談受付件数8,023件のうち、928件（11.6%）が学校等からの通告によるものです。また、「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第5回）」⁵（以下、「県児童相談所調査」という。）によると、性的虐待・性被害として「事実あり」としたケースの相談経路は「学校」が76件（27%）、被害を最初の告白した相手は学校職員（担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなど）が85件（30%）と最も多くなっています。教職員等が児童の異変にいち早く気づき、疑いの段階でも速やかに通告することが、児童虐待の早期発見につながります。

（1）児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）第2条において、児童虐待とは「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について次に掲げる行為をいう。」として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4類型を定義しています（次ページ参照）。多くの事例において、複数の虐待が複合しているといわれています。

なお、「児童虐待＝両親からの虐待」と捉えられがちですが、同居する祖父母や兄弟姉妹、保護者の内縁関係にある者など保護者以外の者からの虐待も、保護者のネグレクトとして児童虐待に該当し、通告義務（136ページ参照）があります。県児童相談所調査によると、性的虐待・性被害として「事実あり」としたケースを虐待者別にみると、きょうだい間が48件（17%）、祖父からが17件（6%）となっており、両親以外からの虐待も少なくありません。また、児童生徒が入所している児童福祉施設（保育所や幼保連携型認定こども園を含む）の施設長又は里親も「保護者」に該当し、児童福祉施設の施設職員からの虐待も、施設長のネグレクトとして児童虐待に該当します。

⁵ 神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第5回）

政令指定都市及び横須賀市を除く児童相談所における平成29年度から令和3年度の5年間に性的虐待・性被害として受理した事例を調査したもの。

児童虐待の定義・例・特徴

定義	例	特徴
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 	<ul style="list-style-type: none"> ・叩く、蹴る、あざや骨折、タバコによる火傷など ・首を絞める、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける ・布団蒸しにする、溺れさせる、逆さつりにする
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること 	<ul style="list-style-type: none"> ・性交渉、性的行為の強要、教唆、性器や性交渉を見せる ・性的な写真の被写体にする
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長期間の放置、保護者以外の同居人による性的虐待又は身体的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を与えない、不潔・不衛生な状態にする ・乳幼児を家に残したまま外出する、病気になっても病院に連れていない、登校させない ・車内放置
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉による脅しや脅迫、「生まれてこなければよかった」など児童の心や自尊心を傷つけるような言動を繰り返す ・児童を無視する、拒否的な態度を示す ・児童の前でDVや夫婦喧嘩<small>げんか</small>を行う ・きょうだい間の差別

(2) 児童虐待のサイン

虐待を受けている児童や虐待をしている保護者には、特徴的な行動や状況（サイン）が現れます。例えば、次のような特徴が見られ、一つだけでなく、複数の項目に該当したり、頻繁に見られたりする場合には虐待が疑われます。

■児童に感じる違和感の例

身体的	<ul style="list-style-type: none"> 不自然な傷やアザ、火傷の跡がある 同じような傷が多い、原因がはっきりしない怪我、治療をしていない傷 急にやせるなど低栄養を疑わせる症状 など
表情	<ul style="list-style-type: none"> 表情や反応が乏しく笑顔が少ない 怯えた泣きかた 保護者と離れると安心する 落ち着きがなく乱暴、警戒心が強い など
行動	<ul style="list-style-type: none"> 身体的接触を異常に怖がる 衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる 夜遅くまでひとりで遊んでいる など
対人関係	<ul style="list-style-type: none"> うまく関われない、暴力的 家に帰りたがらない、保護者を避けている など
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> 衣服や身体が不潔 基本的生活習慣が身についていない 拒食、過食、給食をむさぼるように食べる 予防接種などを受けていない 年齢にそぐわない性的な言動がみられる など

■保護者に感じる違和感の例

子どもへの 関わりかた	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康や安全を考えない 子どもを置いて外出している 人前で子どもを厳しく叱ったり叩いたりする きょうだいに対して差別的 など
対人関係	<ul style="list-style-type: none"> 他者に対して否定的な態度をとる 先生との会話を避ける 説明の内容がころころ変わる 他者の意見に被害的・攻撃的 など
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> 近所と交流がなく孤立している 家の中や外が散らかっていて不衛生 夫婦関係・経済状況が良くない、DVがある 近隣からの苦情や悪いうわさが多い など
保護者自身 のこと	<ul style="list-style-type: none"> ひどく疲れている 精神状態が不安定、被害感が強い、思い込み、未成熟、衝動的 連絡が取りづらい など

(3) 児童虐待が心身に与える影響

児童虐待は、いずれの類型においても児童の心身に深刻な影響をもたらします。児童虐待が心身に与える影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、児童の年齢や性格等によりさまざまですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。

児童虐待が心身に与える影響	
身体的影響	<ul style="list-style-type: none"> ・打撲、切創、熱傷など外から見える傷 ・骨折、鼓膜穿孔^{せんこう}、頭蓋内出血などの外から見えない傷 ・栄養障害による低身長など ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある ➡こうした子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長の伸びや体重増加を示すことがある。 ・身体的虐待やネグレクトが重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残ったり可能性がある ・性的虐待の場合、妊娠、性感染症、性器や肛門への外傷
知的発達面への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができない ・ネグレクトで、学校への登校もままならない ・養育者が必要なやりとりを行わない、又は養育者が年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする ➡もともとの能力に比べ知的な発達が十分に得られないなど、児童の知的発達が阻害される
心理的影響	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係の障害（愛着障害、依存的態度など） ・自尊感情や自己肯定感が乏しい ・行動コントロールの問題（自分本位な行動、粗暴な行動、自暴自棄な言動、性化行動など） ・多動（A D H Dなど） ・心的外傷後ストレス症（P T S D） ・偽成熟性（集団関係において上下関係に敏感になる、過服従など） ・精神的症状（解離等のトラウマ症状、解離性同一性障害）

(4) 疑いを含めた通告義務

児童虐待防止法の規定により、虐待されていると思われる児童を発見したときには、疑いの段階を含め、速やかに児童相談所等へ通告することが義務とされています。

児童虐待防止法 第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

→発見者は通告義務がある。

※ 通告先として、市町村や福祉事務所も規定されていますが、市町村や福祉事務所には立入調査や一時保護の権限がありませんので、直接児童相談所へ通告する方が迅速な対応につながります。

また、児童虐待の通告は、「個人情報の保護に関する法律」違反や業務上の守秘義務違反にはあたらず、まずは児童の安全が最優先されることが規定されています。

児童虐待防止法 第6条第3項

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

→通告義務は守秘義務に優先する。通告することは守秘義務違反には該当しない。

なお、教職員等については、次のとおり児童虐待防止法で児童虐待の早期発見等について努力義務が規定されています。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(5) 通告先等

通告先は、被害児童の居所がある市町村を所管する児童相談所です。なお、児童相談所へ通告した被害児童が必ず一時保護されるわけではありません。

◆通告の時に伝える内容（分かる範囲で構いません。）◆

- ・被害児童生徒の氏名、生年月日、住所、在籍状況（入所年月日、出欠状況、きょうだい児の有無等）
- ・保護者の氏名、住所、職業、被害児童生徒の続柄など
- ・虐待内容（誰から、（いつ）、何を）
- ・児童生徒の現在の状況（発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題、食欲等）
- ・通告者の氏名や児童及び保護者との関係

(6) 児童虐待通告の判断に当たっての留意点

児童虐待防止法による通告義務は「児童虐待を受けた児童」ではなく、あくまで「児童虐待を受けたと思われる児童」に対して課せられています。児童虐待においては、児童の安全確保が最優先事項です。事態を楽観したり、保護者との関係性に配慮しすぎたりすることで判断が遅れ、重大な事態に至るケースもあるため、**疑いの段階で速やかに通告することが何よりも重要**です。通告の前に保護者に連絡する必要はありません。通告するかどうか迷った場合も、まずは相談することが望まれます。

虐待（の疑い）があるかどうかは、児童虐待防止法による虐待の定義に基づき、児童の状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断します。

児童に対し、「しつけ」と称して体罰が行われることがあります。しつけは、児童の人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるよう支援し社会性を育む行為ですが、身体に苦痛を与えること、不快感を意図的にもたらしたりする行為（罰）は、どんなに軽いものであっても体罰、すなわち児童虐待に該当し、児童の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、児童虐待防止法では第14条第1項「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」、第2項「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については法律上犯罪になることが明記されています。

したがって、保護者の意図がどうあれ、児童の立場から、児童の安全と健全な育成が確保されているかどうかに着目して、児童の側に立って判断することが重要です。

虐待に関する聞き取り内容を管理職へ報告をしつつ、通告するか否かの判断を行いますが、通告の前に再度被害児童に聞き取る、真偽を問う、詳しい被害内容を確認する、虐待の証拠を揃えるなどの必要はありません。また、複数の教職員等による聞き取り（ダブルチェック）も不要です。学校等で事実確認を行うことで、被害児童の安全確保のタイミングが遅れて重大な被害につながったり、何度も同じ話を聽かれることで心の傷をより深めてしまったりしかねないからです。さらに、度重なる事実確認により記憶が汚染され、被害児童の重要な証言の信用性が損なわれる可能性もあります。

児童虐待に関する調査や虐待の有無の判断は、通告された児童相談所が行います。学校等から通告があれば、児童相談所では学校等への聞き取り調査と並行して児童の安全確保（家に帰せない状況であれば、被害児童の了解を得て一時保護を行い、保護者に保護を告知）を行います。聞き取り後は、必ず児童が学校等にいる間（できるだけ早く）に児童相談所へ通告し、その後の対応について児童相談所と協議してください。

なお、通告後に児童相談所の聞き取り調査の結果、虐待の事実がなかった場合でも、責任を問われることは 없습니다。

（7）対応の留意点

ア 児童から話を聞く際の留意点

（ア）児童から虐待されていることを打ち明けられた場合

対応の留意点やその理由については、72～77ページ「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」と同様です。

児童虐待においては、家庭内の「誰から、何をされたか」が被害児童から語られれば、それ以上のことは聞き取らず、被害児童が語った内容を管理職へ報告し、速やかに被害児童の居所がある市町村を所管する児童相談所へ通告します。

特に性的虐待については、通告後に司法面接（73～74ページ参照）が行われますので、被害児童の語りの中で詳細が分からなくても、「性的虐待の疑いがある」ことを把握した時点で教職員等からの追加質問は控えます。保護者が児童虐待を否定した場合、身体的虐待は傷などの証拠が残りますが、性的虐待は被害児童の供述が唯一の証拠となる場合が少なくありません。そのため、初回聞き取りの中で証言の信用性を損なわないことが重要です。

学校等で聞き取り過ぎたことにより、司法面接の時点で記憶が汚染されていると判断されると、その後の司法手続において信用性のある証拠として採用されなくなる可能性があります。また、裁判の中でも、司法面接における聞き取り内容の信用性が問われるため、最初に話を聞いた教職員等が証人として出廷を求められる可能性があります。

(イ) 違和感により児童に声をかける場合の留意点

- 最初に声をかける際は、「〇〇さん、ちょっといい？あなたに問題があるからではなく、気になることがあったのでお話ししたいんだよ。」など、児童を疑っているのではなく心配して声をかけていることを伝えることで、児童も少し安心できるでしょう。
- 「心配で声をかけたんだけど、最近〇〇だね？」と話しかけ、すぐに打ち明けてもらえない場合は、「何もなかったならそれでいいんだよ。気持ちが変わったり、心配なことがあったりしたら、いつでも相談してね。」など、普段から信頼関係を築くための種まきをしておくことが重要です。
「〇〇だね？」の部分には、「元気がないね？」「怪我したんだね？」「眠れていないようだね？」などと声をかけ、児童の返答を待ちます。
- 違和感から声をかけた際は、児童が自分の言葉で話し始めるまで黙って待つことが大切です。質問を続ける場合も、「はい」「いいえ」で答えられるような聞き方は避け、例えば、「最近怪我したんだね？この怪我について教えてくれる？」のように、児童が自分の言葉で話せるように配慮します。「大丈夫？」と聞いてしまいがちですが、このような聞き方では「大丈夫」としか答えにくくなるため、注意が必要です。
- 声をかけた結果、児童が虐待を受けていることを打ち明けてくれた場合の対応は、前ページ「(ア) 児童から虐待されていることを打ち明けられた場合」と同様ですが、被害児童が自ら打ち明けた場合と異なり、教職員等が言葉を発する機会が多くなります。そのため、「記憶の汚染」(72 ページ参照) に加え、被害児童生徒を傷つける二次被害となる言葉にも十分注意しましょう。(39 ページ【二次被害を生じさせる言葉と言い換え】、75 ページ【善意の言葉であっても二次被害となる言葉の例】参照)

イ 通告後における対応

(ア) 被害児童へのサポート

- 児童相談所と連携して情報を共有し、被害児童が安心して学校等で過ごせるよう、配慮すべき事項や支援内容を決定していく必要があります。
- 重篤な虐待や性的虐待などの場合、被害児童の安全確保のため児童相談所で一時保護されることがあります、被害児童にとっては、初対面の児童相談所の職員から「家に帰ると危険なので保護します」と告げられると、不安が大きくなることも考えられます。そのような場合、被害児童と関係ができている教職員等が児童相談所と被害児童の間に入り、気持ちをサポートすることは非常に有効です。
- なお、通告したからといって必ずしも一時保護されるわけではありません。県児童相談所調査によると、性的虐待・性被害の「事実あり」としたケースのうち、一時保護された案件は約4割です。また、児童相談所の支援終結時に虐待者と児童の分離が行われていた事例は6割とされており、残りの4割は虐待者と分離せず住宅で支援が行われています。
- 結果的に保護者から分離されることになった場合でも、被害児童の心の傷は大きいため、学校等では、市町村や児童相談所と連携し、被害児童の様子に普段と異なる点がないか注意深く見守り、気になることがあれば市町村や児童相談所に相談しながら対応していくことが求められます。
- 虐待を受けている児童を含む要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関が児童やその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することが重要です。そのため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、児童福祉法第25条の2に、地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）を置くように努めなければならないと規定されています。

神奈川県では、すべての市町村に要対協が設置されており、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で学校等も参画しています。要対協を活用し、日頃から関係機関と連携、協働して対応していくことも重要です。

(イ) 保護者対応

- 児童虐待防止法では、通告した者を明かしてはいけないことが規定されていますが、登校後に一時保護された場合などは、保護者が「明らかに学校等が通告した」と確信して問い合わせてきたり、抗議したりしてくる可能性もあります。
- 児童虐待防止法による通告義務があることを明確に伝え、一時保護については児童相談所が決定したものであり、学校等が決定したものではない旨を説明するなどの対応が想定されますが、このような心配や懸念も含め、学校等だけで判断せず、必ず児童相談所に協議した上で対応してください。

(8) 障害者虐待（※ここでいう「障害者」とは、障害者手帳を取得していない場合や18歳未満の児童を含みます。）

障害者虐待とは、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待で、児童虐待の4類型に加え、障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得る「経済的虐待」があります。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報することが、障害者虐待防止法で義務付けられています。なお、18歳未満の障害児に対する養護者からの虐待は児童相談所へ通告します。

○養護者

身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人 など

○使用者

勤め先の経営者 など

○障害者福祉施設従事者等

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」 又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

・障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

・障害福祉サービス事業等

障害福祉サービス事業

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助）

一般相談支援事業及び特定相談支援事業

移動支援事業

地域活動支援センターを経営する事業

福祉ホームを経営する事業

障害児相談支援事業

障害児通所支援事業

（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）

障害者虐待における児童生徒対応については、児童虐待と同様ですので、137～140ページ「(6) 児童虐待通告の判断に当たっての留意点」「(7) 対応の留意点」を参照してください。

【ストーカー被害】

※近年、元交際相手等の自動車等に紛失防止タグをひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案がみられるなどの最近におけるストーカー事案の実情を踏まえ、令和7年12月10日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。詳細は警察庁ホームページを参照。



(1) 「ストーカー」とは

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を被害者又はその家族等に対して繰り返し行うことを「ストーカー行為」として定めています。なお、正当な理由なく行われる神奈川県内でのストーカー行為は「神奈川県迷惑行為防止条例」違反となります。

つきまとい等又は位置情報無承諾取得等

ストーカー規制法では、以下の①～⑩を「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」と規定し、規制しています。

「つきまとい等」

- ① 自宅や職場、学校等や実際にいる場所の付近でのつきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつき等 (第2条第1項第1号)
- ② 監視していると告げる行為 (第2条第1項第2号)
- ③ 面会や交際の要求 (第2条第1項第3号)
- ④ 乱暴な言動 (第2条第1項第4号)
- ⑤ 無言電話、拒否後の連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSメッセージ・文書等 (第2条第1項第5号)
- ⑥ 汚物等の送付 (第2条第1項第6号)
- ⑦ 名誉を傷つける (第2条第1項第7号)
- ⑧ 性的しゅう恥心の侵害 (第2条第1項第8号)

「位置情報無承諾取得等」

- ⑨ G P S機器等や紛失防止タグを用いて位置情報を取得する行為 (第2条第3項第1号)
- ⑩ G P S機器等や紛失防止タグを取り付ける行為等 (第2条第3項第2号)

同一の者に対し「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。ただし①から④及び⑤(電子メールの送受信に係る部分に限る。)までの行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われた場合に限ります。

(2) ストーカー被害の概況

警察庁のまとめ⁶によると、令和6年のストーカー事案の相談等件数は19,567件であり、平成24年以降、約2万件前後の依然として高い水準で推移しています。ストーカー規制法に基づく警告は1,479件、禁止命令等は2,415件で、ストーカー規制法施行以降で最多となっています。一方、ストーカー事案の検挙状況をみると、ストーカー規制法違反での検挙件数は1,341件、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯（住居侵入、脅迫、暴行など）の検挙は1,743件と、引き続き高水準です。

被害者と加害者との関係別にみると、交際相手（元を含む）や知人友人が50.5%を占めるなど、面識がある場合が多いですが、被害者と面識がない加害者も8.8%います。

被害者を年齢別にみると、20代が35.1%と最も多く、19歳以下の被害者も12.2%（2,340人）いますので、児童生徒にも起こり得る被害として認識する必要があります。また、被害者の性別をみると男性被害者が13.6%と、性別問わず起こり得る被害であるということをあわせて認識する必要があります。

(3) ストーカー被害の特徴

ストーカー行為を行う加害者は、被害者の近くに住んでいる場合も多く、被害者への執着心や支配心、妄想に基づいて思考を修正し、一方的な感情で相手の立場を考えずに行動するという特徴があります。また、自分が行っていることがストーカー行為であると認識していない場合もあります。加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、相手に対して恨みが深い場合は、相手の苦しむ姿を見て喜ぶこともあります。検挙されることを顧みず、暴力的、衝動的、短絡的に大胆な犯行に及ぶこともあります。事態が急変して、殺人、傷害、性犯罪、逮捕及び監禁など凶悪な犯罪にエスカレートする場合もあります。

被害者と加害者の間に恋愛感情等のもつれに起因するトラブルがあった場合、被害者が自分も悪かったと感じたり、加害者に対して同情したりした結果、被害届を取り下げたり、被害を強く訴えることに躊躇^{ちゅうちょ}したり、よりを戻そうとしたりすることもあります。

恋愛関係にある場合や学校等の外での被害もありますが、いずれの場合でも児童生徒がストーカー被害にあっていることを認知した場合は、速やかに警察に情報提供や相談を行うよう教示することが重要です。

(4) 対応の留意点

令和7年のストーカー規制法改正により、ストーカー被害者に対する援助の主体として、被害者が就学する学校の長が追加されました。学校長に求められる援助の例として、ホームページ等における氏名等の掲示・掲載を控えることが挙げられています。

ストーカー被害は、「何だかつきまとわれているようだ」「無言電話がたくさんかかってくる」といった状況から、事態が急展開して重大事件に発展する可能性があります。児童生徒は不安を感じて相談に来ているため、その不安を受け止めるとともに、目に見える事

⁶ 「警察庁のまとめ」

令和7年6月5日警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

象だけで判断することなく、常に児童生徒の人身安全の確保を最優先に対応する必要があります。そのため、「これくらいで相談するのは大げさではないか」などと考えず、速やかに児童生徒の住所地を所管する警察署に相談することを勧めてください。

児童生徒は、学校等や通学経路、自宅付近、アルバイト先など様々な場所でストーカー被害にあう可能性があり、学校等の対応のみでは安全確保が困難です。学校警察連携制度を活用し、被害防止のためのパトロールなど、警察の協力を得ながら連携して対応することも効果的です。

(5) 警察にできること

警察は、相談者の申出に応じて、又は職権で、相手方にストーカー行為をやめるよう警告や禁止命令等の行政措置を行ったり、ストーカー規制法だけでなく、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等を行います。

「援助等」とは、①被害防止措置の教示、②被害防止交渉に必要な事項の連絡、③行為者の氏名及び連絡先の教示、④被害防止交渉に関する助言、⑤被害防止活動を行う民間組織の紹介、⑥被害防止交渉場所として警察施設の利用、⑦被害防止に資する物品の教示又は貸出、⑧警告等を実施した旨の書面の交付などです。このほか、ストーカー被害を防止するため、110番緊急通報登録システムへの登録やパトロールの強化など様々な措置を講じており、各市町村での住民票閲覧制限に関する支援対応等の対応も行っています。

ストーカー規制法における規定

- 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、前条（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。（第4条）
- 都道府県公安委員会は、第3条（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止）の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、禁止命令等ができる。禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して1年とする。（第5条）
- 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。（第7条）

【デートDV】

(1) デートDVとは

DVは、夫婦間だけではなく、恋人同士の間でも起こります。恋人同士の間で起こるDVのことを「デートDV」といい、身体的暴力だけでなく、相手に対して傷つく言葉を言ったり、無視をしたり、行動の制限や裸の画像を撮ることなども含まれます。

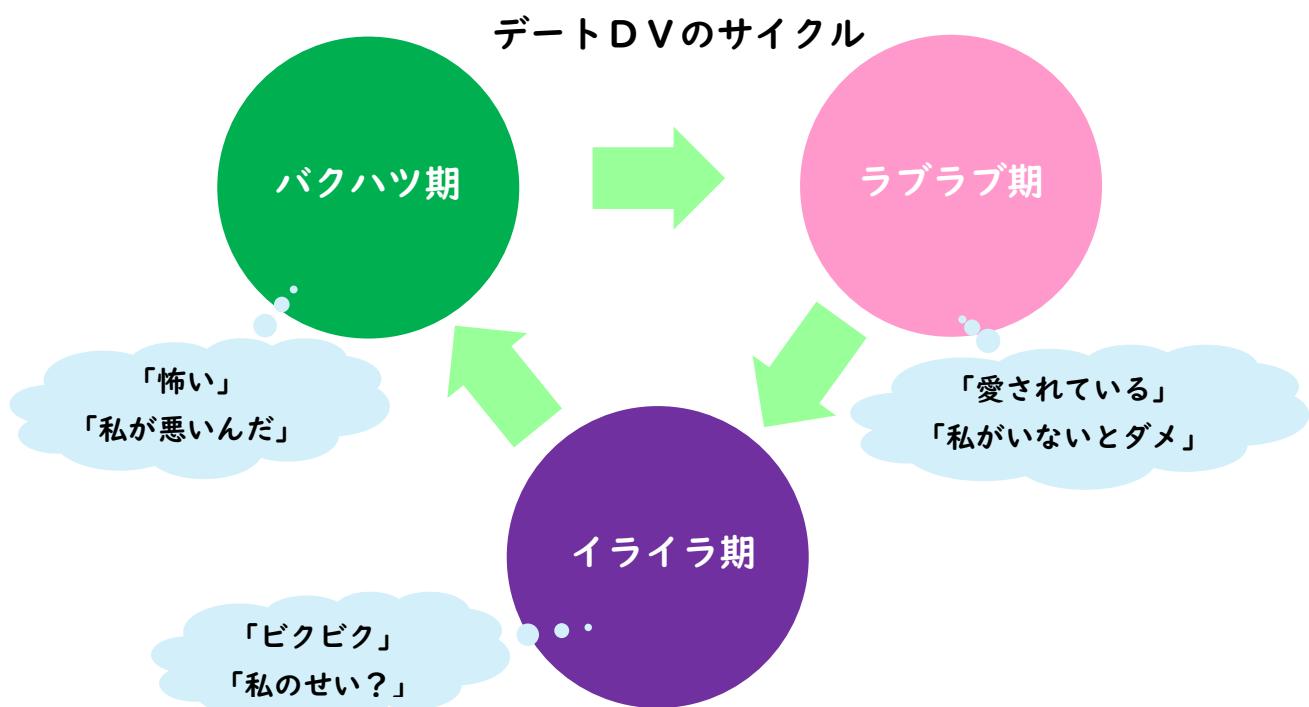
デートDVの例

- ・身体的暴力…腕などを強く掴む つねる 殴る 踵る 首をしめる
- ・精神的暴力…嫌な呼び方をする 傷つく言葉をいつも言う 無視する 不機嫌になる
- ・社会的暴力…スマートフォンをチェックする 行動や服装をチェック・指示する
- ・性的暴力…同意のない性的な行為をする 避妊に協力しない 裸の写真を送れという
- ・経済的暴力…お金を返さない 無理やり物を買わせる

(2) デートDV被害の特徴

NPO法人デートDV防止全国ネットワークの「デートDVと予防教育の実態と意識～教員・中高生調査（令和7年）」によると、交際経験のある中学生・高校生のうち、40.6%（女性の45.8%、男性の35.1%）が何らかの被害にあったと答えており、中高生にも身近な問題となっています。

デートDVは、被害者が相手のことを「怖い」と感じていても、「好きだから」「嫌われたくないから」という気持ちが先立って、自分では暴力と気付けないこともあります。暴力をふるわれた後で「二度としないよ」と謝罪され、反省した態度を見せられると、「普段は優しいところもたくさんある」「自分が悪い」「自分が相手を変えてあげなくては」などと考えてしまいます。そのような関係の中で、デートDVのサイクルが繰り返されるうちに、暴力がエスカレートし、別れる機会や気力が奪われてしまうことがあります。



(3) 対応の留意点

学校等は、デートDVについて、被害児童生徒からの相談で認知するだけでなく、保護者やほかの児童生徒からの相談、情報提供から認知して、その後に被害児童生徒に聞き取りを行う場合があります。

聞き取りの際には、動揺したり、恋人同士の関係の中のことなのでどう対応したらよいか迷ったりすることが多いと思います。

基本は「第2章 被害認知後の対応」の71~92ページ「2 初期対応」「3 中長期対応」のとおりですが、デートDVの場合は、次のことに留意する必要があります。

- 「どうして別れないの」「別れなさい」などと、こちらの意見を押しつけないようにしましょう。被害児童生徒が自分で考えたり、自分で自分の行動を決めたりできるよう支えることが極めて重要です。
- デートDVは、被害児童生徒だけで解決することは難しい場合が多いです。デートDV専門の相談窓口もあります(156ページ参照)ので、一緒に考えててくれる専門の窓口があることを紹介し、被害児童生徒を支える必要があります。
- デートDVは、事態が急変し、刑法やストーカー規制法などが適用される凶悪な犯罪にエスカレートする場合もあります。警察への情報提供や、相談するよう教示するなど、被害児童生徒の人身安全の確保を最優先に対応する必要があります。

◆県の取組◆

「デートDV防止啓発講座」

かなテラスでは、デートDVについて知り、被害者にも加害者にもならないために、お互いを尊重するコミュニケーションを学ぶことを目的に、希望する中学・高校等に講師を派遣する出前講座を実施しています。

身近にありそうな恋人同士の会話を題材として、デートDVについてワークショップや映像を通して学び、「デートDVが身近に起った場合の対応方法」や「悩んでいる友達に対して自分にできること」などを考えます。



(所管：かながわ男女共同参画センター（かなテラス）)

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

※「第4章 相談関係機関一覧」の文章表記は、各相談窓口を所管する機関やそのホームページの記載に合わせています。

1 総合的な相談（被害児童生徒・加害児童生徒ともに対応）

（1）神奈川県警察、各警察署（警察署一覧は187～194ページ参照）

被害届の受理をはじめ、犯罪被害者等への初期対応を行っています。

「総合相談室」では、急を要しない事件や事故による被害の未然防止に関する相談や神奈川県警察に対する要望・意見、苦情等を受け付けています。

総合相談室

【電話番号】045-664-9110 又は#9110

【相談受付フォーム】※メールによる回答は行っておりません。

https://www.police.pref.kanagawa.jp/sodan/sodan_kujo_joho/fm9110.html

（2）少年相談・保護センター 所管：神奈川県警察少年育成課

少年育成課に設置されている少年問題に特化した警察の相談機関です。県内8か所に方面事務所があり、少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、立ち直りに向けた支援を行っています。また、少年の非行を未然に防止し、規範意識を醸成するため必要な啓発活動を行っています。加害、被害、どちらの相談もお受けしていますが、同一事件については、加害少年もしくは被害少年のどちらかの支援のみ実施しています。

相談

○ユーステレホンコーナー（電話相談窓口）

【電話番号】0120-45-7867 045-641-0045

【相談時間】平日 8:30～17:15

○横浜第一方面事務所

【住所】横浜市戸塚区上倉田町 449 神奈川県戸塚県税事務所2階

【電話番号】045-867-2039

【相談時間】平日 8:30～17:15

○横浜第二方面事務所

【住所】横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階

【電話番号】045-313-1984

【相談時間】平日 8:30～17:15

○川崎方面事務所

【住所】川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館2階

【電話番号】044-549-8105

【相談時間】平日 8:30～17:15

○横須賀方面事務所

【住所】横須賀市日の出町 1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 2階

【電話番号】046-821-3294

【相談時間】平日 8:30~17:15

○湘南方面事務所

【住所】平塚市西八幡 1-3-1 神奈川県平塚合同庁舎北館

【電話番号】0463-23-3146

【相談時間】平日 8:30~17:15

○県西方面事務所

【住所】小田原市荻窪 350-1 神奈川県小田原合同庁舎 2階

【電話番号】0465-32-7358

【相談時間】平日 8:30~17:15

○県央方面事務所

【住所】厚木市水引 2-3-1 神奈川県厚木合同庁舎 2号館 2階

【電話番号】046-222-8109

【相談時間】平日 8:30~17:15

○相模原方面事務所

【住所】相模原市南区相模大野 6-3-1 神奈川県高相合同庁舎 2階

【電話番号】042-741-3887

【相談時間】平日 8:30~17:15

(3) 各児童相談所 所管：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

原則18歳未満の子どもに関する、子育ての悩み、虐待に関する相談、言葉や発達の遅れに関する相談、生活やしつけの相談、非行の相談、不登校の相談、里親に関する相談等に応じています。

相談

県内の各児童相談所の連絡先は195ページ参照

2 被害児童生徒に関する相談

(1) かながわ犯罪被害者サポートステーション 所管：県・神奈川県警察・民間支援団体

被害者からの様々な相談に応じ、必要とする情報や様々な支援を提供しています。(支援内容の詳細は48~50ページ参照)

相談

【電話番号】045-311-4727

【相談時間】月～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

3 加害児童生徒に関する相談

（1）よこはま法務少年支援センター（青少年心理相談室） 所管：法務省（横浜少年鑑別所）

少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

①心理相談

非行や問題行動、学校でのトラブル等のご相談に応じています。相談内容に応じて、カウンセリングやワークブックを行います。オンライン相談も行っています（利用には複数の条件があります。）

②事例検討会への参加

関係機関からのご相談を受け付けています。関係機関の職員へのコンサルテーションも行っています。オンラインでのケースカンファレンスも可能です。

非行や犯罪の対応でお困りの際は、ご相談ください。

③研修・講演

研修や講演の講師依頼を承っています。学生に向けた法教育等、出前授業も行っています。

その他専門的な研修等をご希望の際は、ご相談ください。

【電話番号】045-845-2333

【受付時間】平日 9:00～12:00 13:00～16:30

4 虐待に関する相談

①児童虐待に関する通告・相談

（1）各児童相談所 所管：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

保護者及び施設等へ入所措置等をされている児童に対する施設職員等からの虐待は、児童相談所へ通告・相談してください。（132～141ページ「児童虐待」参照）

通告・相談

県内の各児童相談所の連絡先は195ページ参照

（2）児童相談所虐待対応ダイヤル 所管：こども家庭庁

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号で、お近くの児童相談所につながります。

相談・通報

【電話番号】児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（通話料無料）

育児、里親、ヤングケアラーなど子どもの福祉に関する様々な相談は、
児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」（通話料無料）

（3）テレホン相談（子ども家庭110番） 所管：県子ども家庭課

子育ての不安、しつけ、性格のこと、いじめや不登校、家庭内暴力のこと、非行など、子どもにかかわる相談を専門の電話相談員がお受けします。

相談

【電話番号】0466-84-7000

【相談時間】毎日 9:00～20:00

（4）かながわ子ども家庭110番相談LINE

所管：県子ども家庭課、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

県では、LINEを活用した児童虐待防止のための相談窓口を、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市と合同で開設しています。

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもにかかわる相談を無料でお受けします。

相談

【対象】神奈川県内にお住まいの子ども・保護者の方等

【相談時間】月～土曜日 9:00～21:00（年末年始を除く）



（5）子ども安全110番-子ども安全・安心ホットライン-

所管：神奈川県警察少年育成課

児童虐待又は児童虐待のおそれのある事案、子どもへの声かけ事案、子どもが被害となる事件情報、その他子どもの安全に関するご相談をお受けしています。

相談

【電話番号】①0120-604-415（フリーダイヤル）、②045-651-0110

【相談時間】①365日 24時間対応、②平日 8:30～17:15

②障害者（18歳未満の児童を含む）への虐待に関する相談

障害者虐待防止法では、18歳未満の児童を含む障害者に対する養護者、使用者、障害者福祉施設従事者等による虐待を障害者虐待として定め、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村に通報することが義務づけられています。

相談・通報

○神奈川県内の障害者虐待の通報窓口の一覧

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f420445/index_20230331.html

なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待の場合及び施設等へ入所措置等をされている児童に対する施設職員等からの虐待は、児童相談所等が通告先になります。

5 性被害に関する相談

保護者及び施設等へ入所措置等をされている児童に対する施設職員等からの性被害（性的虐待）は、児童相談所（連絡先は195ページ参照）へ通告・相談してください。

（1）性犯罪110番（ハートさん） 所管：神奈川県警察捜査第一課

性犯罪の被害で警察への届出を迷っている方に対し、原則、女性警察官が電話相談を24時間365日お受けしています。相談を受ける警察官の性別の希望があればお伝えください。ただし、時間帯によっては、ご希望に添えない場合もございます。

相談

【電話番号】0120-38-8103（フリーダイヤル）又は#8103（ハートさん）※

【相談時間】24時間365日

※ 短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」は全国共通番号のため、携帯電話等からかけた場合、神奈川県警察にかけたつもりでも、受信した基地局によっては、近県の警察の相談電話につながることがあります。都県境付近ではフリーダイヤルからおかけください。

（2）かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

所管：県くらし安全交通課

性犯罪・性暴力被害についての相談に、24時間365日の電話相談を受け付けています。また、AV出演被害に関するご相談もお受けしています。

「かならいん」の支援は、警察に被害届を出していない不同意性交等、不同意わいせつ相当の被害者（監護者からの被害を含む）が対象です。なお、被害届提出後は、サポートステーションでの支援に移行します。（支援内容の詳細は53ページ参照）

相談

○「かならいん」

【電話番号】#8891^{はやくワンストップ}（全国共通番号 通話料無料）

NTTひかり電話からは0120-8891-77（通話料無料）

又は045-322-7379（通話料がかかります）

【相談時間】24時間365日 年齢性別不問

○男性及びLGBT被害者のための専門相談ダイヤル※

【電話番号】045-548-5666（通話料がかかります）

【相談時間】毎週火曜日 16:00~20:00 祝休日・年末年始を除く

○かながわ性被害相談LINE※

【相談受付時間】火・木・金・日曜日 16:00~21:00

※相談受付時間外は「かならいん」の電話相談をご利用ください。



(3) かながわ犯罪被害者サポートステーション

所管：県・神奈川県警察・神奈川被害者支援センター

被害者からの様々な相談に応じ、必要とする情報や様々な支援を提供しています。サポートステーションの支援は警察署に被害届を提出された方が対象です。

（支援内容の詳細は48～50ページ参照）

相談

【電話番号】045-311-4727

【相談時間】月～土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

(4) 電車内痴漢等迷惑行為相談所 所管：神奈川県警察鉄道警察隊

神奈川県内の電車や駅構内で発生した痴漢等迷惑行為について、警察官が相談に応じています。

相談

【電話番号】045-461-0110

【相談時間】24時間365日

(5) ハートライン神奈川 所管：神奈川被害者支援センター

神奈川被害者支援センター独自の性被害専用電話相談窓口を運営しています。

相談

【電話番号】045-328-3725

【相談時間】月～金曜日 10:00～16:00（祝休日・年末年始を除く）

6 ストーカー被害、恋人からの暴力（デートDV）に関する相談

ストーカー：ストーカー相談に対応

DV関係：DV、DVに関連性のあるストーカー相談にも対応

（1）最寄りの警察署 ストーカー DV関係

警察署一覧は187～194ページ参照。緊急時は110番してください。

（2）神奈川県女性相談支援センター ストーカー

困難な問題を抱える女性の様々な相談を受け付けています。

【電話番号】#8778又は0570-550-594

（3）かながわ女性の不安・困りごと相談室（県委託事業） ストーカー DV関係

生活上の不安や悩みについて、どんな相談でもお受けします。（詳細は176ページへ）

（4）神奈川県配偶者暴力相談支援センター DV関係

所管：県立かながわ男女共同参画センター（かなテラス）

被害者が男性でも女性でも、また同性間の暴力であっても相談をお受けすることができます。電話相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。

①女性のためのDV相談

窓口の種類	電話番号	相談日・相談時間 (全て年末年始を除く)
かながわDV相談LINE		月・火・木・土曜日 (祝日を除く) 14:00～21:00
女性相談支援員による相談(電話相談)	0466-26-5550	月～金曜日 9:00～21:00 土・日曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)
女性相談支援員による相談(面接相談・予約制)		月～日曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)
女性への暴力相談 「週末ホットライン」	045-534-9551	土・日曜日 17:00～21:00 祝日 9:00～21:00
多言語による相談 ※	090-8002-2949	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日を除く) 面接相談は16:00まで(予約制)

※ 随時対応言語：英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

予約により対応する言語：中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、
ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語

②男性のためのDV相談

窓口の種類	電話番号	相談日・相談時間 (全て年末年始を除く)
かながわDV相談LINE		月・火・木・土曜日 (祝日を除く) 14:00~21:00
被害者の方の相談	045-662-4530	月~金曜日 9:00~21:00 (祝日を除く) ※面接相談は要予約
DVに悩む方の相談（配偶者などへの暴力等の悩み）	045-662-4531	月・木曜日 18:00~21:00 (祝日を除く)

(5) 横浜市DV相談支援センター DV関係 所管：横浜市

性別を問わず、受け付けています。面接相談をご希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。

相談

電話番号	相談日・相談時間
045-671-4275	月~金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30~16:30
045-865-2040	月~金曜日（第4木曜日・年末年始を除く）9:30~20:00 土・日・祝日（第4木曜日・年末年始を除く）9:30~16:00

(6) 川崎市DV相談支援センター DV関係 所管：川崎市

性別を問わず、電話相談を受け付けています。面接相談をご希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。

相談

【電話番号】044-200-0845

【相談時間】月~金曜日 9:30~16:30（※祝日、年末年始を除く）

(7) 相模原市配偶者暴力相談支援センター DV関係 所管：相模原市

性別を問わず、電話相談を受け付けています。面接相談をご希望の場合は、お電話にてお問い合わせください。

相談

【電話番号】042-772-5990

【相談時間】毎日 10:00~17:00（火・木曜日は18:00まで）

※毎月第4月曜日、年末年始を除く

(8) DV相談^{プラス} DV関係 所管：内閣府

24時間の電話相談のほか、チャットによる相談も可能です。チャット相談では、外国語相談（※）にも対応しています。なお、「DV相談ナビ」（#8008）^{はれねば}でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

※対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語

相談

○電話相談

【電話番号】0120-279-889（フリーダイヤル）

【相談時間】24時間365日

※男性の相談にも対応（毎週日曜15:00～21:00は、専用回線で受け付けます。）

○チャット相談（10か国語対応）

【相談受付フォーム】<https://form.soudanplus.jp/ja>



(9) デートDV110番 DV関係 所管：認定特定非営利活動法人エンパワメントかながわ

デートDVのことなら、どんなことでも相談できる相談窓口です。チャットによる相談と電話相談ができます。

チャット相談は、LINEアカウントからログイン・X（旧Twitter）アカウントからログイン・匿名（ログインなし）での相談が選べます。

電話相談は、通常の電話から（通話料がかかります）・Wi-Fi電話から（インターネット環境が必要）・アプリから（iPhoneのみ）の3通りから選べます。いずれも非通知の場合はなりません。

通常の電話相談以外をご希望の場合は、下記ホームページからご相談ください。

相談

【電話番号】050-3204-0404

【相談時間】月～土曜日 19:00～21:00（年末年始を除く）

※通常の電話相談以外も、相談時間は共通です。

【ホームページ】<https://ddv110.org/>

その他、県内市町村等のDV相談窓口は下記県ホームページに掲載されています。

【県内DV相談窓口一覧】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/dv_soudan_03.html

7 消費者トラブル、特殊詐欺等に関する相談

（1）消費者ホットライン188 所管：消費者庁

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。消費者ホットラインが話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」もご利用いただけます。土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センター（158ページ参照）に電話がつながります。

【電話番号】188

（2）かながわ中央消費生活センター 所管：県消費生活課

市町村で相談窓口を開いていない日や、特別な理由でお住まいの市町村での相談を希望しない場合は、かながわ中央消費生活センターをご利用ください。

聴覚障害などの理由により電話相談が困難な方については、「筆談による相談」と「遠隔手話通訳サービスを利用した相談」の2つの方法をご用意しています。

また、日本語以外での相談を希望される方は、多言語支援センターかながわ（185ページ参照）をご利用ください。

①電話相談

【電話番号】045-311-0999

【相談時間】月～金曜日 9:30～17:00

土曜日 9:30～16:30

※年末年始を除く

※日曜・祝日は、消費者ホットライン「188」をご利用ください。

②メール相談

メール相談への回答は、原則として、1回限りです（回答のメールにご返信いただいてもお返事できません）。受信した日の翌日から7日以内（土日祝日、年末年始を除く）にメールで回答します。



③筆談による相談

【相談時間】月～金曜日 9:30～17:00

土曜日 9:30～16:30

※相談終了時間の1時間前までに直接ご来所ください。

【相談場所】かながわ県民センター6階（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

④遠隔手話通訳サービスを利用した相談

【相談時間】火～金曜日 9:30～16:30

※実施日の16時までに直接ご来所ください。

【相談場所】かながわ県民センター6階（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

※市町村ごとの消費生活相談窓口は下記ホームページに掲載されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370207/index.html>

（3）独立行政法人国民生活センター

最寄りの相談窓口に電話がつながらない場合等に相談を受けています。

また、消費者トラブルにあわれた方が、時間や場所を問わず、まずはご自身で解決方法を調べ、そしてご自身で解決を図ることができるよう「消費者トラブルFAQ」を開設しています。このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対して、トラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。

①平日バックアップ相談

最寄りの相談窓口に電話がつながらない場合に相談を受けています。

【電話番号】03-3446-0999

【相談時間】平日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く）

②休日相談

土日祝日、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、消費者ホットライン「188」にかけると国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）

③お昼の消費生活相談窓口

都道府県等の消費生活センター等の相談窓口が昼休み中の時間を中心に、相談を受け付けています。

【電話番号】03-3446-0999

【相談時間】平日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く）

④消費者トラブルFAQ

https://www.faq.kokusen.go.jp/?site_domain=default

（4）特殊詐欺情報専用ホットライン 所管：神奈川県警察暴力団対策課

特殊詐欺グループから抜けたい、知人を特殊詐欺集団から救いたいなど、特殊詐欺に関する相談を受け付けています。相談内容を20歳未満の少年に特化した「特殊サギ救出テレホン『SOS』」（所管は少年育成課）もあります。

なお、暴力団対策課特殊詐欺担当や最寄りの警察署でも、特殊詐欺に関する相談をお受けしています。

①特殊詐欺情報専用ホットライン

【電話番号】045-651-7970

【相談時間】平日 8:30～17:15

②暴力団対策課 特殊詐欺担当

【電話番号】045-211-1212（内線4572～4578）

【相談時間】平日 8:30～17:15

③特殊サギ救出テレホン「SOS」 所管：神奈川県警察少年育成課

【電話番号】045-641-5014

【相談時間】平日 8:30～17:15

8 司法関連・法律相談

（1）神奈川県弁護士会

①電話相談

ア 犯罪被害者支援センター

犯罪被害に関する問題について、弁護士が無料電話相談に応じます。弁護士登録1年以上で犯罪被害者支援の研修受講又は経験のある弁護士が応対いたします。

【電話番号】045-211-7724

【相談時間】毎週火・金曜日 13:00～16:00 ※弁護士が電話に出ます。

イ 生活問題電話相談

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方など、経済的にお困りの方のための法律相談（20分間）です。

【電話番号】045-211-4540

【受付時間】平日 9:30～12:00、13:00～16:30

【相談日時】毎月第2木曜日 12:00～15:00、第4木曜日 17:00～20:00

【申込受付後】申込受付後、相談日当日に担当弁護士からお電話いたします。

ウ 遺言・相続お悩みダイヤル

神奈川県在住・在勤の方が対象に、遺言や相続に関する各種お悩みに、弁護士が無料（初回のみ。20分間）で電話相談に応じます。

【電話番号】045-211-7719

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】翌日（土日祝日を除く）までに担当弁護士からお電話いたします。

エ 債務整理ダイヤル

弁護士による高齢の方や相談所が遠方の方への債務整理に関する20分無料電話相談です。

【電話番号】045-211-8303

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】受付をした当日又は翌日（土日祝日含まず）に弁護士から折り返しお電話いたします。

オ 子どもお悩みダイヤル

子ども（20歳未満）とその家族を対象として、子どもの人権に関する各種お悩みに、専門の研修を受講した弁護士が無料（初回のみ。20分間）で電話相談に応じます。

【電話番号】045-211-7703

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】翌日（土日祝日を除く）までに担当弁護士からお電話いたします。

力 自死遺族ホットライン（自死遺族向け無料電話相談）

身近な方を自死で亡くされた方は、混乱した状況の中、複数の法律問題に同時に見舞われることが非常に多くあります。ところで、これらの法律問題（相続放棄、労災申請、損害賠償請求、生命保険金請求等）の多くには、短期の期間制限が設けられており、放っておくと不利益が生じてしまう場合もあります。自分では対応できないと思ったら、一人で抱え込まないで、まずはお電話でご相談ください。（20分以内）

【電話番号】045-228-7832

【受付時間】月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30

【申込受付後】翌日（土日祝日を除く）までに担当弁護士からお電話いたします。

キ L G B T s レインボー無料電話相談

性的マイノリティの当事者の方はもちろん、その身近な方や支援者の方からのご相談もお待ちしています。これって法律相談？と思うことでも、まずはお気軽にお電話ください。

【電話番号】090-2209-1839

【受付時間】毎月第3金曜日 16:00～19:00 ※弁護士が電話に出ます。

ク 交通事故コンシェルジュ（交通事故無料電話相談）

交通事故に関し、どのような法律相談や手続を選択したらよいのか分からず困っている方に対し、適切な法律相談や法的手続を案内する20分以内の「無料電話相談」です。

【受付番号】045-211-7726

【受付時間】平日 9:30～12:00、13:00～16:30

②対面相談

お近くの法律相談センター（下記「県内の法律相談センター一覧」）をご利用ください。ご相談は予約面談制です。まずは最寄りの相談所にお電話ください。インターネットからも予約の申込ができます。

相談内容には、①総合法律相談、②債務整理相談、③家庭の法律相談、④交通事故相談、⑤消費者被害相談、⑥子どもの人権相談、⑦働く人の法律相談、⑧賃金に関する法律相談、⑨外国人法律相談、⑩事業者の経営に関する法律相談、⑪法テラス相談援助利用による相談、があります。

相談の実施日時や実施内容は各法律相談センター等で異なりますので、電話又はHPで御確認ください。

URL：https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult18/index.html

【神奈川弁護士会 法律相談インターネット予約システム】

<https://www.kanaben.or.jp/reserve/index.html>

【県内の法律相談センター一覧】

○関内法律相談センター

住所：横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館1階

電話：045-211-7700

相談予約電話受付日時：月～金曜日（祝日を除く） 9:30～17:00

○横浜駅西口法律相談センター

住所：横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階

電話：045-620-8300

相談予約電話受付日時：月・火・木・金曜日 9:30～17:00

水曜日 9:30～20:30

土・日曜日 9:30～15:30

○横浜駅東口家庭の法律相談センター

住所：横浜市西区高島2-18-1 そごう横浜店6階

電話：045-451-9648

相談予約電話受付日時：毎日 10:30～19:00

○川崎相談所川崎法律相談センター

住所：川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階

電話：044-223-1149

相談予約電話受付日時：月・水・金曜日 9:30～20:00

火・木・日曜日・祝日 9:30～17:00

土曜日 13:00～17:00

○横須賀法律相談センター

住所：横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階

電話：046-822-9688

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○海老名法律相談センター

住所：海老名市中央3-2-5 ダイエー海老名店3階

電話：046-236-5110

相談予約電話受付日時：月～金曜日 10:00～12:30、13:30～17:00

○相模原法律相談センター

住所：相模原市中央区富士見6-11-17 神奈川県弁護士会相模原支部会館1階

電話：042-776-5200

相談予約電話受付日時：月・水・金曜日 9:30～17:00、火・木曜日 9:30～20:00

○小田原法律相談センター

住所：小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階

電話：0465-24-0017

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○厚木週末相談（アミューあつぎ 市民交流プラザ）

住所：厚木市中町2-12-15

電話：0465-24-0017（小田原法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○平塚週末相談（レンタルホール湘南平塚4階小会議室）

住所：平塚市宝町5-27 GAUDIビル4階

電話：0465-24-0017（小田原法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

○溝の口法律相談（シェア型複合施設「one」）

住所：川崎市高津区溝口1-14-8 石原ビル1階

電話：044-223-1149（川崎法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月・水・金曜日 9:30～20:00

火・木・日曜日・祝日 9:30～17:00

土曜日 13:00～17:00

○藤沢法律相談（藤沢商工会議所5階ミーティングルーム2）

住所：藤沢市藤沢607-1

電話：045-211-7700（関内法律相談センターで予約承ります）

相談予約電話受付日時：月～金曜日 9:30～17:00

③派遣法律相談

高齢や障がいのある方等、神奈川県弁護士会の法律相談所にお越しいただくことが難しいご相談者のもとに弁護士を派遣します。ご入居中の施設やご自宅等で法律相談を受けることができます。ただし、法テラスが無料で実施している弁護士による出張法律相談（164ページ）をご利用できる場合には、まずはそちらをご利用ください。

下記URL掲載の申込書にて郵送でお申込みください。

https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult34/index.html

（2）日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）

経済的にお困りの方を対象に無料法律相談を行っています。相談は、事前の予約が必要です。法テラスの無料法律相談は、収入（平均月収）や資産（お持ちの現金・預貯金）が一定基準以下の方を対象としています。

①電話案内

ア 犯罪被害者支援ダイヤル（全国共通）

解決に役立つ情報をお伝えし、支援を行っている機関・団体をご案内します。また、必要に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

【電話番号】0120-079714（IP電話からは03-6745-5601）

【相談時間】月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

イ 法テラス・サポートダイヤル（全国共通）

オペレーターが、お問合せ内容に応じて、相談機関・団体等の相談窓口や法制度をご案内します。

【電話番号】0570-078374

【相談時間】月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

②法テラスの事務所や地域別の相談場所で相談

面談相談は、「法テラス法律相談Web予約サービス」にて、WEB予約もできます。



○法テラス神奈川

【相談方法】面談・電話

【相談時間】午後相談 毎週月～金 13:15～16:20

【相談場所】横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

※電話相談の予約は0570-078308（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス川崎

【相談方法】面談・電話

【相談時間】毎週月～金 13:15～16:15

【相談場所】川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階

※電話相談の予約は0570-078309（受付時間：平日9:00～17:00）

○法テラス小田原

【相談方法】面談・電話

【相談時間】月曜午後、火曜午前、木曜午前、金曜午前

【相談場所】小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階

※電話相談の予約は0570-078311（受付時間：平日9:00～17:00）

③出張法律相談

既設相談場所へ行くことが難しいご事情をお持ちの65歳以上の高齢者、又は心身に重度又は中度の障害がある方、若しくは既設相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する方など、既設相談場所へ来所されることが困難な場合は、弁護士等がご自宅や入院先等に出向いて法律相談を実施する出張相談を利用できる場合があります。事情をお伺いのうえ検討しますので、お電話でお問い合わせください。

※出張法律相談の実施には相当のお時間を要し、出張可能な弁護士が見つからない場合もあります。どうしても来所ができない場合には、まずは電話相談をご検討ください。

④県内各地の契約弁護士等の事務所で相談

法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所でも法律相談ができます。下記URLから名簿をご覧になり、直接、ご希望の法律事務所等へ予約してください。その際、「法テラスの制度を使って相談を受けたい。」と伝えてください。ただし、必ず相談を受けられるものではありませんのでご留意ください。

<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-kanagawa/meibo.html>

（3）被害者ホットライン 所管：横浜地方検察庁

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話を設置しています。

相談

【電話番号】045-211-7638（電話、FAX共通）横浜地方検察庁

【相談時間】電話受付：平日 9:00～17:00

※夜間・休日はファックスでの受付となっています。

（4）被害者専用番号 所管：横浜保護観察所

保護観察所の被害者支援専任の担当者が、犯罪の被害にあわされたことによる悩みや不安などをお聴きし、ご相談に応じます。お問合せに応じて、裁判・審判の終了後に利用できる意見等聴取制度、心情等聴取・伝達制度、被害者等通知制度やその手続などについてご説明し、情報を提供します。

相談

【電話番号】045-201-1848

【相談時間】電話相談・来所相談 土日・祝日を除く9:30～17:00

【更生保護における犯罪被害にあわされた方々のための相談受付フォーム】

https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogo_victim_form.html

※オンライン相談受付後、電話又は来所で相談をしていただくことになります。

9 インターネット上の情報等に関する相談・通報等

インターネット投稿者への損害賠償等への法的措置の相談や対応については、法テラス（163～164ページ）や担当の弁護士にご相談ください。

（1）違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）

インターネット上の誹謗中傷（嫌がらせ）の書き込みについて削除するにはどうすれば良いのか、書き込んだ相手を特定するにはどうしたらよいのか、など、違法・有害情報相談センターでは、インターネット上のトラブルについて適切に対応するためのアドバイスや関連の情報提供を行っています。

相談にあたっての利用登録などは、違法・有害情報相談センターのホームページを参照してください。

※ただし、プロバイダやサイト管理者等への削除依頼代行は行っておりません。通報対応、トラブルの仲裁、紛争処理、取り締まり、また、書かれた内容に関する法的判断を行う機関ではありません。

【ホームページ】<https://ihaho.jp/>

（2）インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）

インターネット・ホットラインセンターは、インターネット上の違法情報や自殺誘引等情報、重要犯罪密接関連情報の通報を受理し、ガイドラインに基づいて警察に情報提供するとともに、サイト管理者等に送信防止措置を依頼します。

※殺人・爆破予告、自殺予告等の人命に関わる事案は警察に通報（緊急を要するものは110番）してください。

※本窓口は相談機関ではありませんので、ご相談はできません。

【違法情報・有害情報の例】

わいせつ・アダルト／児童ポルノ／薬物・ドラッグ／出会い系・売春／犯罪実行者の募集（闇バイト）／違法オンラインギャンブル等／無登録貸金業者による広告（ヤミ金）／フィッシング／銃砲等の所持のあおり、唆し／爆発物の製造、殺人等の請負・誘引等／自殺関連、その他の違法情報

詳細は、インターネット・ホットラインセンターのホームページを参照してください。

【ホームページ】<https://www.internethotline.jp/>

（3）一般社団法人セーファーインターネット協会

①誹謗中傷ホットライン

ネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。（実際に削除されるかについては、相手のサイト次第となります。）

詳細は、一般社団法人セーファーインターネット協会（SIA）のホームページを参照してください。

※本窓口は相談機関ではありませんので、ご相談はできません。

【ホームページ】<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

②セーフライン

セーフラインでは、国民から提供を受けた情報をガイドラインに照らし「違法情報」「有害情報」などに分類を行い、分類に応じて、国内外のプロバイダに迅速な削除措置などの対応を要請します。

詳細は、一般社団法人セーファーインターネット協会（SIA）のホームページを参照してください。

※殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な情報は警察に110番通報をお願いします。

※本窓口は相談機関ではありませんので、ご相談はできません。

【違法情報の例】

- ・児童のいじめを写した画像・動画
- ・「リベンジポルノ」に該当する画像・動画
- ・児童ポルノ
- ・わいせつ物（アダルト）
- ・売春目的の誘引
- ・出会い系サイト規制法違反
- ・規制薬物の使用
- ・規制薬物の広告
- ・預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引
- ・携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引
- ・ID・パスワードの入力を不正に要求する行為（フィッシング行為）
- ・不正アクセス行為を助長する行為（ID、パスワードの無断掲載）

【有害情報の例】

- ・児童を対象としたいじめの勧誘
- ・遺体や殺害行為の画像等
- ・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
- ・違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報
- ・自殺誘引等情報

【ホームページ】<https://www.safe-line.jp/>

10 経済的支援に関する相談

（1）犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により、死亡した方のご遺族、重大な負傷又は疾病を負った方、後遺障害が残った方に対し、国が給付金を支給する制度です。

この手続は、申請書を申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出する必要があり、実務上は各都道府県警察本部において事務手続を行っています。

○遺族給付金

- ・亡くなられた被害者のご遺族（第一順位遺族）に支給されます。
- ・被害者の年齢、収入、家族構成、生計維持関係等に応じた額が支給されます。

○重傷病給付金

- ・加療1か月以上かつ入院3日以上の負傷又は疾病を負った被害者本人に対する給付金です。（精神疾患（PTSD等）の場合は、その症状の程度が「加療1か月以上かつ3日以上労務に服することができない」被害者本人に対し）負傷又は疾病にかかった日から政令に定める期間の医療費自己負担額（保険診療）と休業損害を考慮した額の合計額が支給されます。

○障害給付金

- ・障害（障害等級第1～14級）が残った被害者本人に支給されます。

※犯罪被害給付制度では、犯罪による被害でも、被害者と加害者の人間関係や被害者の帰責事由等によって、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

※各給付金の申請は、原則として故意の犯罪行為で死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

問合せ先

神奈川県警本部警務課被害者支援室

【電話番号】045-211-1212（内線2705）

（2）神奈川県犯罪被害者等見舞金 所管：県くらし安全交通課

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負われた犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。（令和6年4月1日以降の被害が対象です。また、給付要件や審査があります。）

種類	給付額	給付の要件
遺族見舞金	70万円	<p>県内在住（犯罪発生時）の第1順位のご遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）に支給します。</p> <p>ア ①配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む） イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ウ イに該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹</p> <p>※第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。</p>
重傷病見舞金	40万円	<p>犯罪行為により受けた負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された県内在住（犯罪発生時）の犯罪被害者本人に支給します。</p>
転居見舞金	20万円	<p>県内在住（犯罪発生時）で、犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等に支給します。</p> <p>なお、被害を受けた犯罪行為が次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）。また、これらの犯罪については未遂を含む。 イ 逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害 ウ その他見舞金の給付が特に必要であると知事が認める犯罪行為</p> <p>また、犯罪被害者等が次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 イ 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者 ウ 犯罪による傷病や後遺障害、家族構成員の死亡等により、自宅における従来の生活を維持することが困難になった者 エ その他見舞金の給付が特に必要であると知事が認める者</p> <p>※申請者が未成年者の場合は、転居に関する保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。</p>

問合せ先

県くらし安全交通課横浜駐在事務所

【電話番号】045-312-1121（内線3431）

※各市町村の見舞金・支援金制度については、市町村犯罪被害者等支援主管課（196～199ページ）にお問合せください。

（3）公益財団法人 犯罪被害者救援基金

社会連帯共助の精神を基盤として、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた者の子・孫・弟妹等のうち経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与その他の犯罪被害者に係る救援事業を行っています。

①奨学金等給与事業

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げ又は重障害を受けた被害者の子・孫・弟妹等のうち、資格要件に当てはまる方を奨学生として採用し、修学の継続を目的とした奨学金等の給与を行っています。

奨学生としての採用に係る要件はホームページ（<http://kyuenkikin.or.jp/>）をご確認ください。各要件にあてはまり奨学金を希望される方は、当基金又はお住まいの都道府県警察本部犯罪被害者支援担当課にご相談ください。

②支援金支給事業

犯罪により稼働できない重篤な被害（捜査機関において犯罪被害と認定されているものに限ります。）を受けた犯罪被害者等で、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、現に著しく困窮し、特別な救済の対象とすべき理由がある方に対して、支援金の支給を行っています。事業の概要は上記ホームページをご確認ください。

（4）公益財団法人 日本財団

①まごころ奨学金

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を活用し、傷害、殺人、交通事故、詐欺被害等の犯罪に遭遇し、経済的に不安定になったご家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に、奨学金の給付を行う制度です。（採択決定には総合的な審査があります。）

申請は随時受け付けています。ホームページから申請書類をダウンロードし、郵送にて提出してください。

ホームページ



問合せ・資料請求



②よりそい奨学金

保護者又は本人が犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方を対象に、奨学金の給付を行う制度です。（特殊詐欺等の経済犯罪の被害については対象外となります。）

申請方法は、下記にお問い合わせください。

日本財団 公益事業部 国内事業審査チーム

【電話番号】03-6229-5111（代表）（受付時間：平日 9:00～16:00）

【メールアドレス】yorisoi@ps.nippon-foundation.or.jp

（5）ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）

ナスバは、自動車事故ゼロの社会の実現をめざして、「自動車事故を防ぐ」「自動車事故被害者を支える」「自動車事故から守る」の3つの業務を一体的に実施している自動車事故対策の専門機関です。「自動車事故被害者を支える」取組は下記のとおりです。

①療護施設の運営

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院である療護施設を設置・運営しています。

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/ryougo.html>)をご覧ください。

②介護料支給

自動車事故（「自損事故」含む。）により、「脳」「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を負い、移動、食事及び排泄など日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要な状態の方に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。

【支給対象者（支給額）】

支給対象者		支給額（月額）
特Ⅰ種	I種該当者のうち、一定の要件に該当する方	99,810円～226,330円
I種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号（※1）	85,390円～177,950円
II種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号（※2）	42,700円～88,980円

（注）「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

（※1）第1級第1号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

第1級第2号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

（※2）第2級第1号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

第2級第2号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html>)をご覧ください。

③交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられた、また、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の義務教育終了前までの児童を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/koutu.html>)をご覧ください。

④友の会

自動車事故により保護者が亡くなられた、また、重い後遺障害を残すこととなった家庭の義務教育終了前までの児童及び同居されているご家族が入会できます。会費は無料です。

子どもたちや家族の交流の場を設け、楽しい思いで作りができるようなレクリエーション活動を実施しています。

詳細はホームページ(<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/tomonokai.html>)をご覧ください。

⑤相談（ナスバ交通事故被害者ホットライン）

事故後の対応全般、保険の手続、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる窓口をご案内しています。

【電話番号】0570-000738（ナビダイヤル）、03-6853-8002（IP電話）

【相談時間】月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

※土日、祝日、年末年始を除く

詳細はホームページ（<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/hotline.html>）をご覧ください。

（6）（公財）交通遺児育英会

交通遺児育英会は、保護者が自動車事故やバイクの事故など道路上の交通事故が原因で亡くなったり、重度の後遺障がいのため、経済的に修学が困難になった子どもたちに奨学金を無利子で貸与（一部給付）して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。また、奨学生を対象とした進学受験費用補助や各種資格試験補助、家賃補助など「修学支援金」の給付、海外語学研修の実施、学生寮の運営といった支援も行っています。

詳細はホームページ（<https://www.kotsuiji.com/>）をご参照ください。

（7）一般財団法人 道路厚生会

東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生等に返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。また、修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付しています。

なお、この修学資金は、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付いたします。

詳細はホームページ（<https://www.douro-kouseikai.org/orphschship.html>）をご参照ください。ホームページから修学資金受付ができます。

（8）生活福祉資金貸付制度 所管：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

低所得世帯や障害者世帯、高齢者のいる世帯に対し、一時的に資金を貸し付け、必要な相談支援を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的とする制度です。

貸付にあたっては、世帯全体の状況を把握するため、世帯員の就労、疾病、負債等の状況や返済計画も含め、事前に十分な相談を行います。

相談、申し込みは、お住まいの市区町村社会福祉協議会で行っています。

（制度の詳細）<https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin>

（相談・連絡先）<https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin/contact>

（9）母子父子寡婦福祉資金貸付制度

所管：県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている制度です。

市域にお住まいの方は各市児童福祉所管課、町村域の方は県保健福祉事務所が相談窓口となります。

また、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にお住まいの方は、それぞれの市で貸付を行っておりますので、直接お問合せ下さい。

（相談・連絡先）<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f360475/p433875.html>

（10）生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市部では市が、町村部では都道府県が設置しています。

県内福祉事務所（生活保護担当）一覧

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p2912.html>

その他、生活にお困りの方を支援する相談窓口（生活困窮者自立相談支援機関）については、下記県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f533087/index.html>

11 心身の悩みに関する相談

（1）こころの電話相談 所管：県精神保健福祉センター

こころの病気かどうか心配、生活・仕事に関する悩み、対人関係の悩み、喪失体験への悩み、性に関する悩み（性的マイノリティ）など、また、どこへ相談すればよいかわからないといった相談もお受けします。

相談

【電話番号】0120-821-606

【相談時間】毎日（年末年始、土日祝日を含む）24時間

※年度初めの4月1日午前0時から午前9時までは休止します。

（2）LINE相談「いのちのほっとライン@かながわ」所管：県がん・疾病対策課

「生きるのがつらい」「苦しい」「大切な人やものを失ってつらい」など、こころの健康に関する悩みを専門の相談員にLINEで相談できます。

相談

【対象】神奈川県内に住んでいる方や通勤・通学している方



【相談時間】水曜日を除く毎日17:00～24:00まで（受付は23:30まで）

※祝日（振替休日を含む）、年末年始除く

（3）県以外が運営する県内のこころの電話相談

名称	所管	電話番号	受付時間
横浜市こころの電話相談	横浜市	045-662-3522	平日 17:00～21:30 土日祝日 8:45～21:30
川崎市こころの電話相談	川崎市	044-246-6742	毎日 9:00～21:00 ※年末年始は 9:00～17:00
こころのホットライン	相模原市	042-769-9819	毎日 17:00～22:00（年末年始を除く） ※受付は 21:30まで
横須賀こころの電話	横須賀市	046-830-5407	平日 16:00～23:00 土日祝日 9:00～23:00 毎月第2水曜日 16:00～翌朝 6:00
横浜いのちの電話 ①日本語 ②スペイン語 ③ポルトガル語	社会福祉法人横浜いのちの電話	①045-335-4343 ②0120-66-2477 ③0120-66-2488	毎日 24時間 水曜日 10:00～21:00 金曜日 19:00～21:00 土曜日 12:00～21:00
川崎いのちの電話	社会福祉法人川崎いのちの電話	044-733-4343	毎日 24時間

(4) 自殺予防いのちの電話 所管：一般社団法人日本いのちの電話連盟

「自殺予防いのちの電話」は、様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。

①電話相談

【電話番号】①0120-783-556（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-6634-7830（有料）におかけください。10日8:00～翌11日8:00のみ

②0570-783-556

【相談時間】①毎日 16:00～21:00（毎月10日は8:00～翌11日8:00）

②毎日 10:00～22:00

②インターネット相談

【相談受付フォーム】<https://netsoudan.inochinodenwa.org/>

(5) 妊娠SOSかながわ 所管：県健康増進課

予期しない妊娠等に関する悩みを抱えた方のために、電話やLINEによる相談を行っています。

相談

○電話相談

【電話番号】0120-212-818（フリーダイヤル）若しくは045-212-1051

【相談時間】月・水・金曜日 16:00～21:00（年末年始を除く）

○LINE相談

【相談時間】毎日 16:00～21:00（年末年始を除く）



(6) 県以外が運営する県内の妊娠SOS

名称 (所管)	相談
にんしんSOS ヨコハマ (横浜市)	<p>○電話相談 【電話番号】045-662-5524 【受付時間】毎日 10:00~22:00（土日祝日、年末年始利用可）</p> <p>○LINE相談 【受付時間】毎日 10:00~21:30</p>  <p>○メール相談 【相談受付フォーム】 https://ninshin-sos.city.yokohama.lg.jp/yokohama/soudan/index.html</p> <p>※相談対象者は横浜市民のみです。</p>
妊娠・出産SOS 相談 (川崎市)	<p>○電話相談 【電話番号】044-750-0110 【受付時間】月・水・金曜日 14:00~17:00（火・木・土日祝日、年末年始は休み）</p> <p>○メール相談 【相談受付フォーム】 https://kawasaki-josanshi.com/pregnancy-sos/mail/</p>
横須賀にんしん SOS (横須賀市)	<p>○電話相談 【電話番号】046-820-2323 【受付時間】平日 8:30~17:00</p> <p>○メール相談 【相談受付フォーム】 下記ページの「お問い合わせフォーム」からご相談ください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3920/ninshinsos.html</p>

その他、性と健康の相談窓口については、下記県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f850/>

12 女性相談窓口

（1）かながわ女性の不安・困りごと相談室（県委託事業）

受託者：一般社団法人インクルージョンネットかながわ

仕事が減り生活が苦しい、社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える県内女性を支援するため「かながわ女性の不安・困りごと相談室（かながわ女性相談室）」で相談をお受けしています。

①電話相談

【電話番号】0467-46-2110

【相談時間】月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

②メール相談

【相談アドレス】kanagawa@inclusion-net.jp

③面接相談

【相談場所】鎌倉市大船1-23-19 秀和第5ビル3階Bインクルージョンネットかながわ内

※出張相談も可能です。

※予約制、電話若しくはメールで事前に予約してください。

④LINE相談

【相談時間】月・火曜日 10:00～13:00

木・金曜日 13:00～16:00

※祝日、年末年始を除く



（2）女性電話相談室（一般相談） 所管：県立女性相談支援センター

経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な問題（DVに関する問題を除く）を抱える女性からの相談をお受けしています。

相談

【電話番号】#8778又は0570-550-594

【相談時間】月～金曜日 9:00～16:40（祝日、年末年始を除く）

その他、県内市町村等の女性相談窓口は下記県ホームページに掲載されています。

【県内女性相談窓口一覧】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/dv_soudan_03.html

13 子ども向け相談窓口

（1）かながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県ひきこもり地域支援センター

所管：県青少年センター

かながわ子ども・若者総合相談センターは、子どもや若者（おおむね39歳まで）が有する様々な悩みについての総合相談窓口です。

神奈川県ひきこもり地域支援センターは、年齢を問わず、ひきこもり当事者やご家族等が有する、さまざまな悩みについての相談窓口です。

神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）は、県立青少年センターと子ども・若者の居場所支援・就労支援などを行うNPOが運営する県西部の相談窓口です。

神奈川県地域相談窓口は、子ども・若者が有する様々な悩みに対する従来の相談窓口に加え、横須賀三浦地域、湘南地域、県央地域にも開設し、子ども・若者の居場所支援や就労支援などを行うNPO団体と県が共同で運営しています。

専門資格を持つ県の専門相談員のほか、ひきこもり・不登校・非行等の青少年支援団体で活動経験が豊かなNPO相談・支援アドバイザーにも相談できます。複数の課題を有するケースや困難事例については、県や市町村の専門機関などに丁寧に橋渡しをしていきます。

①電話相談

○かながわ子ども・若者総合相談センター

【電話番号】045-242-8201

【相談時間】火～日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始を除く）

○神奈川県ひきこもり地域支援センター

【電話番号】045-242-8205

【相談時間】火～日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始を除く）

○神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）

【電話番号】0465-35-9527

【相談時間】月～金曜日 10:30～12:00、13:00～16:00（祝祭日、年末年始を除く）

○神奈川県地域青少年相談窓口

横須賀三浦地域（葉山町）

【電話番号】070-4552-9838

【相談時間】毎月第2・4水曜日 13:00～17:00（祝休日除く）

県央地域（厚木市）

【電話番号】070-4436-5970

【相談時間】毎月第2・4金曜日 13:00～17:00（祝休日除く）

湘南地域（寒川町）

【電話番号】070-4436-5970

【相談時間】毎月第2・4木曜日 13:00~17:00（祝休日除く）



②「かながわ子ども・若者総合相談LINE」

【相談時間】火・木・土曜日 14:00~21:00
(祝休日、年末年始除く)



③「かながわひきこもり相談LINE」

【相談時間】火・木・土曜日 14:00~21:00
(祝休日、年末年始除く)

(2) 県立総合教育センター

①24時間子どもSOSダイヤル

いじめや体罰をはじめとする子どものさまざまな悩みやご相談に幅広く応じています。
幼児から18歳までの子どもや、その保護者が対象です。

【電話番号】0120-0-78310（フリーダイヤル）

【相談時間】24時間365日



②中高生SNS相談@かながわ

県内（県立・市町村立・国立・私立）の高等学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部、高等部）、義務教育学校（7年～9年）の生徒からのいじめを含めたさまざまな悩みに関する相談を受け付けます。

【相談時間】月・水・金曜日 18:00~21:00（年末年始を除く）

※一部の期間は毎日相談実施しています。

詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/snsijime.html>

③電話相談（総合教育相談）

学校生活や家庭生活に関するさまざまな悩みやご相談に幅広く応じています。

【電話番号】0466-81-0185

【相談時間】毎日8:45~16:45（年末年始を除く）

④来所相談

学校生活や家庭生活に関するさまざまな事がらや悩み事について、総合教育センターに来所して相談することができます。電話予約の上、総合教育センターにお越しください。

また、高校生を対象に、K-roomを開室しています。K-roomは、学習課題に取り組んだり、他の利用者やスタッフと話をしたりする場所です。週1回程度開室しています。

【予約・問合せ】0466-81-8521

【受付時間】月～金曜日 8:30~17:15（祝休日、年末年始を除く）

⑤メール相談

学校生活や家庭生活に関するさまざまなお悩みやご相談をお受けしております。ご返信にはお時間をいただく場合があります。閉庁日に受け付けたメールは翌開庁日以降の返信となります。

なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の公立学校に関する相談は、こちらでは対応ができません。お住いの各教育委員会へご相談ください。また、私立学校に関する相談は、県私学振興課へご相談ください。

【相談フォーム】<https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Counseling/>

⑥県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口

学校で性的な発言や行為を受けてお困りの場合には、次の窓口にご連絡ください。県立高等学校・特別支援学校・中等教育学校を対象とした相談窓口です。

○電話相談

【電話番号】0466-81-1967

【相談時間】平日 8:45~12:00、13:00~16:45（年末年始を除く）

○メール相談

【相談フォーム】<https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/SCounseling/>

⑦体罰に関する相談窓口

体罰にお困りの場合には、次の窓口にご連絡ください。

なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の公立学校に関する相談は、こちらでは対応ができません。お住いの各教育委員会へご相談ください。また、私立学校に関する相談は、県私学振興課へご相談ください。

○電話相談

【電話番号】0466-81-1967

【相談時間】平日 8:45~12:00、13:00~16:45（年末年始を除く）

○メール相談

【相談フォーム】<https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/TCounseling/>

(3) 子ども専用 人権・子どもホットライン 所管：県子ども家庭課

県内にお住まいの18歳未満の子どもを対象とした、子ども専用の電話相談窓口です。子どもからの人権に関わるような悩みの相談を受けます。

なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市にお住まいの方は、お住まいの地域の児童相談所（195ページ参照）にご相談ください。また、通報でしたら大人の方からも受け付けていますが、あきらかに虐待が疑われる場合は、児童相談所にご連絡ください。

相談

【電話番号】0466-84-1616

【相談時間】毎日 9:00～20:00

(4) ユーステレホンコーナー 所管：神奈川県警察本部 少年育成課

少年の非行問題・いじめ・犯罪被害等の相談に応じるとともに、精神的ケア等の支援を行います。

相談

【電話番号】0120-45-7867（フリーダイヤル）又は045-641-0045

【FAX】045-641-1975

【相談時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

(5) かながわヤングケアラー等相談LINE、かながわケアラー電話相談

所管：県高齢福祉課

家族や友人等をケア（介護、看病、療育、世話、気づかいなど）するヤングケアラーを主な対象に、ケアのこと、家庭や学校、進路のことなど、様々な相談を受け付けます。

①かながわヤングケアラー等相談LINE

【相談時間】月・火・木・土曜日 14:00～21:00

（祝休日、年末年始を除く）



②かながわケアラー電話相談

【電話番号】045-212-0581

【相談時間】水・金曜日 10:00～20:00、日曜日 10:00～16:00

（祝休日、年末年始を除く）

(6) 子ども向け人権相談 所管：法務省

友達から「いじめ」にあって学校に行きたくない、家の人に嫌なことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しにくいけれど、のままではどうしていいか分からない、誰も気づいてくれない等の悩みについて、法務局職員又は人権擁護委員が相談をお受けします。

①電話相談「子どもの人権110番」

【電話番号】0120-007-110

【相談時間】平日 8:30～17:15

※「全国一斉「子どもの人権相談」強化週間（例年、学校の夏休み明け前後の期間）」には、

土日含め相談時間を拡充しています。詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

②子どもの人権SOSミニレター

全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談することができない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。「子どもの人権SOSミニレター」に相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れて、ポストに投函すると、最寄りの法務局に届きます（切手は不要）。人権擁護委員や法務局職員が、希望する連絡方法（手紙・電話）で返信をします。

ミニレターは、毎年、5月～7月の間に学校で配られています。保健室や図書室、地域の図書館に置いている場合もあります。

③子どもの人権SOS eメール

【相談フォーム】https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/

④LINEじんけん相談

【相談時間】平日 8:30～17:15



14 人権相談（法務省）

法務局の職員又は人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。

①みんなの人権110番

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

【電話番号】0570-003-110

【相談時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

※令和7年10月1日から女性の人権ホットラインがみんなの人権110番に統合されました。

②インターネット人権相談受付窓口

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

【相談フォーム】<https://www.jinken.go.jp/>

※外国語による相談申込みは、<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

③外国語人権相談ダイヤル

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。

【電話番号】0570-090911

【相談時間】平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、
ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

※対応言語は外国語によるインターネット人権相談も同じです。

15 外国人向け相談窓口

（1）神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぱらざ）

「外国人一般相談・法律相談」では、県内に在住、在勤する外国人の方を対象に、対面、電話、文書による相談対応を行っています。各言語を話せる相談員が対応します。一般相談では、外国人の仕事・労働、医療・福祉・年金、国籍など、くらし全般にかかるご相談ください。法律相談では、法律問題について弁護士に相談することができます。

※2026年度より詳細（曜日・対応言語等）が変わる可能性があります。最新の情報は、あーすぱらざホームページよりご確認ください。

○ ①～④相談の共通相談先 【Messenger】 kanagawa.earthplaza

①横浜あーすぱらざ窓口

【相談場所】あーすぱらざ 情報フォーラム内（2階）

神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目2-1

【電話番号】045-896-2895

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

相談日時	一般相談 9:00～12:00、13:00～17:00 (受付は16:00まで)	法律相談 13:00～16:30 (受付は16:00まで)
英語	第1・3・4火曜日	第1・3火曜日
中国語	第1火曜日、木曜日	第1火曜日、第4木曜日
韓国・朝鮮語	第4木曜日	第4木曜日
ポルトガル語	水曜日、第4金曜日	第2水曜日、第4金曜日
スペイン語	金曜日	第2・4金曜日
ベトナム語	第1・2・3金曜日、第3火曜日	第2金曜日、第3火曜日

②厚木相談窓口

【相談場所】県央地域県政総合センター（厚木合同庁舎1号館1階）

厚木市水引2-3-1

【電話番号】046-221-5774

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

相談日時	一般相談 9:00～12:00、13:00～17:00 (受付は16:00まで)	法律相談 13:00～16:30 (受付は16:00まで)
スペイン語	月曜日、第3水曜日	第1月曜日、第3水曜日
ポルトガル語	火曜日、第3水曜日	第3水曜日
ベトナム語	第1月曜日	第1月曜日

③川崎相談窓口（一般相談のみ） ※2026年3月末をもって閉室予定

【相談場所】川崎県民センター「県民の声・相談室」

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館2階

【電話番号】044-549-0047

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

相談日時	一般相談 9:00～12:00、13:00～17:00 (受付は16:00まで)
ベトナム語	木曜日

④外国人教育相談

外国につながる子どもたちの教育に関する相談窓口です。学習者ご本人、保護者、学校、支援者を対象に、対面、電話、Messenger、FAX、Eメールによる相談対応を行っています。

※2026年度より詳細（曜日・対応言語等）が変わる可能性があります。最新の情報は、あーすぶらざホームページよりご確認ください。

【相談場所】あーすぶらざ 情報フォーラム内（2階）

神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目2-1

【電話番号】045-896-2972（タガログ語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ベトナム語）
045-896-2970（やさしい日本語）

【メールアドレス】soudan1@earthplaza.jp

【FAX】045-896-2894

【相談日時と対応言語】※祝日はお休みです

相談日時	9:00～13:00、14:00～17:00 (受付は16:30まで)
タガログ語	火曜日
ポルトガル語	水曜日
中国語	木・土曜日
スペイン語	金曜日
ベトナム語	金曜日
やさしい日本語	火～土曜日

（2）多言語支援センターかながわ（県委託事業）

受託者：（公財）かながわ国際交流財団、（特非）多言語社会リソースかながわ

外国籍県民や来県外国人への情報提供・通訳支援を多言語で行うセンターです。生活で必要な情報（医療、保健、福祉、子育てなど）や相談するところを案内します。

【相談場所】横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

【電話番号】045-316-2770

【受付日時と対応言語】※祝日・年末年始を除く

受付時間 (電話・来所)	9:00～12:00、13:00～17:15
英語	月～金曜日
中国語	月・木曜日
タガログ語	月～金曜日
ベトナム語	月・火・木・金曜日
スペイン語	月～金曜日
ポルトガル語	月・水・木・金曜日
ネパール語	月・水曜日
タイ語	月・金曜日
韓国・朝鮮語	水曜日
インドネシア語	月・金曜日
やさしい日本語	月～金曜日

16 高次脳機能障害に関する相談

交通事故や病気などで脳に障害を受け、何か不自由をお感じの方、そのご家族、支援に携わる関係機関の方たちへの情報提供やご相談に応じています。

【相談窓口】神奈川県リハビリテーション病院 総合相談室

高次脳機能障害相談支援コーディネーター

【電話番号】046-249-2612

【相談時間】平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

17 暴力団等に関する相談

暴力団等に関する困りごとや被害などの相談は、下記でお受けしています。どのような些細なことでもお気軽にご利用ください。

相談窓口	所在地	電話番号	相談時間
(公財)神奈川県暴力追放推進センター「暴力相談」窓口	横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部内	045-201-8930 (ヤクザゼロ)	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日を除く
県民の声・相談室（暴力に関する相談）	かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 2階	045-312-1121
	川崎県民センター	川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館 2階	044-549-7000
	横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町 2-9-19 県横須賀合同庁舎内	046-823-0210
	県央地域県政総合センター(高相合同庁舎)	相模原市相模大野 6-3-1 県高相合同庁舎内	042-745-1111
	県央地域県政総合センター(厚木合同庁舎)	厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎内	046-224-1111 月・火曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 木曜日 9:00～12:00 ※祝日、年末年始を除く
	湘南地域県政総合センター ※令和8年1月に移転したため、移転後の情報で記載しております。	平塚市中里50-1 県平塚合同庁舎内	水・金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く  (↑県ホームページからご確認ください。)
	県西地域県政総合センター(小田原合同庁舎)	小田原市荻窪 350-1 県小田原合同庁舎内	0465-32-8000 月・金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 木曜日 9:00～12:00 ※祝日、年末年始を除く
県西地域県政総合センター(足柄上郡開成町吉田島)	足柄上郡開成町吉田島 2489-2 県足柄上郡合同庁舎内	0465-83-5111	火・水曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く
神奈川県警察本部「暴力相談」窓口	横浜市中区海岸通2-4	0120-797049 (ナカレヨウキュウ)	24時間
各警察署「暴力相談」窓口	警察署一覧(187～194ページ) 参照		24時間

■ 神奈川県警察 警察署一覧（管轄は事件発生地別）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
加賀町警察署	横浜市中区山下町203番地	045-641-0110	横浜市中区（元町、山下町（279番地の1、山下ふ頭を除く。）、海岸通（1丁目1番地を除く。）、新山下1丁目、新山下2丁目、新山下3丁目、港町、尾上町、真砂町、常盤町、住吉町、相生町、太田町、弁天通、南仲通、本町、北仲通、元浜町、日本大通、横浜公園）
山手警察署	横浜市中区本牧宮原1番15号	045-623-0110	横浜市中区（山手町、諏訪町、北方町、本牧町、山元町、根岸町、上野町、千代崎町、本郷町、大和町、麦田町、小港町、本牧十二天、本牧大里町、本牧元町、本牧三之谷、本牧間門、本牧和田、本牧荒井、本牧満坂、本牧緑ヶ丘、西之谷町、立野、矢口台、池袋、根岸加曾台、根岸旭台、根岸台、仲尾台、竹之丸、鷺山、柏葉、西竹之丸、大平町、大芝台、簗沢、寺久保、塚越、妙香寺台、豆口台、滝之上、千鳥町、豊浦町、錦町、本牧ふ頭、かもめ町、南本牧、本牧原、本牧宮原、和田山） 横浜市磯子区（上町（13番地から15番地まで）、馬場町（13番地）、坂下町（5番地）、下町（13番地）） 横浜市南区（山谷、平楽のうち通称エリヤX）
磯子警察署	横浜市磯子区磯子1丁目3番5号	045-761-0110	横浜市磯子区（上町13番地から15番地まで、馬場町13番地、坂下町5番地、下町13番地を除く。）
金沢警察署	横浜市金沢区泥亀2丁目10番1号	045-782-0110	横浜市金沢区
南警察署	横浜市南区大岡2丁目31番4号	045-742-0110	横浜市南区（山谷、平楽のうち、通称エリヤXを除く。）

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
伊勢佐木警察署	横浜市中区山吹町2番地の3	045-231-0110	横浜市中区（伊勢佐木町、吉田町、福富町東通、福富町仲通、福富町西通、末広町、羽衣町、末吉町、蓬莱町、長者町、曙町、若葉町、弥生町、野毛町、宮川町、桜木町、内田町、日ノ出町、黄金町、初音町、英町、赤門町、花咲町、万代町、不老町、翁町、扇町、吉浜町、松影町、寿町、千歳町、山田町、富士見町、山吹町、石川町、打越、三吉町）
戸部警察署	横浜市西区戸部本町50番6号	045-324-0110	横浜市西区
神奈川警察署	横浜市神奈川区神奈川2丁目15番地の3	045-441-0110	横浜市神奈川区（瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭を除く。）
鶴見警察署	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番9号	045-504-0110	横浜市鶴見区（鶴見川（潮見橋上流端から下流に限る。）及び扇島を除く。）
保土ヶ谷警察署	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の7	045-335-0110	横浜市保土ヶ谷区
旭警察署	横浜市旭区本村町33番地の5	045-361-0110	横浜市旭区
港南警察署	横浜市港南区港南中央通11番1号	045-842-0110	横浜市港南区
港北警察署	横浜市港北区大豆戸町680番地1	045-546-0110	横浜市港北区
緑警察署	横浜市緑区中山4丁目36番13号	045-932-0110	横浜市緑区
青葉警察署	横浜市青葉区市ヶ尾町29番地の1	045-972-0110	横浜市青葉区
都筑警察署	横浜市都筑区茅ヶ崎中央34番1号	045-949-0110	横浜市都筑区
戸塚警察署	横浜市戸塚区戸塚町3158番地の1	045-862-0110	横浜市戸塚区
栄警察署	横浜市栄区桂町320番地の2	045-894-0110	横浜市栄区
泉警察署	横浜市泉区和泉町5867番地の26	045-805-0110	横浜市泉区

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
瀬谷警察署	横浜市瀬谷区二ツ橋町 213 番地の1	045-366-0110	横浜市瀬谷区
横浜水上警察署	横浜市中区海岸通1丁目1番地	045-212-0110	<p>横浜市中区（新港1～2丁目、海岸通1丁目1番地、山下町（279番地の1及び山下ふ頭に限る。））</p> <p>横浜市神奈川区（瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭）</p> <p>横浜市鶴見区（鶴見川（潮見橋上流端から下流に限る。））</p> <p>横浜港港湾区域（万代橋上流端から上流の滝の川、築地橋上流端から上流の帷子川、新田間川、幸川、金港橋上流端から上流の派新田間川、都橋上流端から上流の大岡川、車橋上流端から上流の中村川、堀割川及び鳳運河を除く。）</p>
川崎警察署	川崎市川崎区日進町25番地1	044-222-0110	川崎市川崎区（伊勢町、藤崎1～4丁目、川中島1～2丁目、大師駅前1～2丁目、大師本町、大師町、大師公園、東門前1～3丁目、中瀬1～3丁目、小田1～6丁目、小田栄1丁目、浅田1～4丁目、砂子1～2丁目、本町1～2丁目、堀之内町、宮本町、宮前町、榎町、東田町、新川通、貝塚1～2丁目、南町、小川町、日進町、駅前本町、下並木、池田1～2丁目、元木1～2丁目、堤根、境町、富士見1～2丁目、旭町1～2丁目、鈴木町、港町、中島1～3丁目、大島上町、鋼管通1丁目（1番及び2番に限る。）、追分町、大島1～5丁目、渡田1～4丁目、渡田新町1～3丁目、渡田向町、渡田東町、渡田山王町、京町1～3丁目）

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
川崎臨港警察署	川崎市川崎区池上新町2丁目17番14号	044-266-0110	横浜市鶴見区扇島 川崎市川崎区（四谷上町、四谷下町、池上新町1～3丁目、台町、観音1丁目、観音2丁目、水江町、東扇島、日ノ出1～2丁目、殿町1～3丁目、江川1～2丁目、田町1～3丁目、小島町、塩浜1～4丁目、夜光1～3丁目、千鳥町、浮島町、大師河原、大師河原1～2丁目、出来野、昭和1～2丁目、浜町1～4丁目、浅野町、南渡田町、田島町、扇町、扇島、鋼管通1丁目（1番及び2番を除く。）、鋼管通2～5丁目、小田栄2丁目、桜本1～2丁目、池上町、小田7丁目、田辺新田、大川町、白石町、川崎港港湾区域）
幸警察署	川崎市幸区南幸町3丁目154番地4	044-548-0110	川崎市幸区
中原警察署	川崎市中原区小杉町3丁目256番地	044-722-0110	川崎市中原区
高津警察署	川崎市高津区溝口4丁目5番1号	044-822-0110	川崎市高津区
宮前警察署	川崎市宮前区宮前平2丁目19番地11	044-853-0110	川崎市宮前区
多摩警察署	川崎市多摩区枡形3丁目1番1号	044-922-0110	川崎市多摩区
麻生警察署	川崎市麻生区古沢86番地の1	044-951-0110	川崎市麻生区
横須賀警察署	横須賀市新港町1番地10	046-822-0110	横須賀市（安針台、吉倉町、西逸見町、山中町、東逸見町、逸見が丘、坂本町、汐入町、本町、稻岡町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町、日の出町、米が浜通、平成町1～3丁目、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町、不入斗町、鶴が丘1～2丁目、平和台、汐見台1～3丁

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
			目、望洋台、佐野町、公郷町、衣笠栄町、金谷1～3丁目、阿部倉、池上1～7丁目、平作1～8丁目、小矢部1～4丁目、衣笠町、大矢部1～6丁目、森崎1～6丁目、長井1～6丁目、林1～5丁目、須軽谷、武1～5丁目、山科台、太田和1～5丁目、荻野、長坂1～5丁目、御幸浜、佐島1～3丁目、佐島の丘1～2丁目、芦名1～3丁目、秋谷、秋谷1～4丁目、子安、湘南国際村1～3丁目）
田浦警察署	横須賀市船越町5丁目 31番地	046-861-0110	横須賀市（鷹取1～2丁目、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、浜見台1～2丁目、追浜町、追浜南町、湘南鷹取1～6丁目、船越町、船越町8丁目、港が丘1～2丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町）
横須賀南警察署	横須賀市久里浜1丁目 18番1号	046-835-0110	横須賀市（東浦賀1～2丁目、浦賀1～7丁目、浦上台1～4丁目、西浦賀1～6丁目、浦賀丘1～3丁目、南浦賀、馬堀町1～4丁目、桜が丘1～2丁目、馬堀海岸1～4丁目、根岸町1～5丁目、池田町1～6丁目、大津町1～5丁目、吉井1～4丁目、走水1～2丁目、小原台、鴨居1～4丁目、二葉1～2丁目、久比里1～2丁目、久里浜台1～2丁目、内川新田、内川1～2丁目、長瀬1～3丁目、佐原1～5丁目、岩戸1～5丁目、久村、光風台、若宮台、舟倉1～2丁目、久里浜1～9丁目、神明町、ハイランド1～5丁目、野比1～5丁目、粟田1～2丁目、光の丘、長沢1～6丁目、グリーンハイツ、津久井1～5丁目）

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
三崎警察署	三浦市三崎町六合3番地	046-881-0110	三浦市
葉山警察署	三浦郡葉山町一色2034番地	046-876-0110	葉山町
逗子警察署	逗子市桜山4丁目8番41号	046-871-0110	逗子市
鎌倉警察署	鎌倉市由比ガ浜2丁目11番26号	0467-23-0110	鎌倉市(十二所、浄明寺1~6丁目、二階堂、西御門1~2丁目、雪ノ下、雪ノ下1~5丁目、小町1~3丁目、大町1~7丁目、御成町、佐助1~2丁目、笹目町、由比ガ浜1~4丁目、材木座1~6丁目、長谷1~5丁目、扇ガ谷1~4丁目、坂ノ下、極楽寺1~4丁目、稻村ガ崎1~5丁目、腰越、腰越1~5丁目、津、津西1~2丁目、七里ガ浜東1~5丁目、七里ガ浜1~2丁目、西鎌倉1~4丁目、梶原、梶原1~5丁目、寺分、寺分1~3丁目、上町屋、手広、手広1~6丁目、笛田、笛田1~6丁目、鎌倉山1~4丁目、常盤)
大船警察署	鎌倉市大船1709番地の2	0467-46-0110	鎌倉市(山ノ内、台、台1~5丁目、小袋谷、小袋谷1~2丁目、大船、大船1~6丁目、高野、岩瀬、岩瀬1丁目、今泉1~5丁目、今泉台1~7丁目、岡本、岡本1~2丁目、玉縄1~5丁目、植木、城廻、関谷、山崎)
藤沢警察署	藤沢市本鵠沼4丁目1番8号	0466-24-0110	藤沢市(片瀬1~5丁目、片瀬海岸1~3丁目、片瀬山1~5丁目、片瀬目白山、江の島1~2丁目、鵠沼、鵠沼海岸1~7丁目、鵠沼松が岡1~5丁目、鵠沼桜が岡1~4丁目、鵠沼藤が谷1~4丁目、本鵠沼1~5丁目、鵠沼石上1~3丁目、南藤沢、鵠沼東、鵠沼花沢町、鵠沼橋1

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
			～2丁目、片瀬、辻堂1～6丁目、辻堂元町1～6丁目、辻堂太平台1～2丁目、辻堂東海岸1～4丁目、辻堂西海岸1～3丁目、弥勒寺、弥勒寺1～4丁目、宮前、小塚、高谷、渡内、渡内1～5丁目、柄沢、柄沢1～2丁目、並木台1～2丁目、村岡東1～4丁目、川名、川名1～2丁目、藤沢1～5丁目、朝日町、本町1～4丁目、西富、西富1～2丁目、大鋸、大鋸1～3丁目、藤が岡1～3丁目、鵠沼神明1～5丁目、藤沢（一般国道1号の南側に限る。）、辻堂神台1～2丁目、辻堂新町1～4丁目、羽鳥1～5丁目、城南1～5丁目）
藤沢北警察署	藤沢市円行2丁目5番地の1	0466-45-0110	藤沢市（藤沢（一般国道1号の南側を除く。）、善行1～7丁目、本藤沢1～7丁目、善行団地、立石1～4丁目、善行坂1～2丁目、白旗1～4丁目、みその台、花の木、稻荷、稻荷1丁目、亀井野、西俣野、大庭、亀井野1～4丁目、石川、石川1～6丁目、今田、土棚、円行、円行1～2丁目、湘南台1～7丁目、桐原町、天神町1～3丁目、遠藤、下土棚、長後、高倉、用田、葛原、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原）
茅ヶ崎警察署	茅ヶ崎市茅ヶ崎3丁目4番16号	0467-82-0110	茅ヶ崎市、寒川町
平塚警察署	平塚市西八幡1丁目3番2号	0463-31-0110	平塚市
大磯警察署	中郡大磯町国府本郷207番地の1	0463-72-0110	大磯町、二宮町
小田原警察署	小田原市荻窪350番地の1	0465-32-0110	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

警察署名	所在地	電話番号	管轄
松田警察署	足柄上郡松田町松田 庶子 477 番地の 1	0465-82-0110	南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町
秦野警察署	秦野市新町 5 番 5 号	0463-83-0110	秦野市
伊勢原 警察署	伊勢原市田中 819 番 地	0463-94-0110	伊勢原市
厚木警察署	厚木市水引 1 丁目 11 番 10 号	046-223-0110	厚木市、愛川町、清川村
大和警察署	大和市中央 5 丁目 15 番 4 号	046-261-0110	大和市、綾瀬市
座間警察署	座間市入谷西 5 丁目 50 番 23 号	046-256-0110	座間市
海老名 警察署	海老名市中央 5 丁目 5 番 1 号	046-232-0110	海老名市
相模原 警察署	相模原市中央区富士 見 1 丁目 1 番 1 号	042-754-0110	相模原市中央区
相模原南 警察署	相模原市南区古淵 6 丁目 29 番 2 号	042-749-0110	相模原市南区
相模原北 警察署	相模原市緑区西橋本 5 丁目 4 番 25 号	042-700-0110	相模原市緑区（相原、相原 1 ~ 6 丁 目、大島、大山町、上九沢、下九沢、 田名、西橋本 1 ~ 5 丁目、二本松 1 ~ 4 丁目、橋本 1 ~ 8 丁目、橋本台 1 ~ 4 丁目、東橋本 1 ~ 4 丁目、元 橋本町）
津久井 警察署	相模原市緑区中野 937 番地 2	042-780-0110	相模原市緑区（青根、青野原、青山、 太井、小倉、小原、小渕、川尻、久 保沢 1 ~ 3 丁目、佐野川、澤井、城 山 1 ~ 4 丁目、寸沢嵐、谷ヶ原 1 ~ 2 丁目、千木良、鳥屋、中沢、長竹、 中野、名倉、根小屋、葉山島、原宿 1 ~ 5 丁目、原宿南 1 ~ 3 丁目、日 連、広田、牧野、又野、町屋 1 ~ 4 丁目、三井、三ヶ木、向原 1 ~ 4 丁 目、吉野、与瀬、与瀬本町、若葉台 1 ~ 7 丁目、若柳）

■ 神奈川県内 児童相談所一覧

運営	児童相談所名	所在地	電話番号	管轄
神奈川県	中央児童相談所	藤沢市亀井野 3119	0466-84-1600	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
	平塚児童相談所	平塚市中原 3-1-6	0463-73-6888	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
	鎌倉三浦地域児童相談所	横須賀市日の出町 1-4-7	046-828-7050	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	小田原児童相談所	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	厚木児童相談所	厚木市水引 2-11-7	046-240-6430	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
	綾瀬児童相談所	綾瀬市深谷中 4-2-1	0467-78-2110	大和市、綾瀬市
横浜市	中央児童相談所	横浜市南区浦舟町 3-44-2	045-260-6510	横浜市（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区）
	西部児童相談所	横浜市保土ヶ谷区川辺町 5-10	045-331-5471	横浜市（保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区）
	南部児童相談所	横浜市港南区丸山台 1-9-10	045-349-0122	横浜市（港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区）
	北部児童相談所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2441	横浜市（港北区、緑区、青葉区、都筑区）
川崎市	南部児童相談所	川崎市幸区鹿島田 1-21-9	044-542-1234	川崎市（川崎区、幸区、中原区）
	中部児童相談所	川崎市高津区久本 1-4-1	044-877-8111	川崎市（高津区、宮前区）
	北部児童相談所	川崎市多摩区生田 7-16-2	044-931-4300	川崎市（多摩区、麻生区）
相模原市児童相談所		相模原市中央区淵野辺 2-7-2	042-730-3500	相模原市
横須賀市児童相談所		横須賀市小川町 16 はぐくみかん 3 階	046-820-2323	横須賀市

■ 市町村犯罪被害者等相談窓口一覧

市町村名	主管課名	電話番号	住所
横浜市	市民局人権課	045-671-3117	横浜市中区本町6-50-10
川崎市	市民文化局市民生活部 地域安全推進課	044-200-2305	川崎市川崎区宮本町1
相模原市	市民局交通・地域安全課	042-769-1397	相模原市中央区中央2-11-15
横須賀市	民生局地域支援部市民生活課	046-822-7807	横須賀市小川町11
平塚市	市民部市民情報・相談課	0463-21-8764	平塚市浅間町9-1
鎌倉市	共生共創部地域共生課	0467-61-3864	鎌倉市御成町18-10
藤沢市	企画政策部 人権男女共同平和国際課	0466-50-3501	藤沢市朝日町1-1
小田原市	市民部地域安全課	0465-33-1403	小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	くらし安心部市民相談課	0467-81-7129	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	市民協働部市民協働課	046-873-1111 (内線) 268	逗子市逗子5-2-16
三浦市	市民部市民協働課	046-882-1111 (内線) 231	三浦市城山町1-1
秦野市	くらし安心部市民相談人権課	0463-82-5128	秦野市桜町1-3-2
厚木市	市民交流部くらし交通安全課	046-225-2344	厚木市中町3-17-17
大和市	市民経済・にぎわい創出部 市民相談課	046-260-7970	大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	市民生活部人権・広聴相談課	0463-94-4717	伊勢原市田中348
海老名市	市民協働部市民相談課	046-235-4567	海老名市勝瀬175-1

市町村名	犯罪被害者等支援を目的とした条例制定市町村における支援メニュー ※1													
	日常生活支援					法律相談	カウンセリング	住居支援			見舞金・支援金支給			その他支援
	家事等	配食	一時保育	一時預かり	その他			転居支援	公営住宅	緊急避難	遺族	重傷病	性犯罪被害	
横浜市	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
川崎市	○	○	○	○	○	※2	○	○	○	○	○	○	○	
相模原市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
横須賀市	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
平塚市	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	
鎌倉市	○	○	○		○	※4	○	○	○	○	○	○	○	
藤沢市	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
小田原市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
茅ヶ崎市	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○
逗子市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
三浦市														
秦野市		○		○		○	○	○		○	○	○		
厚木市	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
大和市	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
伊勢原市		○		○		○	○	○		○	○	○	○	
海老名市	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	

※1 各支援メニューの内容は 55 ページ「(5) 県内市町村による支援」を参照

※2 教育支援…通信教育や家庭教師費用、学校へのタクシー代等の助成

※3 精神通院医療…自立支援医療（精神通院医療）制度を利用した場合に自己負担分の一部を助成

※4 学習支援、修学支援、就労準備支援…通信教育や家庭教師費用、学校へのタクシー代等の助成、修学に必要な費用を助成、就労するために資格等の取得費用を助成

※5 家賃支援…新たに賃貸住宅に入居した際に支援金を支給

第4章 相談関係機関一覧（令和7年10月1日現在）

市町村名	主管課名	電話番号	住所
座間市	総合政策部市民広聴課	046-252-8218	座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	秘書広報課	0465-73-8004	南足柄市関本440
綾瀬市	市民環境部市民課	0467-70-5605	綾瀬市早川550
葉山町	福祉部町民健康課	046-876-1111 (内線205)	三浦郡葉山町堀内2135
寒川町	町民部町民窓口課	0467-74-1111 (内線474)	高座郡寒川町宮山165
大磯町	町民福祉部町民課	0463-61-4100 (内線267)	中郡大磯町東小磯183
二宮町	町民部町民課	0463-71-3313	中郡二宮町二宮961
中井町	地域防災課	0465-81-1110	足柄上郡中井町比奈窪56
大井町	防災安全課	0465-85-5002	足柄上郡大井町金子1995
松田町	安全防災担当室	0465-84-5540	足柄上郡松田町松田惣領2037
山北町	地域防災課	0465-75-3643	足柄上郡山北町山北1301-4
開成町	地域防災課	0465-84-0326	足柄上郡開成町延沢773
箱根町	総務部町民課	0460-85-7160	足柄下郡箱根町湯本256
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131 (内線6260)	足柄下郡真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 (内線235)	足柄下郡湯河原町中央2-2-1
愛川町	総務部住民協働課	046-285-2111 (内線3245)	愛甲郡愛川町角田251-1
清川村	総務課	046-288-1212	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216

市町村名	犯罪被害者等支援を目的とした条例制定市町村における支援メニュー ※1												
	日常生活支援					法律相談	カウンセリング	住居支援			見舞金・支援金支給		
	家事等	配食	一時保育	一時預かり	その他			転居支援	公営住宅	緊急避難	遺族	重傷病	性犯罪被害
座間市													
南足柄市		○				○	○	○			○	○	○
綾瀬市	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○
葉山町													
寒川町											○	○	
大磯町													
二宮町													
中井町													
大井町													
松田町													
山北町													
開成町													
箱根町													
真鶴町													
湯河原町						○					○	○	○
愛川町	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○
清川村													

※1 各支援メニューの内容は 55 ページ 「(5) 県内市町村による支援」を参照

